

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【事業年度】	第103期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	（043）243－2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 西村 信宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	（03）5695－1511（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 智弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	49,986	51,248	51,303	54,584	56,910
連結経常利益	百万円	7,224	9,005	9,671	10,250	10,682
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円	4,763	6,385	6,477	7,428	7,459
連結包括利益	百万円	16,770	2,770	△275	19,860	△363
連結純資産額	百万円	182,491	175,445	170,718	187,280	174,790
連結総資産額	百万円	3,248,236	3,570,502	3,180,129	3,229,226	3,246,846
1株当たり純資産額	円	1,938.72	1,950.75	1,964.23	2,279.01	2,247.32
1株当たり当期純利益	円	57.34	85.75	92.07	112.62	116.49
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	17.56	26.63	28.90	52.79	80.93
自己資本比率	%	5.50	4.80	5.23	5.65	5.23
連結自己資本利益率	%	2.78	3.64	3.83	4.25	4.23
連結株価収益率	倍	5.17	3.06	5.83	9.65	11.10
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	256,027	333,925	△430,231	13,187	13,747
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△28,049	2,326	10,813	△12,785	△16,049
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△1,261	△9,885	△4,479	△3,331	△12,166
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	359,075	685,448	261,551	258,622	244,154
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,428 [891]	1,387 [854]	1,350 [773]	1,322 [713]	1,313 [673]

(注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	40,476	42,880	43,025	49,665	48,645
経常利益	百万円	6,645	8,145	8,945	13,222	10,667
当期純利益	百万円	4,679	6,270	6,447	11,339	8,480
資本金	百万円	62,120	62,120	62,120	62,120	62,120
発行済株式総数						
普通株式	千株	62,222	62,222	62,222	62,222	62,222
優先株式		5,257	4,458	3,958	3,458	2,787
純資産額	百万円	174,638	166,871	161,699	178,560	167,665
総資産額	百万円	3,228,092	3,550,485	3,160,827	3,208,586	3,227,014
預金残高	百万円	2,781,665	2,816,778	2,834,230	2,884,617	2,879,557
貸出金残高	百万円	2,297,615	2,306,598	2,356,768	2,380,939	2,420,331
有価証券残高	百万円	528,602	519,751	499,207	524,397	520,862
1株当たり純資産額	円	1,867.52	1,868.77	1,878.61	2,207.49	2,203.88
1株当たり配当額						
普通株式	円	3.00	5.00	5.00	10.00	10.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
第二種優先株式		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
(内1株当たり中間配当額)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
第1回第六種優先株式		550.00	－	－	－	－
(内1株当たり中間配当額)		(－)	－	－	－	－
第2回第六種優先株式		－	26.31	300.00	300.00	300.00
(内1株当たり中間配当額)		－	(－)	(－)	(－)	(－)
第1回第七種優先株式		900.00	900.00	900.00	900.00	900.00
(内1株当たり中間配当額)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
第2回第七種優先株式		7,101.00	9,000.00	9,000.00	9,000.00	9,000.00
(内1株当たり中間配当額)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
1株当たり当期純利益	円	55.91	83.82	91.57	180.94	134.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	17.22	26.12	28.76	81.60	92.32
自己資本比率	%	5.40	4.69	5.11	5.56	5.19
自己資本利益率	%	2.98	3.93	4.12	7.16	5.35
株価収益率	倍	5.31	3.13	5.86	6.00	9.63
配当性向	%	5.36	5.96	5.46	5.52	7.44
従業員数	人	1,302	1,302	1,261	1,232	1,234
[外、平均臨時従業員数]		[759]	[807]	[731]	[676]	[645]
株主総利回り		118.5	107.1	217.3	438.7	524.5
(比較指標：TOPIX業種別指数 (銀行業))	%	(141.7)	(157.9)	(195.5)	(337.6)	(433.4)
最高株価	円	353	307	615	1,143	1,639
最低株価	円	210	243	246	468	777

- (注) 1. 「1株当たり配当額」の「第1回第六種優先株式」については、2022年3月1日に全株式を取得及び消却していることから、第100期(2022年3月)以降は該当ありません。
2. 2025年3月期の1株当たり配当額のうち、期末配当額(普通株式10円00銭、第二種優先株式104円00銭、第2回第六種優先株式300円00銭、第1回第七種優先株式900円00銭及び第2回第七種優先株式9,000円00銭)については、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 最高株価及び最低株価は、第101期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

1952年1月	株式会社千葉興業銀行設立（1952年1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市）
1970年12月	外国為替業務取扱開始
1972年3月	現本店竣工
1972年9月	東京証券取引所市場第二部上場
1973年8月	東京証券取引所市場第一部上場
1974年5月	事務センター竣工
1974年8月	預金オンライン稼働
1977年4月	為替オンライン稼働
1979年4月	千葉保証サービス株式会社設立
1982年4月	金売買業務開始
1982年12月	千葉総合リース株式会社設立（現・連結子会社）
1983年2月	ちば興銀ユーシーカード株式会社設立
1983年4月	国債等公共債の窓口販売業務開始
1983年6月	融資オンライン稼働
1984年8月	海外コルレス業務の認可を取得
1985年6月	国債等公共債のディーリング業務開始
1985年10月	日本銀行一般代理店業務開始（稲毛支店）（2019年8月廃止）
1986年1月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立
1987年7月	海外コルレス包括契約の認可を取得
1988年7月	ちば興銀ファイナンス株式会社設立
1988年9月	第一回国内無担保転換社債100億円発行
1989年10月	ニューヨーク駐在員事務所開設
1991年7月	ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立（現・連結子会社）
1995年7月	ちば興銀総合管理株式会社設立
1998年6月	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
1998年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年9月	第一種優先株式50億円発行
2000年3月	ちば興銀総合管理株式会社清算
2000年8月	第二種優先株式200億円発行
2000年9月	第三種優先株式600億25百万円発行
2001年4月	損害保険窓口販売業務開始
2002年2月	確定拠出年金（企業型年金）業務開始
2002年9月	ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算
2002年10月	生命保険窓口販売業務開始
2004年10月	基幹系システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行
2004年12月	証券仲介業務開始
2009年1月	千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カードサービス株式会社に変更
2013年1月	第四種優先株式320億円発行
2013年7月	第三種優先株式全株を取得及び消却
2014年9月	第一種優先株式全株を取得及び消却
2017年1月	第1回第六種優先株式発行（発行価格の総額120億円、発行価額の総額115億20百万円）
2017年2月	第四種優先株式1,750千株を取得及び消却
2019年3月	第1回第七種優先株式326億50百万円発行
2019年3月	第四種優先株式全株4,650千株を取得及び消却
2020年1月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2020年6月	第2回第七種優先株式23億66百万円発行
2021年2月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2021年4月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併

2022年 2 月	第 2 回第六種優先株式60億20百万円発行
2022年 3 月	第 1 回第六種優先株式全株を取得及び消却
2022年 3 月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年 3 月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2023年 9 月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2024年 4 月	株式会社ちばくる設立（現・連結子会社）
2024年 5 月	第 1 回第七種優先株式171千株を取得及び消却
2024年 7 月	ちば興銀カードサービス株式会社の全株式を譲渡
2024年 7 月	株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズ設立（現・連結子会社）
2024年 8 月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2024年 9 月	ちば興銀キャピタルパートナーズ第 1 号投資事業有限責任組合設立（現・非連結子会社）

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店、出張所においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

〔リース業〕

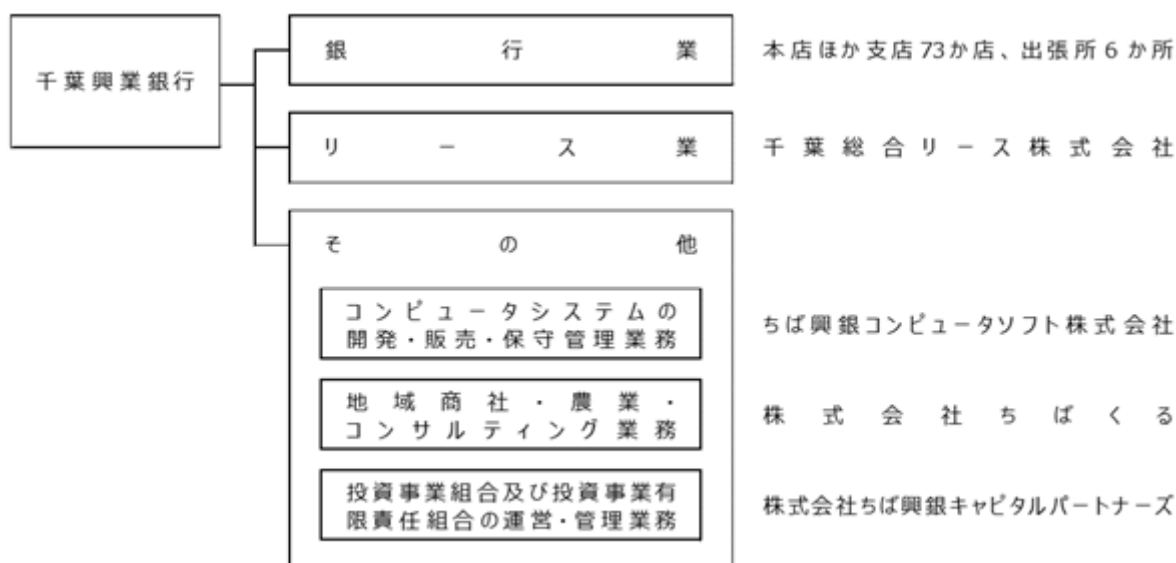
連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

〔その他〕

その他の連結子会社においては、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、地域商社・農業・コンサルティング業務、投資事業組合及び投資事業有限責任組合の運営・管理業務を行い、当行グループの業務の充実に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

なお、信用保証・クレジットカード業を営んでおりましたちば興銀カードサービス株式会社は、2024年7月1日に当行が保有する同社の全株式を当行グループ外の会社へ譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。



- (注) 1. 上記のほか、ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合を設立しております。当該組合は、持分法非適用の非連結子会社であります。
2. 株式会社ちばくる及び株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有（又は被所有）割合 （％）	当行との関係内容				
					役員の兼任等 （人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 千葉総合リース株式会社	千葉市中央区	90	リース業（リース業務）	所有 26.1 (21.1) [50.0]	2 (1)	－	金銭貸借 預金取引 リース取引	－	－
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	千葉市美浜区	30	その他（コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務）	55.0 (50.0) [45.0]	2 (1)	－	預金取引 システム開発	提出会社より建物の一部賃借	－
株式会社ちばくる	千葉市美浜区	100	その他（地域商社・農業・コンサルティング業務）	100.0 (－) [－]	6 (1)	－	預金取引	提出会社より建物の一部賃借	－
株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズ	千葉市美浜区	50	その他（投資事業組合及び投資事業有限責任組合の運営・管理業務）	100.0 (－) [－]	3 (1)	－	預金取引	提出会社より建物の一部賃借	－

- （注）1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
6. 千葉総合リース株式会社については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く。）の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
7. 前連結会計年度において連結子会社であったちば興銀カードサービス株式会社は、2024年7月1日付で当行が保有する同社の全株式を当行グループ外の会社へ譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。
8. 株式会社ちばくる及び株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	その他	合計
従業員数（人）	1,234 [645]	16 [11]	－ [3]	63 [14]	1,313 [673]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員655人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 信用保証・クレジットカード業の従業員数は、2024年7月1日付で当行が保有するちば興銀カードサービス株式会社の全株式を当行グループ外の会社へ譲渡したことにより、当連結会計年度末の同社の従業員数を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
1,234 [645]	39歳10月	15年9月	6,588

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員626人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は923人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員17人は従業員数に含まれております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当行

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注） 1	男性労働者の育児休業取得率（％） （注） 2	労働者の男女の賃金の差異（％） （注） 1			
		全労働者	正規雇用労働者（注） 3	パート・有期労働者	
24.7	100.0	59.2	76.2	61.4	－

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。なお、管理職に占める女性労働者の割合は、出向者を出向元の労働者として集計し、労働者の男女の賃金の差異は、休職者を除き、正規雇用労働者は行員を、パート・有期労働者は嘱託社員、パートタイマーを集計しております。また、パートタイマーのうち、行員と比して所定労働時間が短い者については、短縮率等に応じて人数換算しております。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出しており、出向者は出向元の労働者として集計しております。
3. 正規雇用労働者のうち当行職責階層（役割・責任に応じた階層）に区分した場合の賃金の差異（％）

経営職	管理職	特定職Ⅰ	推進職	指導職	事務職
95.5	87.8	95.7	87.6	90.1	103.3

(注) 経営職は支店長クラス、管理職及び特定職Ⅰは課長クラス、推進職は係長クラスで休職者を除き集計しております。

当行は、単線型の人事制度を運用しているため、制度的には男女の賃金格差は生じておりません。上記の賃金差につきましては、諸手当（時間外勤務手当、家族手当、住宅手当等）の支給について、男性の方が多いことにより生じております。

上記のような社会的課題でもある賃金格差解消のため、当行は、引き続き女性活躍推進や男性の育児参加を促進してまいります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行が企業活動を展開していくうえでの基本的価値観を示した企業理念は、『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』の3つの言葉で表現されています。経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、この企業理念を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることであります。

お客さまのニーズは時代とともに常に変化・多様化していますが、その本質にある「幸せになりたい」という気持ちは不変であるとの認識のもと、当行は、お客さまの親切的なパートナーとして、常に考え行動する“コンサルティング考動”を通じて幸せの実現に向けて共に伴走し続けることを目指すという意味を込め、長期経営ビジョン「親切的なパートナーとしてみなさまの幸せとともにデザインし続ける」と定めることといたしました。これを実現していくことで、株主のみなさま、お取引先のみなさま、そして市場や地域社会からの信頼と期待にお応えしてまいります。

(2) 経営環境・優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当行が営業基盤とする千葉県には、620万人を超える人口があり、交通インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。

当行を取り巻く経済環境においては、引き続き景気は緩やかに回復する一方、物価高や人手不足、DXや脱炭素に向けた対応など、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競争の拡大が予想されます。

また、金融市場では、日本銀行が2024年3月のマイナス金利解除に続いて、2024年7月及び2025年1月に政策金利の引き上げを実施し、今後も利上げを継続する姿勢を示す中で市場金利及び経済環境の先行きの不確実性が高まっております。

このような環境の中、当行は改めて当行グループの存在意義を見つめ直し、地域のお客さまにどのように価値を提供していくかを全役職員で議論し、当行グループのパーパス「いちばん近くで、いちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」を新たに制定いたしました。また、パーパスや長期経営ビジョンの実現に向けた具体的な戦略として、2025年4月より新たな中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2028 ～ Path to Evolution ～」を策定いたしました。同中期経営計画の対象となる3年間を、2022年4月に策定した長期経営戦略「“CKBコミュニティ(※1)”の実現」に向けて態勢を確立するステージと位置付け、取り組んでおります。

新たな中期経営計画では、「エンゲージメント向上により、一人ひとりが主役となり、コンサルティング考動を進化させる組織への成長」及び「次世代成長エンジン(※2)を活用し、卓越した顧客提供価値を実現することで、当行グループの企業価値向上に寄与する仕組みを構築する」を主要テーマに掲げ、さらに5つの戦略的強化項目を中核テーマとして設定し、企業価値向上を図るとともに、全役職員一人ひとりとのエンゲージメント向上を通じて戦略の実効性をより高めることを目指してまいります。

なお、5つの戦略的強化項目は以下のとおりであります。

- I 「人材の活躍推進」
- II 「DX実装による営業プロセス変革」
- III 「コンサルティング考動の追求」
- IV 「CKBコミュニティ活性化」
- V 「サステナビリティ」

新たな中期経営計画を全職員が一丸となり取り組むことで、長期経営ビジョンである「親切的なパートナーとしてみなさまの幸せとともにデザインし続ける」姿を実現し、ステークホルダーと当行の持続的な成長及び当行企業価値の向上に努めてまいります。

(※1) CKBコミュニティとは、これまで取り組みを進めてきたコンサルティング考動を中心として培ったノウハウ、地域金融機関だからこそ持ちうる信頼と情報・ネットワークを活用することにより、従来の金融に限らず様々なシーンにおいて、多くの「幸せ」をデザインすることで生まれるつながりのこと。

(※2) 次世代成長エンジンとは、コミュニティの拡大を実現するために、デジタル上でコンサルティングをはじめとしたステークホルダー同士のつながりを創出できる仕組みのこと。

(3) 目標とする経営指標（2028年3月期）

目標とする指標	算出方法	目標数値
連結当期純利益	単年度純利益額	110億円以上
連結普通株ROE	優先株式除く1株当たり当期純利益÷優先株式除く1株当たり純資産額	7%以上
連結普通株ROA	優先株式配当除く当期純利益÷リスクアセット総額	0.5%以上
単体コアOHR	経費÷業務粗利益（除く国債等債券関係損益）	65%未満
連結自己資本比率	自己資本÷リスクアセット総額	8.5%以上
優先株式発行比率	発行済優先株式残高÷自己資本	20%未満

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティへの取組み

サステナビリティを巡る諸課題について、当行グループはリスクと機会の両面がある事を認識しております。企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」及び新たに制定し2025年3月に公表したパーパス「いちばん近くで、いちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」のもと、地域に根ざし、地域とともに存続・発展する地域金融機関の社会的責任として、企業理念に基づく事業活動の展開により、ステークホルダーのみなさま（お客さま、株主、従業員、地域社会）の成長と発展に貢献することを目指し、サステナビリティへの取組みを推進してまいります。

① ガバナンス

当行グループは、サステナビリティにおけるガバナンス体制を、「イ。サステナビリティへの取組みに関する方針・ガイドライン」及び「ロ。サステナビリティ推進体制」の両面により、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献すべく、サステナビリティを経営戦略の重要事項の一つとして取り組んでおります。

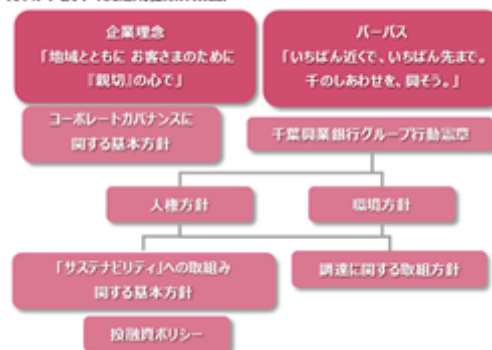
イ。サステナビリティへの取組みに関する方針・ガイドライン

当行グループは、企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」及びパーパスである「いちばん近くで、いちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」のもと、グループ一体でのサステナビリティ経営を推進するために、サステナビリティ関連規程類体系を構築し、各種方針・ガイドラインを制定しております。

各種方針・ガイドラインの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/csr/policies/>

《サステナビリティ関連規程類体系図》



ロ。サステナビリティ推進体制

当行グループにおけるサステナビリティへの取組みについて、執行は取締役頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会での審議・決定を中心とし、取締役会へ定期的に報告を行うことによりガバナンス体制を構築しております。執行における体制として、サステナビリティ推進委員会の下部組織として当行グループの幅広い環境保全取組みを管理・推進するecoアクション部会をはじめ、本部関係各部や営業店、関係会社が連携することによって、サステナビリティ推進を行っております。

《体制図》



[2024年度サステナビリティ推進委員会開催状況]

回数（開催日）	主な審議及び報告事項
第10回委員会 (2024年 5月20日)	非財務情報の開示内容及び明治安田生命保険相互会社との連携協定締結について報告
第11回委員会 (2024年 9月 9日)	お取引先へのエンゲージメント取組検討及びTNFD提言への賛同を審議
第12回委員会 (2024年12月 2日)	マテリアリティ見直しに係る骨子を審議
第13回委員会 (2024年12月 9日)	千葉市環境局環境保全部による勉強会を実施
第14回委員会 (2025年 2月17日)	マテリアリティ及びKPIの見直し案を審議
第15回委員会 (2025年 3月24日)	自然資本開示の方向性及び次年度取組事項を審議

ハ、サステナビリティリテラシー向上に向けた取組み

当行の役員におけるサステナビリティリテラシー向上を目的として、外部有識者を招聘し勉強会を実施しております。2024年度は千葉市環境局環境保全部の方々をお招きして脱炭素や生物多様性にかかる取組状況などをテーマに勉強会を開催し、有意義な意見交換を行いました。

引き続き、役員だけでなく当行グループ全体のサステナビリティリテラシー向上を目指し、取り組んでまいります。



サステナビリティ推進委員会の様子

ニ、役員報酬におけるサステナビリティ要素の追加

役員の気候関連の課題への取組みに関するインセンティブの強化が中長期的な企業価値向上につながるとの認識のもと、サステナビリティKPIのうち気候変動にかかるKPIの達成状況に応じて金銭で支給する業績連動報酬の評価体系に組み込んでおります。

気候関連のKPIとしては、サステナブルファイナンスの実行額やCO2排出量削減を選定しております。

② 戦略

イ、サステナビリティ重点項目（マテリアリティ）と設定プロセス

地域金融機関として千葉県の持続可能性を実現することこそが、当行グループ及びステークホルダーの成長と発展につながると考え、次世代が誇れるような光り輝く千葉へさらに飛躍するため、千葉県の諸課題の中から当行が持つ強みを発揮することで解決に寄与できる項目を優先課題として抽出するとともに機会であると識別しております。2025年度より開始する新たな中期経営計画にあわせて重点項目（マテリアリティ）の見直しを行い、下記のとおり3つのマテリアリティへ集約しております。

（i）重点取組事項のマッピング

千葉県総合計画で記載された重点取組事項を、当行にて社会及び当行グループに対するインパクトの評定を行いました。右上ほどインパクトが大きいと判断し、マテリアリティ設定要素としております。



（注）マトリクス上の取組事項は、千葉県総合計画『新しい千葉の時代を切り開く』の「千葉県が目指す姿」に基づいております。

(ii) ESGの観点から見たマテリアリティ設定

パーパスを中心に据え、ESG要素を考慮したマテリアリティの見直しを行ったのは以下の3つになります。

〈サステナビリティ重点項目(マテリアリティ)〉



③ リスク管理

地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄にあたって、気候変動の影響や生物多様性の喪失、健康への影響などをはじめとする様々なリスクがあると認識しております。

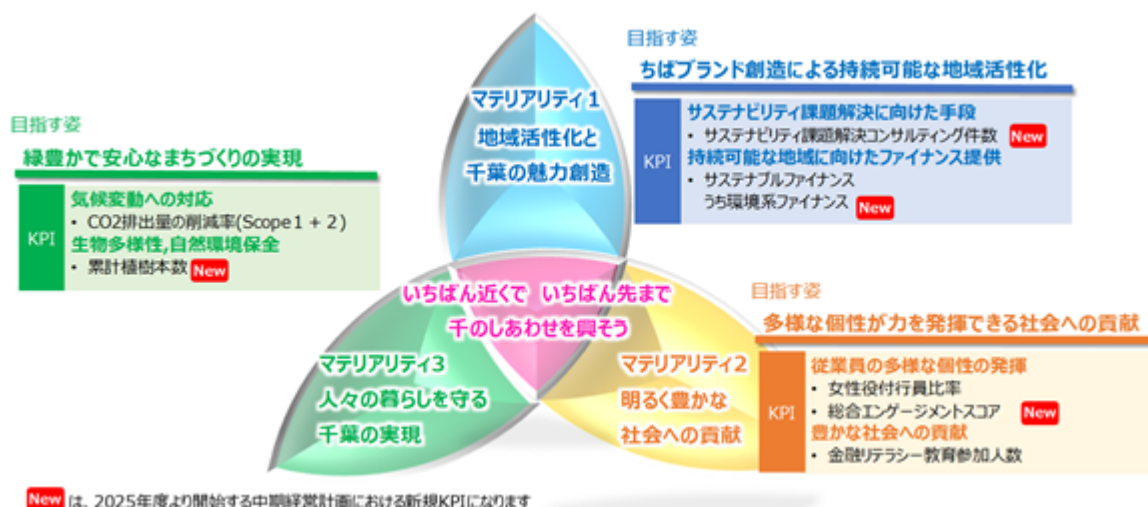
中でも気候変動リスクは、地球環境や地域経済のみならず、当行グループの経営戦略や財務計画に大きな影響を与えるリスクとして、新たなリスクカテゴリーではなく、従来から把握・管理されていた既存のリスクカテゴリーにおけるリスクを発生・増幅させる「リスクドライバー」として認識しております。

また、気候変動に起因するリスクを大きく「移行リスク」と「物理的リスク」に分類し、信用リスク管理やオペレーショナルリスク管理などにおける分析結果などをサステナビリティ推進委員会とリスク管理委員会において共有し、リスク管理の高度化を図ってまいります。

環境・社会への影響を鑑み、積極的に投融資を行う事業ないし原則投融資を行わない事業に関しては、「投融資ポリシー」を定め、これを公表しております。ポリシーに基づいた責任ある投融資を通じ、地域金融機関として、環境・社会的課題の解決に取り組むお客さまとともに、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

④ 指標及び目標

当行は、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現すべく、マテリアリティの見直しに伴い以下の中長期的なKPIを設定しております。各KPIは、サステナビリティ推進委員会において進捗状況を確認してまいります。



<中長期的なKPIと実績>

項目	目標		実績 (注) 1
	FY2027	FY2030	FY2024
マテリアリティ 1：地域活性化と千葉の魅力創造			
サステナブルファイナンス累計実行額	1.0兆円 以上	1.5兆円 以上	7,311億円
うち環境系ファイナンス (注) 2	2,000億円 以上	4,000億円 以上	502億円
サステナビリティ課題解決コンサルティング件数 (注) 3	1,500件 以上	—	1,475件 (注) 3
マテリアリティ 2：明るく豊かな社会への貢献			
女性役付行員比率	35%以上を維持		37.0%
総合エンゲージメントスコア (注) 2	70.5 ポイント 以上	—	70.1 ポイント
金融リテラシー教育参加人数	15,000人 以上	25,000人 以上	9,865人
マテリアリティ 3：人々の暮らしを守る千葉の実現			
C02排出量の削減率(FY2019比)(対象はScope1,2) (注) 4	45%以上 削減	60%以上 削減	49%削減
累計植樹本数 (注) 2	6,500本 以上	—	2,500本

(注) 1. 実績は2025年6月時点の速報値となります。

2. FY2025からの新規設定KPIになります。

3. サステナビリティ課題解決コンサルティング件数はFY2025からの新規設定KPIで、実績はFY2022～FY2024の実績(参考値)であり、KPIはFY2025～FY2027を対象期間として集計してまいります。

4. C02排出量の削減率の詳細は、「(2) 気候変動への取組み ④ 指標及び目標」をご参照ください。

(2) 気候変動への取組み

気候変動に起因する異常気象の発生により、甚大な被害が頻発しております。地元千葉県においても、豪雨等による災害が発生しており、気候変動への対策は地域にとって大きな課題であると認識しております。

なお、気候変動への取組みについては、TCFD提言の枠組み(「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」)に基づき開示内容の拡充、体制整備の取組み等、適切に対応してまいります。

① ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティへの取組みにおけるガバナンスに組み込まれております。詳細については「(1) サステナビリティへの取組み ① ガバナンス」をご参照ください。

② 戦略

イ. リスクと機会の認識について

当行は、持続可能な社会の実現に向けた気候変動への対応としてリスク(移行リスク、物理的リスク)及び機会の両面として捉え、短期(5年)、中期(10年)、長期(30年)の時間軸に基づき、以下のとおり認識しております。

分類	種類	内容	時間軸
移行 リスク	政策・法規制	・気候変動に関する政策や規制の強化による、お客さまの事業への影響に伴う与信コストの増大	中期～長期
	技術・市場	・気候変動に起因する市場の変化により、資金調達が困難になる、ないし調達コストの上昇 ・脱炭素社会への移行に伴う新たな技術等の導入や産業構造の変化による既存資産等の減損や収益悪化	中期～長期
	評判	・炭素排出セクターに対する投融資継続によるレピュテーション悪化	短期～長期
物理的 リスク	急性 慢性	・台風・豪雨による風水災に伴うお客さまの事業停滞による業績悪化影響及び担保価値の毀損を通じた与信コストの増大 ・異常気象等による当行資産の毀損に伴う事業継続への影響、管理コストの増加	短期～長期
		・海面上昇によるお客さま及び当行の営業拠点被災に伴う損失の発生	長期
機会	商品・サービス	・気候変動に関するサステナビリティへの取組みに対するコンサルティングやファイナンスによる支援の増加	短期～長期
	資源効率化	・省資源、省エネ、再生可能エネルギーの活用による事業コストの低下	短期～長期

ロ、リスク

(i) シナリオ分析の実施

TCFD提言に基づく一定のシナリオのもと、低炭素経済への移行に伴いCO2排出量の多い金融資産の再評価によりもたらされる移行リスク、及び気候変動による洪水リスクの影響によりもたらされる物理的リスクについてシナリオ分析を実施いたしました。

(ii) 移行リスク

移行リスクについては、分析対象としてCO2排出量が比較的多いセクターである、エネルギー（電力、ガス、石油）セクター、素材（鉄鋼、化学）セクター、運輸セクターを特定いたしました。

リスク重要度評価、事業インパクト評価を行い、大規模企業、上場企業については個社別分析を実施（ボトムアップアプローチ）、その他の事業計画・財務等の多くの情報が得られない先に対して拡大推計（トップダウンアプローチ）を行い評価いたしました。

項目	概要
リスクイベント	・炭素税導入による費用増加 ・脱炭素社会への移行に伴う設備投資、研究開発費の増加 ・再生可能エネルギーへの転換に伴う市場影響 ・脱炭素社会への転換に伴う需要の変化 など
シナリオ	NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）のシナリオ（NGFS Phase 4）のうち、Net Zero 2050・Below 2℃シナリオ Net Zero 2050：厳しい気候政策等により2050年にネットゼロを達成するシナリオ（1.5℃未満シナリオ） Below 2℃：やや厳しい政策が導入され、温暖化を2℃以下に抑えるシナリオ（2℃以下シナリオ）
分析手法	・ボトムアップアプローチ：個社別に2050年までの財務内容を推計 ・トップダウンアプローチ：個社別分析の結果をもとに利益率やコスト率の平均をベースに推計
分析対象	エネルギー（電力、ガス、石油）セクター、素材（鉄鋼、化学）セクター、運輸セクター
分析期間	2025年3月末を基準として2050年まで
分析結果	与信関係費用：累計40億円～50億円

(iii) 物理的リスク

物理的リスクについては、気候変動による洪水リスクの影響を把握するためシナリオ分析を実施し、融資先の所在地や担保所在地についてハザードマップ（想定最大規模と計画規模）に基づく複数確率年の洪水の考慮を行い、当該災害発生時の債務者区分に与える影響（債務者区分影響）と保全に与える影響（保全影響）の分析を行いました。

債務者区分影響は、企業が保有する建物や有形固定資産の被害額（直接被害額）と営業停止に伴う被害額（間接被害額）を推計、企業の財務内容等に与える影響を算出、債務者区分を付与、引当の増加額を算出いたしました。保全影響は、建物等の担保棄損による引当の増加額を算出いたしました。

算出した引当の増加額を2050年までに発生する確率と気候変動による洪水頻度の増加を考慮し、複数シナリオでの引当増加額を算出いたしました。

また、同様に当行本支店の洪水による固定資産の毀損についても推計を行いました。

項目	概要
リスクイベント	洪水による ①融資先の事業の中断や事業拠点の直接被害に伴う財務内容の悪化 ②担保物件の毀損 ③当行本支店の資産の毀損
シナリオ	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によるRCP（代表的濃度経路）シナリオ （RCP2.6：2℃上昇シナリオ、RCP8.5：4℃上昇シナリオ）
分析手法	・ハザードマップのデータ（想定最大規模、計画規模）から洪水発生時の融資先の直接被害額と間接被害額から財務への影響と担保（保全）への影響を算出したうえで、シナリオを踏まえ推計した2050年までの洪水発生確率・洪水頻度の増加を勘案し、与信関係費用の増加額を算出 ・当行本支店については建物被害額を算出
分析対象	貸出のある国内法人・個人事業主、住宅ローン（プロパーのみ）、特定貸付債権、当行本支店の固定資産
分析期間	2025年3月末を基準として2050年まで
分析結果	与信関係費用：8億円～10億円、当行本支店被害額：最大2億円

(iv) シナリオ分析の結果

今回の分析対象やシナリオの前提条件のもと、与信関係費用が移行リスクでは累計で40億円～50億円、物理的リスクが8億円～10億円、当行本支店の資産の毀損は最大2億円となり、ポートフォリオ全体への影響は限定的であるとの結果となりました。

引き続き対象セクターの拡大など充実化へ取り組んでまいります。

（注）シナリオ分析に係る概要は、当行で把握した各種リスクを踏まえ分析しております。

(v) 炭素関連資産

当行の与信残高に占める炭素関連資産の割合は43.05%であります。

なお、当行与信残高に占めるセクター毎の割合は右記のとおりであります。

引き続きセクター分類の精緻化へ取り組んでまいります。

（注）TCFD提言における開示推奨対象の全18セクターに分類し、2025年3月末の貸出金、支払承諾、外国為替、銀行保証付私募債の合計を基に算出しております（再生可能エネルギー発電事業として太陽光発電事業を除く）。セクターの分類方法につきましては、日本銀行が制定した「業種分類一覧表」の分類を基に、当行が判定いたしました。

セクター	炭素関連資産(%)
エネルギー	0.82
石油・ガス	0.67
石炭	--
電力	0.15
運輸	2.68
航空貨物輸送	1.37
航空旅客輸送	--
海運	0.01
鉄道輸送	0.89
トラックサービス	0.23
自動車、部品	0.18
素材・建築物	34.29
化学品	0.82
建材	0.46
金属、鉱業	1.62
資材(建材等)	1.71
不動産管理、開発	29.68
農業、食料、林産物	5.26
包装食品・肉	4.74
飲料	--
農業	0.26
紙、林産物	0.26
炭素関連資産合計	43.05

ハ. 機会

(i) 当行グループのサステナビリティ支援ソリューション

当行グループは、地域とお客さまの環境負荷低減と脱炭素経営実現へ向けた取組みに積極的に関与することにより、環境や社会の課題解決に貢献するとともに、持続可能な社会実現と企業価値向上を図ってまいります。

また、脱炭素社会への移行に伴い、お客さまの資金需要に対するファイナンスの提供やコンサルティング等ソリューションの提供を通じて脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。今後、より多くのビジネス機会を創出するため、お客さまのCO2排出量の削減やエネルギー効率の向上に向けた取組みの支援等、脱炭素化を支援するサービスを充実させてまいります。

お客さまのニーズ	当行グループのソリューションラインナップ	
サステナビリティに向けた実効的な取組みを始めたい	サステナブルファイナンスの提供	・サステナビリティ・リンク・ローン ・ポジティブインパクト・ファイナンス
脱炭素に向けた課題把握や目標設定を行いたい	お客さまのCO2排出量可視化、目標設定	・CO2排出量算定支援 ・SBT認証支援
SDGsに関する取組みを始めたい	SDGsに関する取組み支援	・ちばSDGsパートナー登録推進

(ii) お客さまとのサステナビリティ経営に向けたエンゲージメント活動の実施

当行は、お客さまとのエンゲージメント向上の一環として「サステナビリティ経営に関するアンケート」を2024年度に初めて実施いたしました。

本アンケートでは、サステナビリティに関する取組状況をはじめ、CO2排出量の計測状況や脱炭素に向けた削減取組状況、従業員の健康に関する取組状況などをご回答いただきました。

今回のアンケート結果を受けて、お客さまのサステナビリティに関する課題解決につなげていくとともに、より一層のエンゲージメントの向上につなげてまいります。

③ リスク管理

気候変動に関する主なリスクは、サステナビリティへの取組みにおけるリスク管理に含めております。詳細については、「(1) サステナビリティへの取組み ③ リスク管理」をご参照ください。

④ 指標及び目標

本気候変動への取組みに関する指標及び目標における実績は、2025年6月時点の速報値であります。最新の情報は当行ホームページ (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/csr/sustainability/tcf.html>) をご参照ください。

イ. サステナブルファイナンス

当行では、地域の環境保全及び経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献することを目的とするファイナンスを「サステナブルファイナンス」と定義し、推進しております。

[サステナブルファイナンスの主な商品]

- ・「サステナビリティ・リンク・ボンド」や「グリーンローン」など、国際原則・政府の指針を基準としたローン商品や債券
 - ・お客さまのSDGs達成に向けた取組支援を行うローン商品
 - ・SDGsの取組みに寄与する私募債の引受
 - ・環境負荷低減をはじめとした、地域振興や人材育成など地域の持続的な発展・繁栄に貢献する融資 等
- ※上記以外の商品も含まれます。

サステナブルファイナンスの累計実行額目標及び実績は以下のとおりであります。

目標達成年度	累計実行額目標	実績		
		FY2022	FY2023	FY2024
FY2027	1.0兆円以上	1,416億円 (うち環境系 105億円)	4,302億円 (うち環境系 330億円)	7,311億円 (うち環境系 502億円)
	うち環境系 2,000億円以上			
FY2030	1.5兆円以上			
	うち環境系 4,000億円以上			

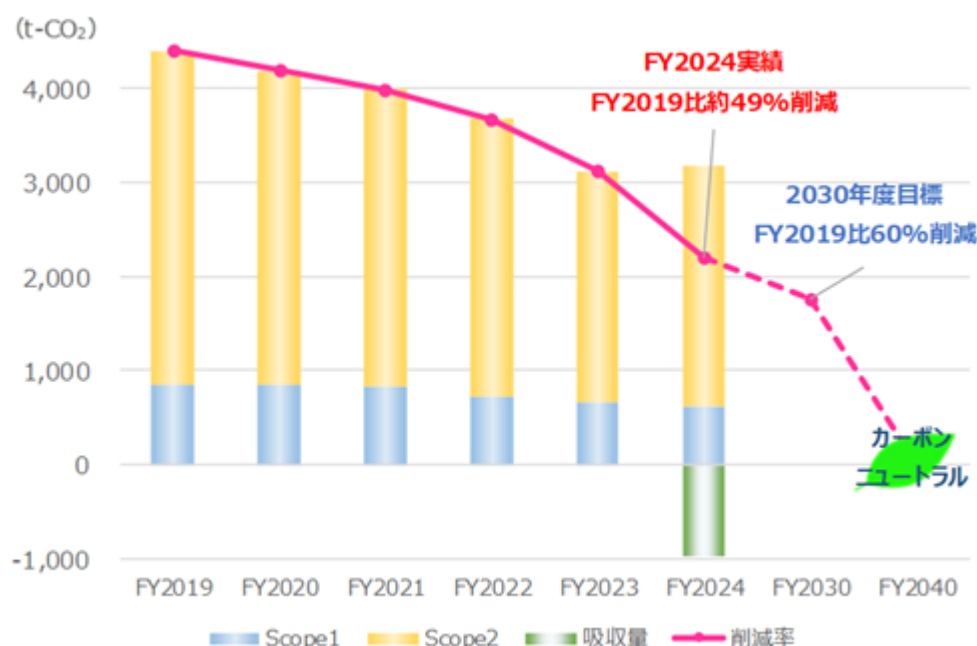
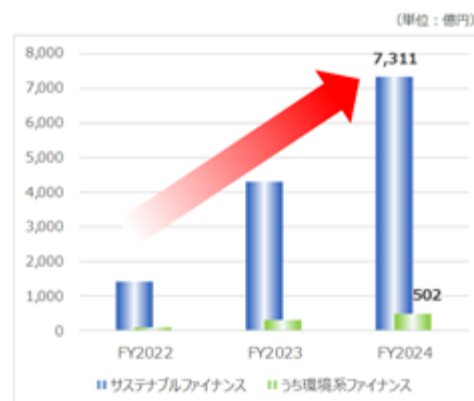
(注) うち環境系は、サステナブルファイナンスのうち環境に資する投融資の実行額を集計しております。

ロ. CO₂排出量の削減

(i) カーボンニュートラルに向けたCO₂排出量削減状況

地域とともに存続・発展する地域金融機関の社会的責任として、「2040年度までにカーボンニュートラル(対象はScope 1+2)の実現」という長期的な目標を掲げ脱炭素に向けて取り組んでおります。

2024年度は削減率が2019年度比約49%となり、2024年度までの中期経営計画に基づく削減目標(20%削減)は達成しております。



[Scope 1, 2の排出量]

(単位: t-CO₂)

CO ₂ 排出量	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
Scope 1	847	843	825	725	659	624
Scope 2	3,555	3,347	3,169	2,953	2,468	2,560

(注) 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)に基づく定期報告書におけるScope 1, 2のCO₂排出量となります。
2. Scope 2の合計値は、マーケット基準にて算出し、非化石証書購入による吸収量控除前の実績であります。

[FY2024 CO2排出量実績]

(単位: t-CO2)

CO2排出量		FY2024
Scope 1		624
Scope 2	ロケーション基準	2,616
	マーケット基準	2,560
Scope 3		4,697,331
合計 (Scope 1 + 2 + 3)		4,700,515

- (注) 1. Scope 2 排出量は、非化石証書購入による吸収量控除前の実績であります。
2. 合計のScope 2 は、マーケット基準にて算定しております。
3. Scope 3 の算定方法・範囲などは、下記「(iii) Scope 3 の算定状況」をご参照ください。

(ii) Scope 3 の算定状況

脱炭素を進めていくにあたっては、サプライチェーン全体の排出量であるScope 3 の算定も重要であると認識しており、当行グループ全体での算定を行っております。

今後も算定対象範囲の拡大や排出量把握の精緻化に努めていくとともに、サプライヤーと協力した脱炭素の取組みを進め、社会全体のカーボンニュートラル達成に貢献してまいります。

[Scope 3 排出量]

(単位: t-CO2)

カテゴリ	計測項目	FY2024
1 (購入した製品・サービス)	物品などを購入したもの	10,142
2 (資本財)	新たに購入した設備など	1,729
3 (燃料及びエネルギー関連活動)	ガソリン、電気以外の燃料消費	543
4 (上流の物流)	郵送によるものなど	46
5 (事業から出る廃棄物)	廃棄物として計上	379
6 (出張)	行員の出張費用	91
7 (雇用者の通勤)	行員の通勤費(電車・車)	727
12 (販売した製品の廃棄)	現状は通帳の廃棄量にて計上	1
13 (リース下流)	リースで賃貸している製品の使用量	5,722
15 (投融資)	投融資先の排出量	4,677,951

<Scope 3 の算定対象範囲、算定方法>

(a) 算定範囲

カテゴリ15以外は当行グループ全体で算定しております。

カテゴリ8、9、10、11、14は、想定されるCO2排出を伴う活動がないと想定されるため、算定していません。

(b) 算定方法 (カテゴリ15を除く)

株式会社NTTデータが提供する温室効果ガス排出量算定ツール「C-Turtle® FE」を導入し、GHGプロトコルに基づく排出量算定を行っております。

当行グループで利用している経費管理システムから得られるデータについて、勘定科目をもって経費支出項目と算定要否を判断したうえで、カテゴリごとに算定しております。なお、算定にあたって支出金額を使用する場合は、消費税を控除せずに算定しております。

カテゴリ1 (購入した製品・サービス) 及びカテゴリ2 (資本財) については、サプライヤー別排出原単位に基づく総排出量配分方式により算定することで、サプライヤーの削減努力を取り込んだ算定を行っております。

カテゴリ3 (燃料及びエネルギー関連活動) は、ガソリン、ガス、軽油、重油等の使用量に対して、環境省が公開している「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」及び「カーボンフットプリント制度試行事業CO2換算量共通原単位データベース ver.4.0 (国内データ)」を参考に算定しております。

カテゴリ4（上流の物流）は、経費支出項目のうち運輸費及び郵便費の支出金額に対して、当該業種に該当する企業が開示している排出量データに基づく排出原単位を乗じております。

カテゴリ7（雇用者の通勤）は、当行は人事給与情報システムにて管理している「通勤手当」の金額及び通勤手段に基づき、それぞれ電車・バス・交通費（ガソリン代支給金額）の排出原単位を乗じております。当行以外の連結子会社は、従業員数と営業日数に基づいて算定しております。

カテゴリ13（リース下流）は、連結子会社である千葉総合リース株式会社が他社へ賃貸している主要なリース資産について、一定の使用シナリオに基づいて算定しております。

以下のカテゴリに関しては、使用量や支出金額に対して環境省が公開している「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」を利用の排出原単位を乗じております。

カテゴリ	算定対象
5（事業から出る廃棄物）	衛生費の支出金額
6（出張）	旅費の支出金額
12（販売した製品の廃棄）	当行保管通帳等を出庫した際に使用したとみなした、通帳の物量データ

(c) 算定方法（カテゴリ15「投融資（ファイナンスド エミッション,FE）」）

投融資を通じた間接的な温室効果ガス排出量は、金融機関におけるScope 3の中でも大きな割合を占めるため、PCAFスタンダードの計測手法に則り、2025年3月末時点における当行の国内法人向け貸出について試算いたしました。

	エネルギー			航空貨物		航空旅客		海運		トラック		自動車		船舶、航空		化学品		建材・建築物		農林水産		製造業		建設業		その他		合計
	電力	石炭	石油・ガス	航空貨物	航空旅客	海運	航空貨物	航空旅客	海運	トラック	自動車	船舶	航空	船舶	航空	化学品	建材	建築物	農林水産	製造業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	
Financed Emissions(Mt-CO2)																												
Scope1,2	0.06	--	0.12	0.33	--	0.00	0.01	0.02	0.00	0.28	0.06	0.02	0.03	0.05	--	0.05	0.09	0.02	0.09	0.02	0.19	1.33						
Scope3	0.08	--	0.33	0.09	--	0.00	0.01	0.01	0.05	0.32	0.09	0.06	0.34	0.68	--	0.02	0.42	0.02	0.80	0.80	3.35							
データクオリティスコア																												
Scope1,2	3.17	--	1.92	3.66	--	4.00	1.96	4.00	2.07	3.25	3.24	3.80	3.83	3.76	--	4.00	3.68	2.83	3.56	3.61								
Scope3	3.31	--	2.76	3.69	--	4.00	2.90	4.00	2.21	3.25	3.89	3.85	3.77	--		4.00	3.69	3.47	3.72	3.70								
算定対象排出量(億円)																												
Scope1,2,3	37	--	137	324	--	3	205	53	43	381	199	108	397	6,164	--	39	1,056	62	4,191	13,399								
件数																												
Scope1,2,3	23	0	24	404	0	4	15	92	16	216	44	112	902	2,930	0	57	1,101	46	3,084	9,070								
算定方法（※）																												
Scope1,2,3	98.4%	--	100.0%	100.0%	--	100.0%	95.5%	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.4%	--	99.0%	98.6%	100.0%	99.1%	99.2%								

(※) データ クオリティ スコア

データ クオリティ スコアは、ファイナンスド エミッションにおけるCO2排出量データの品質を5段階で示した数値であり、1に近いほど品質が高く、5に近いほど推計値を多く使用しているものになります。

[データクオリティスコアの定義]

スコア	分類	概要
1	開示情報	企業開示の排出量データ(第三者機関認証あり)
2		企業開示の排出量データ(第三者機関認証なし)
3	推計情報	物理活動ベース 企業のエネルギー消費量と排出係数に基づく推計の排出量データ
4		財務指標ベース 企業の生産量と排出係数に基づく推計の排出量データ
5		財務指標ベース 企業の売上高と排出係数に基づく推計の排出量データ

(注) 1. TCFD提言における開示推奨セクター等を参考に分類しております。また、財務データ不足先は算定不可としております。

2. PCAFスタンダードに基づく算定を実施し、企業開示データ等を活用しております。データが得られない場合は、PCAFデータベースから引用した排出係数等を用いて推計しております。なお、PCAFデータベースにはScope 3 下流の排出係数が含まれておりません。

3. Financed Emissions＝帰属係数×投融資先のCO2排出量（帰属係数…投融資額÷資金調達総額（上場企業は現金を含む企業価値(EVIC)、非上場企業は各取引先の負債＋資本））

お客さまのCO2排出量の開示拡大やPCAF算定基準や業種分類の変更、算定対象の拡大等により、算定結果は今後大きく変更される可能性があります。引き続き算定方法の精緻化へ取り組んでまいります。

(3) 自然資本・生物多様性保全の取組み〔TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言〕

当行グループが営業基盤を置く千葉県は、美しい海岸線を誇る九十九里浜や緑豊かな里山など、多様な自然環境が広がっております。地域の経済・産業・社会の持続的な発展のためには、次世代へと受け継がれる豊かな自然を守り、かつ生物多様性を保全していくことが必要不可欠であります。

当行グループは2024年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の開示提言へ賛同のうえAdopterとして登録し、気候変動への対応のみならず、自然資本・生物多様性保全に向けた取組みをより一層強め、適切な情報開示を進めてまいります。

＜参画等行っているイニシアチブ＞

・生物多様性のための30by30アライアンス

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30の目標達成を目指すために発足されたイニシアチブで、生物多様性保全へ積極的に取り組んでいくために参画いたしました。



・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)

自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するためのフレームワークを確立することを目的として設立された国際的な組織で、同組織が公表した開示提言に沿って情報開示を進めてまいります。



① ガバナンス

当行グループは、環境方針において気候変動への取組姿勢と併せて生物多様性への取組姿勢を明示し、多様かつ複雑化している環境問題へ多面的に対応していく旨を明示しております。

また、自然資本・生物多様性に関する取組みについて、気候変動への取組み等と同様に執行は取締役頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会での審議・決定を中心とし、取締役会へ定期的に報告を行うことによりガバナンス体制を構築しております。執行における体制として、サステナビリティ推進委員会の下部組織として当行グループの幅広い環境保全取組みを管理・推進するecoアクション部会をはじめ、本部関係各部や営業店、関係会社が連携することによって推進しております。

② 戦略

イ. 自然資本における依存と影響の分析

TNFD提言内で提示されているLEAPアプローチに基づき、自然関連のリスクや依存度を理解するためのツールであるENCOREを活用して依存と影響の分析を実施いたしました。

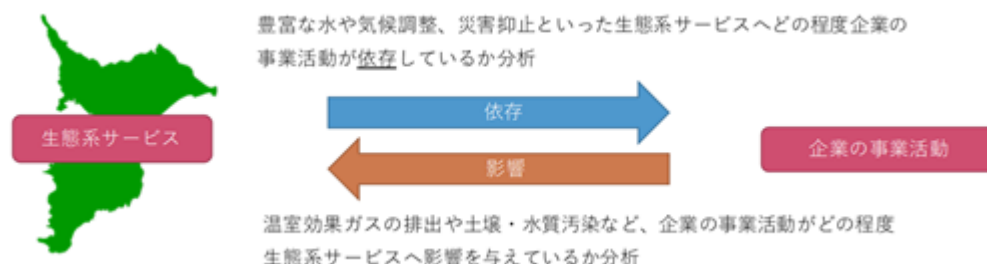
(注) 1. LEAPアプローチとは、TNFDが開発した4つのフェーズ（L（発見）、E（診断）、A（評価）、P（準備））に基づいて自然資本に関連するリスクや機会を評価するアプローチの事です。

2. ENCOREとは、セクターに基づいて自然資本への依存と影響を分析するツールであります。

(i) 分析概要

企業の事業活動は大気や土壌、動植物、水などといった生態系サービスに依存し、影響を与えているという前提のもと、当行融資先を融資割合に応じてセクターへ分類し、各セクターが依存及び影響している生態系サービスに対しヒートマップを作成いたしました。

＜依存と影響の関係＞



(ii) 分析結果及び今後の取組み

(a) 依存の状況

供給サービスの「地表水」及び「地下水」といった水資源、調整サービスの「気候調整」、「洪水及び嵐からの防御」、「地盤安定及び浸食防止」と、自然のプロセスに多く依存している結果を得ました。

(b) 影響の状況

「水質汚染物質の排出」が最も影響を与えており、次いで「温室効果ガスの排出」及び「土壌汚染物質の排出」が影響を与えている結果を得ました。

(c) セクター毎の影響・今後の取組事項

当行の融資割合を鑑みて、「不動産業」が多くの生態系サービスに対して、依存及び影響している結果を得ました。次いで、「建設業」が多くの生態系サービスに依存及び影響している結果を得ました。

今回の分析結果を踏まえ、分析の高度化を図りながら自然関連のリスクと機会の特定に向けて取り組んでまいります。

<セクター毎の依存ヒートマップ>

セクター	供給サービス					調整サービス										基盤サービス				
	陸域統合 生態系サービス	陸域統合 生態系サービス	陸域統合 生態系サービス	陸域統合 生態系サービス	陸域統合 生態系サービス	気候調整	汚染物質 の削減	希釈	疾病抑制	養分循環	洪水及び 嵐がための 防護	気候変動 適応	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護	洪水及び 嵐がための 防護
電力	0.43%					M														
石油・ガス	0.66%						VL	VL	VL											
輸送業	3.34%					M	M													
製造業	4.21%					M	M													
電気通信	0.94%																			
化学製品	0.81%																			
建設業	4.41%					M	M													
不動産業	26.10%					H	M													
食品	1.71%					VH	VH													
農業	0.67%	VH	M	M																
漁業	0.05%																			
製紙・林業	0.33%																			
ヘルスケア	4.30%																			
小売・サービス	19.15%																			

<セクター毎の影響ヒートマップ>

セクター	割合	本利用	陸上生態 系の利用	淡水生態 系の利用	海洋生態 系の利用	その他資源 の利用	気候調整 サービスの削減	汚染物質 の削減	土壌汚染 物質	水質汚染 物質	生物多様 性	生物学的 基盤	遺伝的 資源
電力	0.43%		M				VH						
石油・ガス	0.66%	H						L	M				H
輸送業	3.34%	H					VH	H	M	H	H	H	H
製造業	4.21%	H					VH	M	M	M	H		H
電気通信	0.94%		L	L									H
化学製品	0.81%	H					VH	H					H
建設業	4.41%	H	VH	H			VH	H	M	M	H	M	H
不動産業	26.10%	VH	VH				VH	M	M	M	H	M	H
食品	1.71%	H					VH						H
農業	0.67%	VH											H
漁業	0.05%												L
製紙・林業	0.33%	H					VH						H
ヘルスケア	4.30%						VH		M	M			H
小売・サービス	19.15%										M		H

<ヒートマップの凡例(依存・影響共通)>

VH	Very High
H	High
M	Middle
L	Low
VL	Very Low

(注) 1. ヒートマップは、2025年6月時点で分析した結果となります。

2. 融資割合は2025年3月末の貸出金、支払承諾、外国為替、銀行保証付私募債の合計を基に算出しております。セクターの分類は、ENCOREにおけるセクター分類と日本銀行が制定した「業種分類一覧表」の分類を基に、当行で判定いたしました。

ロ. 当行グループ拠点の自然との接点及びリスク

当行グループの拠点と自然との関わりについて、以下の観点から分析を行いました。

(i) 千葉県自然公園自然環境保全地域等と当行グループ拠点との重なり

千葉県自然公園自然環境保全地域と当行グループ拠点との重なりを分析したところ、同地域に立地する当行グループ拠点は無いものの、一部当行グループ拠点が半径10km以内に位置していることを確認いたしました。

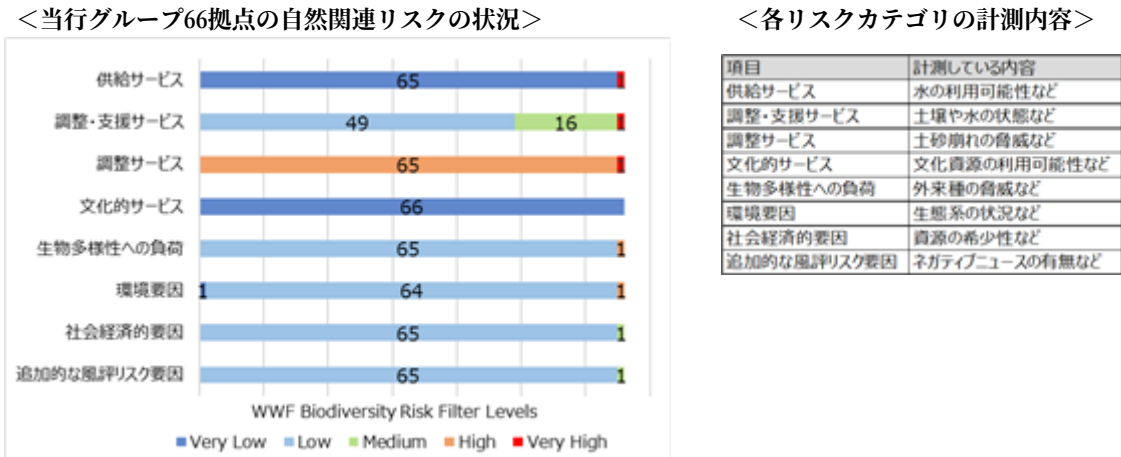
上記以外に、生物多様性の観点では、国や千葉県のレッドデータブック・レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の生育・生息が確認されております。今後、TNFD提言に沿った「優先地域」の特定・評価に向けた取組みを進めるにあたり、当行グループ拠点における事業活動が生物多様性への程度影響を及ぼしうるのかを踏まえてまいります。

(参照)

- ・千葉県ホームページ「千葉県自然公園自然環境保全地域まっぷ」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/kouen/shizenkouen/documents/map.pdf>
- ・千葉県生物多様性センターホームページ「千葉県レッドデータブック・レッドリストについて」
https://www.bdcchiba.jp/reddatebook_redlist

(ii) WWF Biodiversity Risk Filterによる自然関連のリスク分析

水の利用可能性や生物多様性保全の状況など、自然関連のリスク分析ツールであるWWF Biodiversity Risk Filterを活用して当行グループ拠点の自然関連リスクを分析いたしました。



(a) 計測方法

Biodiversity Risk Filterのリスクカテゴリーにおいて、当行グループ66拠点がどのリスクレベルに該当するかを確認。

Biodiversity Risk Filterのポートフォリオマネジャーから取得したデータを加工して使用。

〔出典〕 WWF Risk Filter Suite <https://riskfilter.org/biodiversity/home>

(b) 分析結果

調整サービスにおいて、全拠点にて相対的にリスクレベルが高いことを確認いたしました。こちらは土砂崩れや自然の中で発生する火災による影響のリスクカテゴリーとなります。引き続きリスク影響度などの分析を進めてまいります。

(4) 人的資本

当行グループのパーパス「いちばん近くで、いちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」は当行グループが目指す千葉の未来やお客さまの未来への貢献を具体的に示しております。これを理解し、実践するのは従業員一人ひとりであり、当行にとって「人材」は最も重要な「経営資源」であると同時に、当行の存在意義を体現する重要な要素であります。そして、従業員一人ひとりのエンゲージメントを向上させることが、パーパスの実現と経営計画の達成を着実なものにしていくと考えております。このエンゲージメントは、各個人が自らの役割を理解し、共感を持って行動することで生まれ、このプロセスにより、個々の成長が組織全体の成長に寄与する相互依存の関係を築くことにつながっていきます。

なお、本項目では連結グループにおける主要な事業を営む当行単体の人材戦略について記載しておりますが、連結子会社についても、各社との緊密な人材交流を通じて、必要な人材を当行から支援し、共に成長していく関係を築いております。

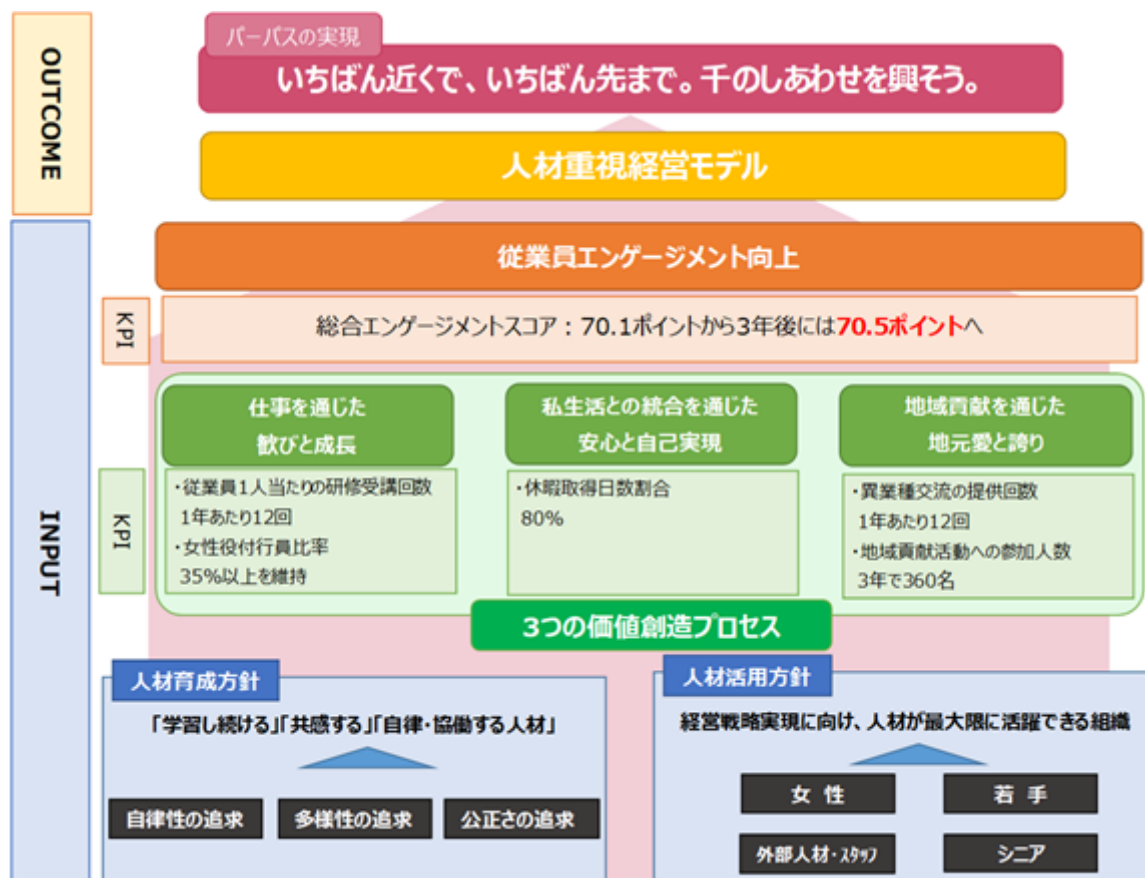
① 戦略

イ. 経営戦略と人材戦略の関係性

当行では、従前より「コンサルティング人材」を「コンサルティング考動」を実践する人材と定義し、全従業員がお客さまに感動を与え、新しい価値創造を担う、質の高い「コンサルティング人材」になることを目指しております。

パーパスを実現するための当行の人材戦略は、「人材育成方針」と「人材活用方針」を基盤としており、これに基づく“3つの価値創造プロセス”を通じて、従業員のエンゲージメント向上を目指します。この人材重視の経営モデルは、経営計画の達成に向けた重要な取組みであり、持続可能な成長を支える基盤となります。

従業員一人ひとりが最大限の能力を発揮できる環境を整えることが、全体のパフォーマンス向上に寄与し、価値ある成果創出につながると考え、2025年度より開始する中期経営計画において、人事制度の刷新を行ってまいります。



<人事諸制度の刷新>

人事諸制度について、2025年度より開始する新たな中期経営計画の中で刷新し、従業員が一人ひとり保有する専門能力（コアコンピテンシー）・適性を尊重し、その発揮を最大限促すことで、少数精鋭を可能とする組織構築を検討しております。また、従業員の成長や専門性の更なる向上を促し、従業員のエンゲージメントの最大化を図ってまいります。

コアコンピテンシーの承認・能力開発支援

専門能力を発揮した
成果の最大化

専門能力を起点と
するキャリア形成

専門能力を追求した
自己成長

また、検討中の人事諸制度では、行内の職務・役割と従業員の適性を5つの職務Typeに分け、それぞれの職務Typeに応じた研修体系を構築することで、より専門性を高める支援を行うとともに、従業員の専門能力や適性を考慮した人材配置を実現してまいります。

ロ. 人材戦略における課題認識

当行は以下の課題認識を踏まえ、従業員の能力開発強化と従業員が最大限に能力を発揮し活躍できる体制の構築に取り組んでまいります。

- ・コンサルティング考動のレベルの底上げ
- ・伴走型コンサルティングにおける対面コンサルティングのスピード・質強化
- ・新しい価値創造や専門分野への対応を可能にする多様な人材の確保

ハ. 人材育成戦略（能力開発強化）の具体的な取組事項

人材育成戦略の理念に基づき、「コンサルティング考動の底上げ」及び「伴走型コンサルティングにおける対面コンサルティングのスピード・質強化」に向け、次の2点に取り組んでおります。

(i) 継続的で多種多様な能力開発機会の提供

人材育成戦略実現のためには、常に学習し、自律的に多様な人と協働しながら成長していくことが必要であります。そこで、「8,000本超の動画教材やグループによる協働学習、対面・非対面研修を織り交ぜた継続的な学習」を強力に進めております。

コンサルティング業務には課題・ニーズへの解決策を考える力がなによりも必要であることから、当行では専門的な知識に加え、基礎的なスキルとして「思考力」を重要視しております。資格取得報奨金の支給など専門知識取得を奨励するほか、階層毎の各種思考力強化プログラムを実施し、コンサルティング人材の底上げに取り組んでおります。

2020年7月に開設した企業内大学「こうぎん考動館」は、従業員同士がお互いに学び合う機会を提供し続けており、開設以来累計68回開催、延べ783名が参加しております。

検討中の人事諸制度では、上記取組みに加えて、職務Type別の公募型能力開発プログラムやマネジメント・リーダーシップ開発プログラムを拡充してまいります。

<思考力強化プログラムの概要・実績>

コース名	養成する能力	受講者数			
		FY2022	FY2023	FY2024	合計
初級	表現力・伝達力・文章力	82名	99名	118名	299名
	コミュニケーション力				
中級	論理的思考力	113名	101名	38名	252名
	批判的思考力				
上級	プログラミング的思考力	69名	76名	29名	174名
	デザイン思考力				

<こうぎん考動館概要・実績>

	主な講義テーマ	開催回数	受講者数	
			単年	累計
FY2020	営業店の人材育成 他	2回	11名	11名
FY2021	財務分析・経営塾 他	31回	247名	258名
FY2022	会話術・人事コンサル 他	10回	179名	437名
FY2023	営業術・介護・年金 他	14回	132名	569名
FY2024	キャリア・資格・不動産 他	11回	214名	783名

(注) 実績値はいずれも2025年6月時点の速報値となります。

(ii) 異業種交流の拡充

「伴走型コンサルティングにおける対面コンサルティングのスピード・質強化」にはお客さまに対する非金融・情報提供の拡充が欠かせません。そのためには、これまで以上にお客さまに共感し、つながりと絆を深め、親密度を高めると共に、従来の枠にとらわれない「新たな視点・発想の習得」「新たな価値創造」が必要であります。そこで、2022年度より当行の研修プログラムをお取引先従業員にも開放し、異業種交流ワークショップをスタートさせました。今後も、2023年1月に開設した研修施設「幕張学問所」を拠点に、異業種交流ワークショップを拡充してまいります。

<異業種交流会の提供回数の累計>

FY2022	FY2023	FY2024
12回	26回	43回

二. 人材活用戦略（環境構築）の具体的な取組事項

人材活用戦略の理念に基づき、「価値創造や専門分野への対応を可能にする多様な人材の確保」に向け、心身共に安心して働ける環境整備も含め、以下の取組みを実施しております。

(i) 女性活躍・子育て支援

従前より「従業員の仕事と私生活の両立支援」を推進し、女性活躍や子育てのために仕事と私生活の両立支援や職域拡大の取組みを進めております。

その結果、幹部行員として位置づけられる、経営職の女性比率は11.6%となりました。

また、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として評価され、2022年に金融機関では初の次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」認定を受けております。

なお、女性活躍に関する評価では、2004年に女性活躍推進法に基づく均等推進企業表彰「厚生労働大臣優良賞」受賞、2016年に「基準適合一般事業主」の認定を受け、3段階目の「えるぼし」を取得しております。

(ii) 若手の活躍推進

入行直後からキャリア開発研修や人事部面談を通じてキャリア自律の意識醸成を図り、毎年、自身のキャリア志向について、自己申告する仕組みや申告を踏まえた配属、又はポスト公募制を採用し、行員のチャレンジを促し抜擢する仕組みなどを導入しております。なお、2017年に地方銀行では初となるグッドキャリア企業アワード2017にて「大賞（厚生労働大臣表彰）」を受賞しております。

(iii) 外部人材・パートタイマーの活躍推進

外部人材を様々な条件で受け入れることのできる就業体制を整備することで、これまでに30名超の専門人材を採用いたしました。また、パートタイマーの正規社員登用も積極的に行っており、これまでに60名超が行員に転換いたしました。

また、アルムナイ・リファラル採用にも積極的に取り組み、当行の理念や経営戦略を理解している人材の確保にも努めております。

2016年には、パートタイム労働者活躍推進企業表彰で「優良賞（雇用均等・児童家庭局長優良賞）」を受賞しております。

(iv) シニアの活躍推進

シニア人材がリスキリングを通じてそれぞれのもつスキル・専門性を発展的に活用できるよう、キャリア研修を実施すると共に各種研修コンテンツを提供しております。また、従業員の専門性や保有する能力に応じて職域を拡大し、年齢にかかわらず活躍の場を提供しております。

(v) 健康経営®

当行は、健康維持・増進及び治療と仕事の両立支援の取組みにより、多様な人材の活躍を推進し、心身ともに健康で長く働くことができる環境をすることで、生産性の向上・企業価値の向上を目指し、2024年9月に「健康経営宣言」を行い、2025年に健康優良法人の認定を取得いたしました。

<健康経営宣言>

千葉興業銀行の企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」を実践するためには、従業員一人ひとりが生き生きとやりがいを持って働くことが重要です。

当行では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた持続的な取組みや時間外勤務短縮への取組み、疾病予防、運動習慣定着に向けたイベント等を通じて、従業員の心身の健康の保持・増進を図り、組織力を向上させることで、お客さまと当行の持続的な発展と成長を目指します。

<健康経営に関連する指標>

月平均時間外勤務時間数	2時間16分
有給休暇取得日数	14.4日
健康診断受診率	100%



(vi) 福利厚生制度

従業員の健康増進や余暇の充実のため、各種休暇制度の拡充やスポーツ施設・宿泊施設との提携に努めております。福利厚生の充実・活用に力を入れる企業等を表彰する制度「ハタラクエール2025」において、千葉県内の金融機関として初めて「福利厚生推進法人」に認証されました。



(vii) 従業員資産形成支援

経済的な不安はメンタルヘル스에 悪影響を及ぼすと言われており、当行では従業員持株会制度や持株会奨励金制度、財形（年金・定期預金）制度、確定拠出年金制度、従業員向け株式給付信託制度など、従業員の資産形成支援にも取り組んでおります。

② 指標及び目標

指標及び目標については、以下のとおりであります。

人材戦略実現に向けた要素		KPI	目標	実績	
			FY2027	FY2023	FY2024
エンゲージメント		エンゲージメントサーベイにおける総合エンゲージメントスコア (注) 2	70.5 ポイント 以上	70.0 ポイント	70.1 ポイント
育成	継続的で多種多様な能力開発の機会	従業員一人当たりの年間研修回数 (従業員一人当たりの年間平均育成プログラム参加時間)	12回 (一)	45.5回 (47.2時間)	37.5回 (21.6時間)
ダイバーシティ	女性	女性比率（行員のみ）	—	40.3%	39.1%
		女性役付行員比率	35%以上維持	36.7%	37.0%
		女性管理職比率	—	25.2%	24.7%
		女性経営職比率	12%	10.3%	11.6%
	パートタイマー	行員転換者数累計	—	60人	64人

(注) 1. FY2024の実績は、2025年6月時点の速報値となります。

2. 総合エンゲージメントスコアとは、会社・職場・仕事に対して、総合的に抱く愛着の“状態”を示します。

3. 連結グループにおける主要な事業を営む当行単体の従業員を対象として集計しております。

3【事業等のリスク】

当行の事業活動は、内外の経済情勢、政治的又は社会的な要因等に影響を受け、その結果当行グループ（当行及び連結子会社。以下、本項目においては「当行」という。）の業務遂行、業績や財務内容等が影響を受ける可能性があり、そのなかでも有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当行はこれら事項の発生可能性を認識したうえで、発生回避や予防策等を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める方針ですが、外部環境に影響を強く受ける事項のなかには、その発生の時期を予測することが難しいものもあり、当行の対応が奏功しない場合もあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものであります。

(1) 信用リスク

① 不良債権 [顕在化の可能性の程度：中]

国内及び県内の景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があり、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では個々の貸出先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

当行は地域金融機関として、資金繰り等お客さまの事業継続等を支える様々なサポートを行うなかで、個々の貸出先の状況を適切に把握し、適時適切に対応することで、不良債権への影響を極小化するよう努めてまいります。

② 貸倒引当金 [顕在化の可能性の程度：低]

当行は、資産の自己査定基準に基づき、適切な償却・引当を行っておりますが、実際の貸倒れによる損失が予想した貸倒引当金の額を超え、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の増増しを必要とする場合もあります。その結果、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングし、適切な償却・引当が行えるよう努めております。

③ 権利行使の困難性 [顕在化の可能性：低]

当行は、担保不動産価値の下落又は不動産市場の流動性の欠如、及び、有価証券価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、又は貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行が事実上できない可能性があります。これらの事象が発生した場合、不良債権処理が想定のとおり進捗しない可能性や与信関係費用のさらなる計上等追加的損失が発生する可能性があります。その結果、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保の価値についても定期的に検証しております。

④ 地域の経済動向に影響を受けるリスク [顕在化の可能性の程度：低]

当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合には、取引先の業況悪化や当行資産の毀損等により、当行の収益基盤の維持・拡大が困難となり、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では地域創生など地域経済の維持・拡大等に日頃より努めております。

当行は地域金融機関として、お客さまへの資金繰り支援を行うとともに、ビジネスモデルの見直し、デジタル化推進支援等幅広くコンサルティング考動を実践し、お客さまの事業活動・事業継続等を積極的に支援してまいります。

(2) 市場リスク

① 金利リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、保有する資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被る可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、適切にリスクのコントロール及び削減を実施しております。

② 為替リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、保有する外貨建資産、外貨建負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されている場合に、為替レートが変動することにより、損失を被る可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、適切にリスクのコントロール及び削減を実施しております。

③ 価格変動リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、保有する有価証券等の価格変動に伴って資産価値が減少することにより、損失を被る可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、適切にリスクのコントロール及び削減を実施しております。

(3) 流動性リスク [顕在化の可能性の程度：低]

当行は、資金の運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること、また、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることの可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切な管理を行っております。

(4) オペレーショナルリスク

① 事務リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行の業務において、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、損失を被る可能性があります。その結果、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、厳格な事務規程を定め、事務の厳正化及び取扱商品の十分な説明等に努めております。

② システムリスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行では、事務処理等あらゆる業務においてコンピュータやシステムを使用しております。これら環境のもと、システム機器の停止や誤作動、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃等の事態が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらリスクに対処すべく当行では、「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備を行うとともに、オンラインシステムに関しては、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復を行えるよう努めております。また大規模地震等の災害に備え、オンラインシステムのバックアップセンターも設置し、データの厳正な管理及び不測の事態に備えた事業継続体制を整備しております。あわせて、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と認識し、経営主導のもと「サイバーセキュリティポリシー」を制定するとともに、行内の管理体制を整備し、定期的にモニタリング・評価を行い態勢強化に努めているほか、人材育成や定期的な行内訓練・研修を実施し意識啓蒙に努めております。

③ 風評リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、預金者等お客さまや市場関係者からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より事実に基づかない風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。

④ 法務リスク [顕在化の可能性の程度：低]

当行は、様々な法令等に従って業務を遂行しております。しかしながら、法令解釈の相違、法令手続きの不備、当行及び役職員の法令違反行為等に起因して法令諸規則や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等の損失により、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、法令諸規制や契約内容が遵守されるよう法務リスク管理等を行っております。

⑤ 人的リスク [顕在化の可能性の程度：低]

当行における報酬・手当・解雇等の人事運営上の諸問題やハラスメント等の差別的行為により訴訟等が発生した場合、経済的な損失や社会的な信用の失墜により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、就業規則や人事諸規程を整備するとともに、フォロー体制の構築と教育研修に努めております。

⑥ 有形資産リスク [顕在化の可能性の程度：低]

災害、犯罪又は資産管理の瑕疵等の結果、当行の有形資産が毀損したり、当行の有形資産が顧客等に損傷を与えた場合、有形資産の再構築費用等の発生や、社会的信用の失墜等により当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、その定めに従い適切に評価・モニタリングを行い、コントロール・管理を行っております。

(5) コンプライアンスリスク [顕在化の可能性の程度：低]

当行は、様々な法令規則等に従って業務を遂行しております。しかしながら、役職員が法令諸規則を遵守しなかった場合、行政処分や損害賠償等に伴う損失により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、コンプライアンスを重要な経営課題として全ての業務の基本に置き、規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

(6) マネー・ロンダリング等防止に係るリスク [顕在化の可能性の程度：低]

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等を遵守できない場合、課徴金命令や業務改善命令等の行政処分を受けることにより、当行の信用や業績、業務運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。当行は、マネー・ロンダリング等防止に関する基準等を制定し、リスクベース・アプローチに基づく継続的な顧客管理や取引モニタリング、職員に対する教育研修などを通じて、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に取り組んでおります。

(7) その他のリスク

① 財務上のリスク

イ. 自己資本比率 [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、国内基準にかかる連結自己資本比率及び単体自己資本比率について、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められている国内基準4%以上の水準を確保することが求められています。当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。これらに対処すべく当行では、資本政策を適時かつ適切に行い、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めております。なお、当行の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- (i) 経済環境の悪化、債務者の信用力の悪化等による不良債権処理費用の増加及びリスクアセットの増加
- (ii) 有価証券の時価の下落に伴う減損の発生
- (iii) 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- (iv) その他、本項に記載された各種リスクが顕在化した場合

ロ. 繰延税金資産 [顕在化の可能性の程度：中]

当行の繰延税金資産は、現行の会計基準に従い、将来における税負担額の減少を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。また、法令の改正がなされ、法人税率の引下げ等が行われた場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、当行の業績や財政内容に悪影響を及ぼす他、自己資本比率低下につながる可能性もあります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

ハ. 退職給付債務 [顕在化の可能性の程度：低]

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が株式相場並びに金利環境の急変等により前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。その結果として、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より市場動向をモニタリングする等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

② 格付低下リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引下げた場合、当行の資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場取引における条件の悪化や費用の増加等が発生する可能性があります。これらに対処すべく当行は、経営計画等様々な戦略・施策を着実に実行し、業績計画の達成や健全な財務維持に努めるとともに、適切な情報開示を行い外部格付の維持に努めております。

③ 競争激化に伴うリスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行が営業基盤とする千葉県は首都圏に位置する有望なマーケットであり、他の金融機関も積極的に営業活動を展開しています。また、規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。こうした競争的な環境に対し、当行は長期経営ビジョンの実現に向けた具体的な戦略として、2025年4月より新たな中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト2028 ～ Path to Evolution ～」を策定しました。同中期経営計画の対象となる3年間を、2022年4月に策定した長期経営戦略「“CKBコミュニティ”の確立」に向けて態勢を確立するステージと位置付け取り組んでおります。しかしながら、当行が競争に十分に対応することが出来ない場合、又は当行が策定した戦略や施策が実行できない、あるいはたとえ戦略や施策が実行できたとしても当初想定した成果の実現に至らない可能性もあり、その場合は当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、経営計画や各種戦略・施策の進捗状況等をモニタリングし、必要に応じて施策等の見直しを図るなど計画達成に向け取り組んでまいります。

④ 業務範囲拡大に伴うリスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、新たな業務等に伴って発生する様々なリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクの顕在化等により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

⑤ 情報漏洩リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は、多くの個人・法人のお客さまの情報を保有しております。コンピュータシステムへの内・外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、お客さま情報等の漏洩・紛失・不正利用等が発生した場合には、損害賠償等に伴う損失により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、これらの情報管理に関する規定を定め、各種の教育研修を実施するなど厳正な情報管理に努めております。

⑥ 業務委託リスク [顕在化の可能性の程度：中]

当行は一部の業務を外部へ委託しております。当行の業務委託先において、当行が委託した業務に関し、事務事故、システム障害、情報漏洩の事故が発生した場合、社会的信用の失墜等によって当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、外部委託に関する規定を定め、適切に外部委託先の管理を行い発生防止に努めております。

⑦ 自然災害等のリスク [顕在化の可能性の程度：中]

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、当行の有形資産等が毀損することや感染症の流行などで、事業活動に支障が生じる可能性があります。被害等の程度によっては当行の業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備等に努めております。

(注) 顕在化の可能性の程度が目安は下記のとおりであります。また、顕在化する時期については、その想定が困難であり、記載しておりません。

顕在化の可能性の程度：「高」・・・概ね1年に1回以上の発生頻度

顕在化の可能性の程度：「中」・・・「低」以上「高」未満の発生頻度

顕在化の可能性の程度：「低」・・・概ね数年に1回未満の発生頻度

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足や物価高の影響を受けつつも、好調な企業業績による賃上げや価格転嫁を背景に、緩やかな回復基調にあります。

当行が営業基盤とする千葉県経済においても、個人消費の回復が見られ、住宅建設、企業の設備投資、企業景況感などは一部に弱さがみられるものの、全体的には緩やかに持ち直しております。

金融面では、日本銀行が2024年3月にマイナス金利政策を解除し、同年7月には政策金利を0.25%へ引き上げ、2025年1月にはさらに0.50%へ引き上げるなど、金融政策の正常化を進めております。

このような金融経済環境において、長期経営ビジョン「親切なパートナーとしてみなさまの幸せをともにデザインし続ける」のもとに、親切な相談相手としてお客さまに幸せをもたらす多様な潜在ニーズを共有し、その実現に向けて伴走し続けることで、選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のあるグループとなることを追求してまいりました。2022年4月にスタートさせた中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ～ CKBコミュニティ確立に向けて 1stステージ～」が最終年度を迎え、この計画達成に向けて、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当行グループの財政状態及び経営成績は、次のとおりとなりました。

財政状態につきましては、総資産は、2024年3月末比176億円増加して3兆2,468億円となりました。また、純資産は、2024年3月末比124億円減少して1,747億円となりました。なお、主要勘定の残高は次のとおりであります。預金は、個人預金の増加等により、2024年3月末比5億円増加して2兆8,770億円となりました。貸出金は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して積極的に取り組んだ結果、2024年3月末比387億円増加して2兆4,158億円となりました。また、有価証券は、金利上昇局面においてポートフォリオの改善を進めたこと等により、2024年3月末並みの5,220億円となりました。

経営成績につきましては、経常収益は、資金運用収益増加を主因に、前連結会計年度比23億25百万円増加して569億10百万円となりました。経常費用は、預金利息等が増加し、前連結会計年度比18億92百万円増加して462億27百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比4億32百万円増加して106億82百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比31百万円増加して74億59百万円となりました。

セグメントごとの経営成績につきましては、銀行業の経常収益は前連結会計年度比10億19百万円減少して486億45百万円、セグメント利益は前連結会計年度比25億54百万円減少して106億67百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比2億55百万円増加して82億1百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億6百万円増加して2億21百万円となりました。信用保証・クレジットカード業の経常収益は前連結会計年度比13億10百万円減少して4億8百万円、セグメント利益は前連結会計年度比7億38百万円減少して2億27百万円となりました。なお、信用保証・クレジットカード業を構成するちば興銀カードサービス株式会社について、2024年7月1日付で、当行が保有する同社の全株式を譲渡したことから、連結の範囲から除外しております。したがって、上記経常収益及びセグメント利益は、同日時点までの経営成績となります。また、その他の事業の経常収益は前連結会計年度比25百万円減少して16億55百万円、セグメント利益は前連結会計年度比27百万円減少して70百万円となりました。なお、その他の事業には、2024年4月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちばくる及び、2024年7月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズを含めております。

イ. 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で286億円、国際業務部門で3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で284億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で86億円、国際業務部門で0.7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で87億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で△50億円、国際業務部門で1億円となり、合計で△49億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	30,800	423	4,150	27,074
	当連結会計年度	28,604	362	500	28,466
うち資金運用収益	前連結会計年度	31,117	883	4,170	27,830
	当連結会計年度	30,923	553	548	30,929
うち資金調達費用	前連結会計年度	316	459	20	755
	当連結会計年度	2,319	190	47	2,462
役務取引等収支	前連結会計年度	9,708	68	46	9,731
	当連結会計年度	8,648	75	19	8,703
うち役務取引等収益	前連結会計年度	14,239	105	609	13,736
	当連結会計年度	12,994	112	152	12,954
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,530	37	562	4,005
	当連結会計年度	4,346	37	132	4,251
その他業務収支	前連結会計年度	△3,731	16	—	△3,715
	当連結会計年度	△5,096	119	—	△4,976
うちその他業務収益	前連結会計年度	103	71	—	175
	当連結会計年度	63	119	—	183
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,835	55	—	3,891
	当連結会計年度	5,160	—	—	5,160

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

ロ. 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で3兆1,995億円、国際業務部門で240億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で3兆1,963億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で309億円、国際業務部門で5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で309億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で0.96%、国際業務部門で2.30%、内部取引による相殺消去後の合計で0.96%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で3兆1,311億円、国際業務部門で241億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で3兆1,282億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で23億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で24億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.07%、国際業務部門で0.78%、内部取引による相殺消去後の合計で0.07%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

(i) 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,176,633	31,117	0.97
	当連結会計年度	3,199,591	30,923	0.96
うち貸出金	前連結会計年度	2,369,433	22,418	0.94
	当連結会計年度	2,388,437	24,020	1.00
うち商品有価証券	前連結会計年度	113	0	0.33
	当連結会計年度	131	0	0.30
うち有価証券	前連結会計年度	468,062	8,353	1.78
	当連結会計年度	483,533	6,006	1.24
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	124,122	△5	△0.00
	当連結会計年度	75,399	214	0.28
うち預け金	前連結会計年度	183,049	235	0.12
	当連結会計年度	232,323	609	0.26
資金調達勘定	前連結会計年度	3,098,563	316	0.01
	当連結会計年度	3,131,155	2,319	0.07
うち預金	前連結会計年度	2,888,523	146	0.00
	当連結会計年度	2,909,064	1,818	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	129,277	2	0.00
	当連結会計年度	132,363	166	0.12
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	29,229	△9	△0.03
	当連結会計年度	1,473	4	0.29
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	23,470	2	0.01
	当連結会計年度	49,014	112	0.22
うち借入金	前連結会計年度	26,990	101	0.37
	当連結会計年度	37,557	160	0.42

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ii) 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	36,388	883	2.42
	当連結会計年度	24,041	553	2.30
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	25,207	330	1.31
	当連結会計年度	17,318	274	1.58
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	8,422	474	5.63
	当連結会計年度	3,814	201	5.27
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	36,496	459	1.25
	当連結会計年度	24,194	190	0.78
うち預金	前連結会計年度	4,739	11	0.24
	当連結会計年度	4,395	16	0.37
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	20	1	5.45
	当連結会計年度	3	0	5.77
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(iii) 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去 額（△）	合計	小計	相殺消去 額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,213,022	46,054	3,166,967	32,000	4,170	27,830	0.87
	当連結会計年度	3,223,633	27,309	3,196,323	31,477	548	30,929	0.96
うち貸出金	前連結会計年度	2,369,433	3,421	2,366,012	22,418	16	22,401	0.94
	当連結会計年度	2,388,437	3,796	2,384,641	24,020	31	23,989	1.00
うち商品有価証券	前連結会計年度	113	—	113	0	—	0	0.33
	当連結会計年度	131	—	131	0	—	0	0.30
うち有価証券	前連結会計年度	493,270	742	492,528	8,683	4,150	4,533	0.92
	当連結会計年度	500,852	391	500,461	6,280	500	5,780	1.15
うちコールローン及 び買入手形	前連結会計年度	132,544	—	132,544	468	—	468	0.35
	当連結会計年度	79,214	—	79,214	415	—	415	0.52
うち預け金	前連結会計年度	183,049	10,264	172,784	235	0	235	0.13
	当連結会計年度	232,323	3,462	228,861	609	1	607	0.26
資金調達勘定	前連結会計年度	3,135,059	46,012	3,089,047	776	20	755	0.02
	当連結会計年度	3,155,350	27,094	3,128,255	2,510	47	2,462	0.07
うち預金	前連結会計年度	2,893,262	10,964	2,882,298	157	0	157	0.00
	当連結会計年度	2,913,459	3,637	2,909,821	1,835	1	1,833	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	129,277	—	129,277	2	—	2	0.00
	当連結会計年度	132,363	—	132,363	166	—	166	0.12
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	29,249	—	29,249	△8	—	△8	△0.03
	当連結会計年度	1,477	—	1,477	4	—	4	0.30
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	23,470	—	23,470	2	—	2	0.01
	当連結会計年度	49,014	—	49,014	112	—	112	0.22
うち借入金	前連結会計年度	26,990	3,421	23,569	101	16	84	0.36
	当連結会計年度	37,557	3,796	33,761	160	31	129	0.38

（注） 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

ハ、国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で129億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で129億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で43億円、国際業務部門で0.3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で42億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	14,239	105	609	13,736
	当連結会計年度	12,994	112	152	12,954
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	4,875	—	3	4,872
	当連結会計年度	4,808	—	3	4,805
うち為替業務	前連結会計年度	1,182	94	0	1,276
	当連結会計年度	1,213	99	0	1,313
うち証券関連業務	前連結会計年度	148	—	—	148
	当連結会計年度	107	—	—	107
うち代理業務	前連結会計年度	1,975	—	—	1,975
	当連結会計年度	1,467	—	—	1,467
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	143	—	0	143
	当連結会計年度	139	—	0	139
うち保証業務	前連結会計年度	1,295	4	562	736
	当連結会計年度	385	4	132	257
役務取引等費用	前連結会計年度	4,530	37	562	4,005
	当連結会計年度	4,346	37	132	4,251
うち為替業務	前連結会計年度	127	16	—	144
	当連結会計年度	134	18	—	153

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

二. 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	2,880,105	4,511	8,169	2,876,448
	当連結会計年度	2,874,949	4,608	2,537	2,877,019
うち流動性預金	前連結会計年度	2,076,191	—	3,369	2,072,822
	当連結会計年度	2,089,423	—	1,537	2,087,885
うち定期性預金	前連結会計年度	799,245	—	4,800	794,445
	当連結会計年度	780,384	—	1,000	779,384
うちその他	前連結会計年度	4,668	4,511	—	9,180
	当連結会計年度	5,141	4,608	—	9,750
譲渡性預金	前連結会計年度	105,200	—	—	105,200
	当連結会計年度	131,000	—	—	131,000
総合計	前連結会計年度	2,985,305	4,511	8,169	2,981,648
	当連結会計年度	3,005,949	4,608	2,537	3,008,019

（注） 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

ホ. 貸出金残高の状況

(i) 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,377,146	100.00	2,415,859	100.00
製造業	133,360	5.61	134,267	5.56
農業, 林業	4,687	0.20	4,992	0.21
漁業	1,031	0.04	1,133	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4,606	0.19	4,983	0.21
建設業	121,009	5.09	121,221	5.02
電気・ガス・熱供給・水道業	15,881	0.67	18,198	0.75
情報通信業	5,708	0.24	8,075	0.33
運輸業, 郵便業	61,361	2.58	59,854	2.48
卸売業, 小売業	176,820	7.44	178,658	7.39
金融業, 保険業	135,465	5.70	138,238	5.72
不動産業, 物品賃貸業	634,789	26.70	686,620	28.42
各種サービス業	216,450	9.11	213,803	8.85
地方公共団体	42,524	1.79	40,306	1.67
その他	823,449	34.64	805,506	33.34
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,377,146	—	2,415,859	—

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

(ii) 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

へ. 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	99,050	—	—	99,050
	当連結会計年度	112,179	—	—	112,179
地方債	前連結会計年度	137,532	—	—	137,532
	当連結会計年度	120,871	—	—	120,871
社債	前連結会計年度	126,713	—	—	126,713
	当連結会計年度	104,369	—	—	104,369
株式	前連結会計年度	49,510	—	742	48,768
	当連結会計年度	46,360	—	274	46,086
その他の証券	前連結会計年度	96,197	17,171	—	113,369
	当連結会計年度	123,833	14,749	—	138,583
合計	前連結会計年度	509,005	17,171	742	525,434
	当連結会計年度	507,613	14,749	274	522,089

- （注） 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.19
2. 連結における自己資本の額	1,593
3. リスク・アセットの額	17,321
4. 連結総所要自己資本額	692

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 単体自己資本比率（2／3）	9.18
2. 単体における自己資本の額	1,574
3. リスク・アセットの額	17,129
4. 単体総所要自己資本額	685

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50	30
危険債権	320	338
要管理債権	55	42
正常債権	23,754	24,089

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益101億円、貸出金の増加387億円、譲渡性預金の増加258億円、借入金増加85億円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは137億円（前連結会計年度比5億円増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入1,586億円、有価証券の取得による支出1,744億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは△160億円（前連結会計年度比32億円減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出105億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは△121億円（前連結会計年度比88億円減少）となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は2,441億円（前連結会計年度比144億円減少）となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態の分析

イ. 貸出金

貸出金残高は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して積極的に取り組んだ結果、2024年3月末比387億円増加して2兆4,158億円となりました。

ロ. 有価証券

有価証券残高は、金利上昇局面においてポートフォリオの改善を進めたこと等により、2024年3月末並みの5,220億円となりました。

ハ. 預金

預金残高は、個人預金増加等により、2024年3月末比5億円増加して2兆8,770億円となりました。

ニ. 純資産の部

純資産の部合計は、2024年3月末比124億円減少して1,747億円となりました。

ホ. 連結自己資本比率（国内基準）

自己資本の額は、2024年3月末比51億円減少して1,593億円となりました。リスク・アセットの額は、2024年3月末比736億円減少して1兆7,321億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国内基準）は、2024年3月末比0.08ポイント上昇して9.19%となりました。

	2024年3月31日 (%) (A)	2025年3月31日 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
連結自己資本比率（国内基準）	9.11	9.19	0.08

② 経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
資金運用収支 ①	27,074	28,466	1,392
資金運用収益	27,830	30,929	3,099
資金調達費用 (△)	755	2,462	1,707
役務取引等収支 ②	9,731	8,703	△1,028
役務取引等収益	13,736	12,954	△782
役務取引等費用 (△)	4,005	4,251	246
その他業務収支 ③	△3,715	△4,976	△1,261
その他業務収益	175	183	8
その他業務費用 (△)	3,891	5,160	1,269
連結業務粗利益 (=①+②+③) ④	33,089	32,193	△896
営業経費 (△) ⑤	25,145	24,972	△173
その他経常収支 ⑥	2,306	3,462	1,156
うち株式等関係損益	3,564	2,321	△1,243
うち貸倒償却引当費用 (△)	1,714	△438	△2,152
その他経常収益	12,842	12,842	0
その他経常費用 (△)	10,536	9,380	△1,156
経常利益 (=④-⑤+⑥) ⑦	10,250	10,682	432
特別損益 ⑧	△812	△530	282
特別利益	9	—	△9
特別損失 (△)	822	530	△292
税金等調整前当期純利益 (=⑦+⑧) ⑨	9,437	10,152	715
法人税等合計 (△) ⑩	1,880	2,496	616
当期純利益 (=⑨-⑩) ⑪	7,557	7,655	98
非支配株主に帰属する当期純利益 (△) ⑫	128	195	67
親会社株主に帰属する当期純利益 (=⑪-⑫)	7,428	7,459	31

イ. 主な収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金の増加等により、前連結会計年度比13億円増加して284億円となりました。

役務取引等収支は、連結子会社であったちば興銀カードサービス株式会社について、2024年7月1日付で当行が保有する同社の全株式を譲渡し連結の範囲から除外したことから保証業務手数料等が減少し、前連結会計年度比10億円減少して87億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却損の計上等により、前連結会計年度比12億円減少して△49億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比8億円減少して321億円となりました。

ロ. 経常利益

営業経費は、前連結会計年度比1億円減少して249億円となりました。

株式等関係損益は、純投資株式の売却益等により23億円の利益を計上したものの、前連結会計年度政策保有株式の縮減等による売却益計上の反動もあり、前連結会計年度比12億円減少して23億円となりました。

貸倒償却引当費用は、前連結会計年度比21億円減少して△4億円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比4億円増加して106億円となりました。

ハ、親会社株主に帰属する当期純利益

ちば興銀カードサービス株式会社の株式譲渡により子会社株式売却損を計上したものの、減損損失が減少したため、特別損益は前連結会計年度比2億円増加しました。一方で法人税等合計が前連結会計年度比6億円増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度並みの74億円となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

イ、不良債権処理

貸出金償却及びその他の債権売却損等が前連結会計年度比減少し、貸倒引当金戻入益が前連結会計年度比増加したことから、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比21億円減少して△4億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
貸倒償却引当費用 (△)	1,714	△438	△2,152
貸出金償却 (△)	1,515	202	△1,313
個別貸倒引当金繰入額 (△)	—	—	—
一般貸倒引当金繰入額 (△)	—	—	—
信用保証協会責任共有制度負担金 (△)	138	182	44
その他の債権売却損等 (△)	305	△265	△570
貸倒引当金戻入益	244	558	314

ロ、株式等関係損益

株式等関係損益は、前連結会計年度比12億円減少して23億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
株式等関係損益	3,564	2,321	△1,243
売却益	3,790	2,511	△1,279
売却損	226	151	△75
償却 (△)	0	37	37

④ セグメントごとの経営成績の分析

当行グループの大宗を占める銀行業につきましては、資金運用収支は、前年度計上した子会社特別配当金35億円の剥落要因が大きく影響し、前連結会計年度比22億円減少しました。役務取引等収支は、保険販売手数料が前連結会計年度比減少した一方で、投資信託販売手数料等の増加や団信保険料等の費用の減少により、前連結会計年度比横ばいとなりました。その他業務収支は国債等債券売却損の計上等により、前連結会計年度比12億円減少しました。また、営業経費は、主に給与改定に伴う人件費の増加及びシステム費用の増加が影響し、前連結会計年度比2億円の増加となりました。不良債権処理額等の与信関連費用が減少したことから、その他経常収支は前連結会計年度比11億円増加し、この結果、銀行業の経常利益は、前連結会計年度比25億円減少の106億円となりました。

リース業の経常利益は、前連結会計年度比1億円増加して2億円となりました。

信用保証・クレジットカード業の経常利益は、前連結会計年度比7億円減少して2億円となりました。なお、信用保証・クレジットカード業を構成するちば興銀カードサービス株式会社について、2024年7月1日付で、当行が保有する同社の全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。したがって、上記経常利益は、同日時点までの経営成績となります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当行グループは、銀行業を中心とした事業を行っておりますので、預金を資本の財源とし、主に貸出金や有価証券で運用しております。

今後、貸出金等業務の拡大に対応するための更なる自己資本充実と長期的な財務基盤の強化を図ることが当行企業価値向上に資すると考え、内部留保の蓄積とともに、普通株式の権利希薄化に最大限配慮をする方式での資本政策を展開してまいります。

設備投資等の資金的支出につきましては、自己資金で対応しております。

また、当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

なお、当連結会計年度における当行グループの資金状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要

② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営成績等に影響を与える会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(貸倒引当金の計上)

「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおり、当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

このように、貸倒引当金の計上額には、債務者区分の判定、担保の評価額及び保証による回収可能見込額等が大きく関わっております。前記「3 事業等のリスク」の「(1) 信用リスク」に記載のとおり、これらの要素には、担保不動産価値の下落、不動産市場の流動性の欠如、及び有価証券価格の下落等が影響します。また、当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、国内景気動向の他、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合も影響します。

これらの変動により、貸倒引当金の積増し、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

なお、連結財務諸表に与える影響につきましては、「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

⑦ 経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

中期経営計画（2022年4月～2025年3月）にて掲げた目標とする経営指標に対する2025年3月期の達成・進捗状況は以下のとおりとなりました。

目標とする経営指標（単体）と実績（2025年3月期）

目標とする指標	算出方法	2025年3月 目標数値	2025年3月 実績
当期純利益	単年度純利益額	67億円	84億円
コアOHR	経費／業務粗利益（除く国債等債券関係損益）	69%	67.40%
ROE	当期純利益／（純資産の部合計平残－新株予約権平残）	4%	5.35%
自己資本比率	自己資本／リスクアセット	8%台半ば	9.18%
優先株式発行比率	発行済優先株式残高／自己資本	30%	25.70%

長期経営ビジョン「親切なパートナーとしてみなさまの幸せをともにデザインし続ける」のもと、親切な相談相手としてお客さまに幸せをもたらす多様な潜在ニーズを共有し、その実現に向けて伴走し続けることで、選ばれ続け、地域・お客さまになくってはならない絶対的存在感のある企業グループとなることを追求してまいりました。

その実現に向けて、2022年4月にスタートした中期経営計画「幸せデザイン 絆プロジェクト 2025 ～CKBコミュニティ確立に向けて 1stステージ～」の最終年度にあたり、長期経営戦略である“CKBコミュニティ”の確立に向けた3つの基盤（組織基盤・営業基盤・経営基盤）構築にかかる各種施策を積極的に展開した結果、目標としていた経営指標は順調な実績となりました。

引き続き、経営課題である収益計画の達成や自己資本比率の維持・向上を通じて当行の企業価値向上に努めてまいります。

5【重要な契約等】

当行は、2024年5月29日開催の取締役会において、連結子会社であったちば興銀カードサービス株式会社の全株式を全国保証株式会社へ譲渡することを決議し、2024年6月14日付で2024年7月1日を譲渡日とする株式譲渡契約を締結いたしました。なお、株式譲渡は2024年7月1日に完了しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客さまの利便性向上を図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、事務機械を中心に954百万円の設備投資を行いました。その他の事業では160百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	リース資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	—	本店他 71か店 出張所 6か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	店舗	56,104 (15,748)	10,798	5,656	146	1,441	18,043	1,093
	—	東京支 店他 1 か店	東京都 中央区他	銀行業	店舗	62 (62)	—	97	—	29	127	42
	—	事務セ ンター	千葉県 千葉市 美浜区	銀行業	事務・ 配送セ ンター	— (—)	—	245	—	58	304	99
	—	社宅他 4か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設	2,013 (1,908)	6	24	—	3	34	—
連結子会社	千葉総合 リース株式 会社	—	千葉県 千葉市 中央区	リース業	事務機 械等	— (—)	—	3	3	0	6	16
	ちば興銀コ ンピュータ ソフト株式 会社	—	千葉県 千葉市 美浜区	その他	事務機 械等	— (—)	—	14	—	143	158	62
	株式会社ち ばくる	—	千葉県 千葉市 美浜区他	その他	農園・ 事務機 械等	11,837 (11,837)	—	72	10	21	105	—
	株式会社ち ば興銀キャ ピタルパー トナーズ	—	千葉県 千葉市 美浜区	その他	事務機 械等	— (—)	—	0	—	0	1	1

(注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の（ ）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含め1,291百万円であります。

3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械383百万円、その他1,149百万円であります。

4. 当行の店舗外現金自動設備117か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、連結会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市 建物 4百万円

6. 上記には、連結会社以外に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市他 建物 70百万円

7. 前連結会計年度において連結子会社であったちば興銀カードサービス株式会社は、2024年7月1日付で当行が保有する同社の全株式を当行グループ外の会社へ譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

8. 株式会社ちばくろ及び株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
当行	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	139	—	自己資金	—	—

(注) 事務機械の主なものは2026年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	296,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第1回第五種優先株式	700,000
第2回第五種優先株式	700,000
第3回第五種優先株式	700,000
第4回第五種優先株式	700,000
第5回第五種優先株式	700,000
第6回第五種優先株式	700,000
第7回第五種優先株式	700,000
第8回第五種優先株式	700,000
第9回第五種優先株式	700,000
第10回第五種優先株式	700,000
第1回第六種優先株式	700,000
第2回第六種優先株式	700,000
第3回第六種優先株式	700,000
第4回第六種優先株式	700,000
第5回第六種優先株式	700,000
第6回第六種優先株式	700,000
第7回第六種優先株式	700,000
第8回第六種優先株式	700,000
第9回第六種優先株式	700,000
第10回第六種優先株式	700,000
第1回第七種優先株式	700,000
第2回第七種優先株式	700,000
第3回第七種優先株式	700,000
第4回第七種優先株式	700,000
第5回第七種優先株式	700,000
計	296,000,000

（注）1. 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

2. 第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行 数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	62,222,045	62,222,045	東京証券取引所 プライム市場	(注) 1
第二種優先株式	2,000,000	2,000,000	—	(注) 2、6
第2回第六種優先株式	301,000	301,000	—	(注) 3、6
第1回第七種優先株式	481,500	481,500	—	(注) 4、6
第2回第七種優先株式	4,733	4,733	—	(注) 5、6
計	65,009,278	65,009,278	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、2000年8月15日から2001年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、2000年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、2007年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注) 3. 第2回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第2回第六種優先期末配当金

(1) 第2回第六種優先期末配当金の額

当行は、当行定款第11条に定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第2回第六種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第2回第六種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第2回第六種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第2回第六種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に年率1.5%を乗じて算出した、300円（ただし、2022年3月31日を基準日とする第2回第六種優先期末配当金については、本優先株式1株につき26.31円。また、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、第2回第六種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第2回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第2回第六種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日含む。）までの日数に第2回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

3. 議決権

第2回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第六種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、(ii)第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2回第六種優先配当金の額を月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2回第六種優先株主等に対して第2回第六種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

5. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2032年3月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第2回第六種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、142円とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ、本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ、(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii)株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii)下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv)当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(v)取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整を行わない。

(vi)株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.

- (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
 - (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
 - (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ、(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数は除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ、及びロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式数について上記イ、(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近のイ、(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ、(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
 - (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ、(ii)及び(iv)の場合には0円、上記イ、(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ、上記イ、(iii)ないし(v)及び上記ハ、(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ、(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ、上記イ、(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、下限取得価額調整式により算出された上記イ、柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

6. 譲渡制限

- (1) 本優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 本優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、本優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により本優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式及び各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

11. その他

(1) 上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生日を条件とする。

(2) 上記の他、本優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は、取締役頭取に一任する。

(注) 4. 第1回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第1回第七種優先期末配当金

(1) 第1回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款第11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第1回第七種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第1回第七種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第1回第七種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの払込金額相当額に年率1.8%を乗じて算出した900円（ただし、2019年3月31日を基準日とする第1回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年34.53円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第1回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第1回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第七種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、(ii)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

5. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2029年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

イ、本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記ハ、(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記ニ、に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ、(iv)において同じ。))をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ、又は下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。))が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。))を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (v)取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi)株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ.
- (i)下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- (ii)下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii)下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. 及び上記ロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv)下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)及び上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

6. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

7. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

8. 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5. 第2回第七種優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 第2回第七種優先期末配当金

(1) 第2回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款第11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第2回第七種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第2回第七種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第2回第七種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第2回第七種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率1.8%を乗じて算出した9,000円（ただし、2021年3月31日を基準日とする第2回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年7,101円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、第2回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第2回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第2回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第2回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第七種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、(ii)第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回第七種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2. (3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第2回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2030年10月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第2回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

- イ、本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ、(iii)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、又は下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合
調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- (i) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (ii)または(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)及び上記ハ. (iii)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (ii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、下限取得価額調整式により算出された上記イ、柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

11. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 6. 単元株式数は100株であります。また、第二種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。第2回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2014年6月27日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数 ※	53個 (注) 1	55個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 5,300株 (注) 2	当行普通株式 5,500株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月15日 ～2044年7月14日	2015年8月5日 ～2045年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 735円 資本組入額 368円	発行価格 701円 資本組入額 351円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	

決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数 ※	204個 (注) 1	198個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 20,400株 (注) 2	当行普通株式 19,800株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月22日 ～2046年7月21日	2017年7月22日 ～2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 378円 資本組入額 189円	発行価格 541円 資本組入額 271円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	

決議年月日	2018年6月27日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員 12名	当行取締役5名及び執行役員 10名
新株予約権の数 ※	281個（注）1	667個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 28,100株（注）2	当行普通株式 66,700株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月25日 ～2049年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 426円 資本組入額 213円	発行価格 259円 資本組入額 130円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

決議年月日	2020年6月25日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員 10名	当行取締役6名及び執行役員 12名
新株予約権の数 ※	923個（注）1	965個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 92,300株（注）2	当行普通株式 96,500株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月23日 ～2050年7月22日	2021年7月21日 ～2051年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 197円 資本組入額 99円	発行価格 209円 資本組入額 105円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

決議年月日	2022年6月24日	2023年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役5名及び執行役員 14名	当行取締役5名及び執行役員 15名
新株予約権の数 ※	1,262個（注）1	541個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 126,200株（注）2	当行普通株式 54,100株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月22日 ～2052年7月21日	2023年7月25日 ～2053年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 203円 資本組入額 102円	発行価格 556円 資本組入額 278円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役5名及び執行役員 17名
新株予約権の数 ※	354個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式 35,400株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月25日 ～2054年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 931円 資本組入額 466円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
2. 新株予約権の割当日後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合）には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記（注）4. に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記②に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
 - ① 以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホのいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて決定する。

- ②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- ③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2020年6月17日 (注) 1	4	67,979	1,183	63,303	1,183	8,154
2020年6月17日 (注) 2	—	67,979	△1,183	62,120	△1,183	6,971
2021年2月5日 (注) 3	△500	67,479	—	62,120	—	6,971
2022年2月28日 (注) 4	301	67,780	3,010	65,130	3,010	9,981
2022年2月28日 (注) 5	—	67,780	△3,010	62,120	△3,010	6,971
2022年3月1日 (注) 6	△600	67,180	—	62,120	—	6,971
2022年3月10日 (注) 7	△500	66,680	—	62,120	—	6,971
2023年3月20日 (注) 8	△500	66,180	—	62,120	—	6,971
2023年9月13日 (注) 9	△500	65,680	—	62,120	—	6,971
2024年5月2日 (注) 10	△171	65,509	—	62,120	—	6,971
2024年8月20日 (注) 11	△500	65,009	—	62,120	—	6,971

(注) 1. 新株予約権の権利行使による第2回第七種優先株式発行 4千株

発行価格 500,000円 資本組入額 250,000円

2. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額1,183百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額1,183百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

3. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

4. 有償第三者割当 第2回第六種優先株式 301千株

発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円

5. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額3,010百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額3,010百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

6. 第1回第六種優先株式の全株600千株を取得及び消却したものであります。

7. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

8. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

9. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

10. 第1回第七種優先株式の一部171千株を取得及び消却したものであります。

11. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	25	36	575	83	14	6,627	7,360	－
所有株式数 （単元）	－	324,799	20,034	102,759	50,852	161	122,520	621,125	109,545
所有株式数の割合（％）	－	52.29	3.22	16.54	8.18	0.02	19.72	100.00	－

（注）１．自己株式2,851,345株は「個人その他」に28,513単元、「単元未満株式の状況」に45株含まれております。
 ２．「金融機関」及び「単元未満株式の状況」の欄には、従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当行株式が、それぞれ20,814単元及び80株含まれております。
 ３．「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

② 第二種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	20,000	－	－	－	－	－	20,000	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

③ 第2回第六種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	－	11	－	－	－	13	－
所有株式数 （単元）	－	300	－	2,710	－	－	－	3,010	－
所有株式数の割合（％）	－	9.96	－	90.03	－	－	－	100.00	－

④ 第1回第七種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	4	—	96	—	—	9	109	—
所有株式数 （単元）	—	360	—	4,261	—	—	194	4,815	—
所有株式数の割合（％）	—	7.47	—	88.49	—	—	4.02	100.00	—

⑤ 第2回第七種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	14	－	－	1	15	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	24	－	－	1	25	2,233
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	96.00	－	－	4.00	100.00	－

（注）自己株式6株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

（6）【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1－2	11,812,000	19.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1－5－5	9,483,910	15.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1－8－1 赤坂インターシティAIR	5,437,900	8.74
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	東京都中央区晴海1－8－12	2,081,480	3.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1－8－12	1,792,600	2.88
坂本飼料株式会社	千葉県香取市木内1182－5	1,260,000	2.02
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2－1－2	1,207,817	1.94
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2－1－1	1,178,200	1.89
寺田 康雄	千葉県柏市	1,000,000	1.60
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1－13－14	978,100	1.57
計	—	36,232,007	58.29

- （注）1. 「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」における自己株式には、従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当行株式2,081,480株は含まれておりません。
2. アリアケ・マスター・ファンド（Ariake Master Fund）は、2025年1月6日付で当行の主要株主となりましたが、2025年3月28日付で当行株式11,812,000株を株式会社千葉銀行へ譲渡したことから、当事業年度末現在では主要株主でなくなっております。
3. 株式会社千葉銀行は、2025年3月28日付でアリアケ・マスター・ファンド（Ariake Master Fund）から当行株式11,812,000株を取得したことから、当事業年度末現在主要株主となっております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港 1－2	118,120	19.93
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1－5－5	74,839	12.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂 1－8－1 赤坂インターシティAIR	54,379	9.17
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	東京都中央区晴海 1－8－12	20,814	3.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海 1－8－12	17,926	3.02
坂本飼料株式会社	千葉県香取市木内1182－5	12,497	2.10
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町 2－1－2	12,078	2.03
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2－1－1	11,582	1.95
寺田 康雄	千葉県柏市	10,000	1.68
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1－13－14	9,781	1.65
計	—	342,016	57.71

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 2,000,000	—	前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	第2回第六種優先株式 301,000	—	
	第1回第七種優先株式 481,500	—	
	第2回第七種優先株式 2,500	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,851,300	—	前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 59,261,200	592,612	同上
単元未満株式	普通株式 109,545	—	同上
	第2回第七種優先株式 2,233	—	
発行済株式総数	65,009,278	—	—
総株主の議決権	—	592,612	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株、従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当行株式が2,081,400株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の保有する完全議決権株式に係る議決権が20,814個含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町2-1-2	2,851,300	—	2,851,300	4.38
計	—	2,851,300	—	2,851,300	4.38

(注) 従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当行株式2,081,400株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度を導入しております。

① 本制度の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

② 従業員に給付する予定の株式の総数

2,100,000株

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する第二種優先株式及び第1回第七種優先株式の取得
会社法第155条第7号に該当する普通株式及び第2回第七種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する第二種優先株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2024年7月30日）での決議状況 （取得期間 2024年8月20日）	500,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500,000	2,000,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

会社法第155条第3号に該当する第1回第七種優先株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2024年3月28日）での決議状況 （取得期間 2024年4月26日～2024年5月30日）	240,000	12,018,938,400
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	171,500	8,588,533,065
残存決議株式の総数及び価額の総額	68,500	3,430,405,335
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.54	28.54
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	28.54	28.54

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,510	1,739,897
当期間における取得自己株式	77	91,734

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第7号に該当する第2回第七種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4	2,000,000
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (株式報酬型ストックオプションの行使)	17,600	7,375,708	—	—
保有自己株式数	2,851,345	—	2,851,422	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、従業員向け株式給付制度の信託財産として株式会社日本カストディ信託銀行(信託E口)が保有する当行株式は含まれておりません。

第二種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	2,000,000,000	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

第1回第七種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	171,500	8,588,533,065	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

第2回第七種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	6	—	6	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当額（円）	
2025年6月26日 定時株主総会決議 （予定）	普通株式	593	普通株式	10
	第二種優先株式	208	第二種優先株式	104
	第2回第六種優先株式	90	第2回第六種優先株式	300
	第1回第七種優先株式	433	第1回第七種優先株式	900
	第2回第七種優先株式	42	第2回第七種優先株式	9,000

（注）普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行におけるコーポレート・ガバナンスとは、株主をはじめ顧客、役職員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当行が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しております。

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現が必要不可欠であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を最重要経営課題の一つに位置付けております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査役会設置会社の形態を採用しており、機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いております。

経営の最高意思決定機関及び監督機関である取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営方針等の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。

有価証券報告書提出日現在、当行の取締役会は、青柳俊一（取締役会長）、梅田仁司（取締役頭取）、松丸隆一（取締役副頭取）、白井克己（取締役専務執行役員）、神田泰光（取締役執行役員）、戸谷久子（社外取締役）、山田英司（社外取締役）、杉浦哲郎（社外取締役）、木下由美子（社外取締役）の9名の取締役により構成され、うち4名の社外取締役を選任しており、取締役会長が議長となっております。

なお当行は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役9名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、取締役会は引き続き9名の取締役（うち4名は社外取締役）で構成されることとなる予定であります。その構成員は、青柳俊一（取締役会長）、梅田仁司（取締役頭取）、松丸隆一（取締役副頭取）、白井克己（取締役専務執行役員）、田中啓之（取締役常務執行役員）、戸谷久子（社外取締役）、山田英司（社外取締役）、杉浦哲郎（社外取締役）、木下由美子（社外取締役）であります。

また、取締役会の下部組織として、経営会議を設置し、取締役会の権限の一部を委譲することにより、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。経営会議は、会長及び頭取、副頭取執行役員（うち1人は副頭取・COO）、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員により構成され、頭取が議長となっております。

さらに、取締役会の諮問機関として指名・報酬等諮問委員会を設置しており、委員の過半数を独立社外取締役とし、また、委員長は独立社外取締役の互選により選定することで、独立性を確保しております。取締役及び監査役等の役員の指名及び選任並びに報酬に関する事項等について、公正・客観的な視点で委員会の機能を最大限発揮する仕組みを構築しており、取締役会の実効性向上、ひいては当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

有価証券報告書提出日現在、当行の監査役会は、横山均（常勤監査役）、金杉毅（常勤監査役）、菊川隆志（社外監査役）、豊島達哉（社外監査役）の4名の監査役により構成され、うち2名の社外監査役を選任しており、監査役の中から議長を定めております。

なお当行は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き4名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されることとなる予定であります。その構成員は、金杉毅（常勤監査役）、宮本昭（常勤監査役）、菊川隆志（社外監査役）、豊島達哉（社外監査役）であります。

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であります。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として、社外取締役を選任しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

(イ) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の体制の整備に係る基本方針を取締役会において決議しております。

○ 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・副頭取（代表取締役）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。

- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行グループ行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報窓口を設置しております。
- 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
 - ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
 - ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）を制定して広報・IR活動の充実を図っております。
- 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
 - ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
 - ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
 - ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。
- 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
 - ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
 - ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。
- 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・当行は、連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認めた事項について協議・報告を求めることができます。
 - (ii) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統一的に管理しております。
 - (iii) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ・当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。
 - (iv) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
 - ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

- 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。
- 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
 - ・ 監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。
- 当行の監査役への報告に関する体制
 - (i) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
 - ・ 取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告のほか、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
 - ・ その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
 - ・ なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
 - (ii) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ・ 当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
 - ・ 連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。
- 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。
- 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。
- その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
 - ・ 代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
 - ・ 監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。
- (ロ) リスク管理体制
 - 当行は、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持、向上に努め、経営基盤をより強固なものとするを基本方針としており、これらを「リスク管理の方針」に定め、取締役会で決定しております。
 - 主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統一的に管理する体制としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。直近ではリスク管理委員会の運営方法を適宜見直すなど、リスク管理の実効性向上と活性化に向けた、不断の取組みを行っております。
- (ハ) コンプライアンス体制
 - 銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては、経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスやマネーローダリング・テロ資金供与対策について組織横断的な議論を行うほか、各部室店にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実、体制の整備・強化を図ってまいりましたが、自らのビジネスプロフィールや法規制等も含む社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンスプログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守体制のさらなる充実や実効性の向上を図っております。

(二) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行グループ行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、すみやかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。

反社会的勢力との関係遮断に取り組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内体制の構築・強化に取り組んでまいります。

ロ、責任限定契約の内容の概要

当行は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当行は社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

ハ、役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされておりますが、被保険者ごとの損害賠償請求額補限度額及び総てん補限度額が定められております。

加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

ニ、取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

ホ、取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ヘ、自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

ト、中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

チ. 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。また、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。これらは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ. 種類株式の議決権

第二種、第四種、第五種、第六種及び第七種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

なお、提出日現在、発行済の優先株式は、第二種優先株式、第2回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式であります。

④ 取締役会及び各種委員会の活動状況

イ. 取締役会の活動状況

(イ) 開催頻度及び出席状況

当事業年度において当行は、取締役会を毎月1～2回、合計15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	青柳 俊一	15	15
取締役頭取	梅田 仁司	15	15
取締役副頭取	松丸 隆一	15	15
取締役	神田 泰光	15	15
取締役	白井 克己	15	15
取締役(社外取締役)	戸谷 久子	15	15
取締役(社外取締役)	山田 英司	15	15
取締役(社外取締役)	杉浦 哲郎	15	15
取締役(社外取締役)	木下 由美子	12	12

(注) 開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

(ロ) 取締役会における具体的な検討内容

当事業年度の取締役会において、重点的に審議を行った主な議案は以下のとおりであります。

(i) 政策投資株式の保有意義検証、運営方針の検討

コーポレートガバナンス・コードへの対応として、2023年度における政策投資株式の保有意義の検証と、2024年度の運営方針及び開示内容について審議いたしました。取締役会決議に基づき、2029年3月末までの5か年の縮減目標の開示などを行っております。

(ii) 投資専門会社(株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズ)の設立

多様化・高度化するお客さまのニーズに応えるため、投資専門子会社の設立を審議し、2024年7月に株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズを設立いたしました。これまで以上の幅広い金融サービスを提供することで、引き続き多種多様なニーズや課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

(iii) お客さま保護等管理の基本方針の改定

カスタマーハラスメントへの社会的関心の高まりや、厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等をふまえ、当行のお客さま保護等管理態勢とコンプライアンス態勢の整備について審議し、お客さま保護等管理の基本方針を改定いたしました。

(iv) TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）への賛同

「サステナビリティ重点項目（マテリアリティ）3」である「安心して暮らせる豊かな千葉の実現」に向けて、TNFD提言への賛同を審議し、2024年9月同提言への賛同を表明いたしました。

（TNFD：自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するためのフレームワーク確立を目的とした国際的な組織）

(v) パーパスの制定

企業価値向上に向けて当行の成長戦略を加速させるための対応について審議し、その対応の1つとしてパーパスを新たに制定いたしました。成長戦略を加速させるための指針として掲げ、当行の存在意義や価値をより深く理解し、地域・お客さまへの提供価値を高めることで企業価値をさらに引き上げてまいります。

上記のほか、毎月、経営会議審議事項等の報告を受けております。

ロ. 指名・報酬等諮問委員会の活動状況

指名・報酬等諮問委員会は、経営上の重要事項の決定プロセスにおいて、積極的に独立社外取締役の外部知見を取り込み、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を確保することを目的として設置し、取締役会の諮問機関として、取締役会の諮問に基づき、審議のうえ答申しております。

本委員会は、委員長を独立社外取締役、委員には独立社外取締役及び取締役頭取、取締役副頭取にて構成しており、その過半数は独立社外取締役としております。

(イ) 開催頻度及び出席状況

当事業年度において当行は、指名・報酬等諮問委員会を6回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役頭取	梅田 仁司	6	6
取締役副頭取	松丸 隆一	6	6
取締役（社外取締役）	戸谷 久子	6	6
取締役（社外取締役）	山田 英司	6	6
取締役（社外取締役）	杉浦 哲郎	6	6
取締役（社外取締役）	木下 由美子	4	4

（注）開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

(ロ) 指名・報酬等諮問委員会における具体的な検討内容

当事業年度の主な審議事項は、取締役・執行役員・監査役の指名・選任・再任事項、取締役及び執行役員の報酬事項、コーポレートガバナンス・コード対応事項等について、意見交換を実施のうえ審議し、取締役会への答申内容を決定いたしました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

イ. 2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 11名 女性 2名 （役員のうち女性の比率15.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	青柳 俊一	1955年7月12日生	1980年4月 当行入行 1996年8月 当行国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長 2000年10月 当行経営企画部部長代理 2003年7月 当行参事経営企画部担当部長 2004年5月 当行参事経営企画部長 2004年6月 当行執行役員経営企画部長 2007年5月 当行常務執行役員 2007年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2009年6月 当行取締役頭取・CEO 2019年4月 当行取締役会長（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 5,200 優先株式 4
取締役頭取 (代表取締役)	梅田 仁司	1962年12月24日生	1986年4月 当行入行 2004年1月 当行市場金融部部長代理 2006年4月 当行葉門台支店長 2010年10月 当行経営企画部部長代理 2012年7月 当行参事経営企画部担当部長 2014年4月 当行参事経営企画部長 2014年6月 当行執行役員経営企画部長 2016年4月 当行執行役員本店営業部長 2016年5月 当行常務執行役員本店営業部長 2017年4月 当行常務執行役員 2018年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2019年4月 当行取締役頭取・CEO（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 4,700 優先株式 10
取締役副頭取 (代表取締役)	松丸 隆一	1959年8月1日生	1983年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 1989年10月 同行株式会社スイス富士銀行出向 1994年11月 同行富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向 2002年4月 みずほ証券株式会社資本市場グループ資本市場第4部部長 2008年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 2010年8月 みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員 2014年6月 確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長 2017年5月 当行常務執行役員 2017年6月 当行取締役副頭取・COO（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 7,100 優先株式 —
取締役 専務執行役員	白井 克己	1963年11月5日生	1987年4月 当行入行 2004年11月 当行柏支店地区法人部長 2007年4月 当行浦安支店長 2010年4月 当行営業統括部部長代理 2012年4月 当行五井支店長 2013年7月 当行参事五井支店長 2014年4月 当行参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長 2015年4月 当行参事支店業務部長 2015年6月 当行執行役員支店業務部長 2016年4月 当行執行役員法人戦略部長 2016年5月 当行執行役員営業副本部長兼法人戦略部長 2019年4月 当行常務執行役員エリア長兼本店営業部長 2020年4月 当行常務執行役員営業本部長 2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2024年4月 当行取締役常務執行役員（役職名変更） 2025年4月 当行取締役専務執行役員（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 3,900 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	神田 泰光	1962年11月2日生	1986年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年11月 株式会社みずほ銀行高田馬場駅前支店副支店長 2005年1月 株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）名古屋営業部第四チーム次長 2007年4月 同行業務管理部業務推進役 2010年4月 同行金融・公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部長 2016年4月 当行出向経営企画部長 2016年6月 当行執行役員経営企画部長 2017年5月 当行常務執行役員経営企画部長 2019年4月 当行常務執行役員 2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2024年4月 当行取締役常務執行役員（役職名変更） 2025年4月 当行取締役執行役員（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 4,900 優先株式 6
取締役	戸谷 久子	1952年8月1日生	1975年4月 千葉県入庁 2000年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長 2002年4月 同県総合企画部女性サポートセンター所長 2004年4月 同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事 2007年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 2008年4月 同県健康福祉部次長 2009年4月 同県健康福祉部長 2011年4月 同県環境生活部長 2013年3月 同県退職 2013年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常務理事 2015年6月 当行社外取締役（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 2,800 優先株式 —
取締役	山田 英司	1955年7月18日生	1978年4月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社 2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現・株式会社NTTデータグループ）金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長 2002年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長 2004年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長 2005年6月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長 2017年6月 当行社外取締役（現職） 2021年6月 日本電子計算株式会社顧問 株式会社極洋社外取締役（現職） 2022年6月 平和不動産株式会社社外取締役（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 2,300 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	杉浦 哲郎	1954年7月30日生	1977年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行関連事業部付 向 株式会社富士総合研究所（現・みずほりサーチ&テクノロジーズ株式 社）理事チーフエコノミスト 2003年4月 株式会社みずほフィナンシャルグル ープグループ戦略第一部付向 みずほ 総合研究所株式会社（現・みずほり サーチ&テクノロジーズ株式会社） チーフエコノミスト 2004年4月 同社経営企画部付向 みずほ総合研 究所株式会社（現・みずほりサーチ& テクノロジーズ株式会社）チーフエコ ノミスト 2005年4月 同社執行役員経営企画部付 みずほ総 合研究所株式会社（現・みずほりサー チ&テクノロジーズ株式会社）常務執 行役員チーフエコノミスト 2007年4月 みずほ総合研究所株式会社（現・みず ほりサーチ&テクノロジーズ株式会 社）専務執行役員 2011年7月 同社副理事長 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会専務 理事 2019年6月 当行社外取締役（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 1,800 優先株式 —
取締役	木下 由美子	1961年7月13日生	1984年4月 日本銀行入行 1991年9月 マッキンゼー&カンパニー入社 2004年4月 独立行政法人科学技術振興機構（現・ 国立研究開発法人科学技術振興機構） 日本科学未来館入社 2011年6月 K C J G R O U P株式会社経営企画部 長 2016年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 常勤理事 2018年3月 同法人チェアマン特命外交担当 2020年7月 公益財団法人東京都サッカー協会理事 2021年3月 東京建物株式会社社外取締役（現職） 2022年4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員 （現職） 2024年6月 公益財団法人東京都サッカー協会副会 長（現職） 当行社外取締役（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 — 優先株式 —
常勤監査役	横山 均	1961年10月4日生	1984年4月 当行入行 2003年1月 当行市場金融部部長代理 2004年1月 当行四街道支店長 2005年5月 当行梅郷支店長 2007年1月 当行営業統括部部長代理 2008年4月 当行営業統括部副部長 2009年4月 当行市場金融部長 2010年7月 当行参事市場金融部長 2010年10月 当行参事柏文支店長 2013年4月 当行参事リスク統括部長 2014年6月 当行執行役員リスク統括部長 2017年4月 当行執行役員総務部長 2018年4月 当行常務執行役員 2019年4月 当行常務執行役員エリア長 2020年4月 当行執行役員 2020年6月 当行常勤監査役（現職）	2021年6月 から4年	普通株式 21,500 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	金杉 毅	1965年12月24日生	1989年4月 当行入行 2009年4月 当行原本中山支店長 2010年5月 当行人事部上席調査役（外部出向） 2012年10月 当行津田沼支店長 2015年4月 当行審査部部長代理 2015年7月 当行参事審査部担当部長 2017年10月 当行参事事業戦略部長 2018年10月 当行人事部参事役（外部出向） 2020年4月 当行執行役員審査部長 2022年4月 当行執行役員エリア長兼千葉西ブロッ ク長兼本店営業部長 2024年4月 当行執行役員 2024年6月 当行常勤監査役（現職）	2024年6月 から1年	普通株式 22,900 優先株式 1
監査役	菊川 隆志	1960年4月21日生	1983年4月 安田生命保険相互会社（現・明治安田 生命保険相互会社）入社 2001年4月 同社金沢支社長 2004年1月 明治安田生命保険相互会社新宿支社長 2006年4月 同社札幌支社長 2009年4月 同社コンプライアンス統括部長 2012年4月 同社業務部長 2014年4月 同社執行役大阪本部長 2016年4月 同社常務執行役 2020年4月 同社専務執行役 2021年4月 同社常任顧問 2021年6月 当行社外監査役（現職） 2021年7月 明治安田生命保険相互会社取締役（現 職）	2021年6月 から4年	普通株式 900 優先株式 —
監査役	豊島 達哉	1959年6月22日生	1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現・損害 保険ジャパン株式会社）入社 2005年4月 株式会社損害保険ジャパン（現・損害 保険ジャパン株式会社）静岡自動車営 業部長 2008年4月 同社大阪自動車営業第一部長 2011年4月 同社執行役員東京中央支店長 2014年4月 S O M P Oクレジット株式会社代表取 締役社長 2014年6月 五洋建設株式会社非常勤監査役 2017年6月 ユニバース開発株式会社監査役 2018年6月 丸紅セーフネット株式会社監査役 2020年6月 財形信用保証株式会社非常勤監査役 2022年6月 当行社外監査役（現職）	2023年6月 から4年	普通株式 500 優先株式 —
計					普通株式 78,500 優先株式 21

- （注）１．取締役戸谷久子、取締役山田英司、取締役杉浦哲郎及び取締役木下由美子は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
- ２．監査役菊川隆志及び監査役豊島達哉は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
- ３．所有株式数の優先株式は、全て第２回第七種優先株式であります。
- ４．当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。
- 2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。
- 常務執行役員 田中啓之、國府田治、森省一、尾關邦斗、中村遵史、青木剛、井上宏人
- 執行役員 宮本昭、宮本昌彦、岡田真紀、小岩井学、柴田実、西村信宏、田口博、梶純子、関和浩、仲村真一、堀内俊和

ロ、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」、「監査役3名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当行の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含め記載しております。

男性 11名 女性 2名 （役員のうち女性の比率15.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	青柳 俊一	1955年7月12日生	1980年4月 当行入行 1996年8月 当行国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長 2000年10月 当行経営企画部部長代理 2003年7月 当行参事経営企画部担当部長 2004年5月 当行参事経営企画部長 2004年6月 当行執行役員経営企画部長 2007年5月 当行常務執行役員 2007年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2009年6月 当行取締役頭取・CEO 2019年4月 当行取締役会長（現職）	2025年6月から1年	普通株式 5,200 優先株式 4
取締役頭取 (代表取締役)	梅田 仁司	1962年12月24日生	1986年4月 当行入行 2004年1月 当行市場金融部部長代理 2006年4月 当行薬門台支店長 2010年10月 当行経営企画部部長代理 2012年7月 当行参事経営企画部担当部長 2014年4月 当行参事経営企画部長 2014年6月 当行執行役員経営企画部長 2016年4月 当行執行役員本店営業部長 2016年5月 当行常務執行役員本店営業部長 2017年4月 当行常務執行役員 2018年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2019年4月 当行取締役頭取・CEO（現職）	2025年6月から1年	普通株式 4,700 優先株式 10
取締役副頭取 (代表取締役)	松丸 隆一	1959年8月1日生	1983年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 1989年10月 同行株式会社スイス富士銀行出向 1994年11月 同行富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向 2002年4月 みずほ証券株式会社資本市場グループ資本市場第4部部長 2008年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 2010年8月 みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員 2014年6月 確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長 2017年5月 当行常務執行役員 2017年6月 当行取締役副頭取・COO（現職）	2025年6月から1年	普通株式 7,100 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	白井 克己	1963年11月5日生	1987年4月 当行入行 2004年11月 当行柏支店地区法人部長 2007年4月 当行浦安支店長 2010年4月 当行営業統括部部長代理 2012年4月 当行五井支店長 2013年7月 当行参事五井支店長 2014年4月 当行参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長 2015年4月 当行参事支店業務部長 2015年6月 当行執行役員支店業務部長 2016年4月 当行執行役員法人戦略部長 2016年5月 当行執行役員営業副本部長兼法人戦略部長 2019年4月 当行常務執行役員エリア長兼本店営業部長 2020年4月 当行常務執行役員営業本部長 2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 2024年4月 当行取締役常務執行役員（役職名変更） 2025年4月 当行取締役専務執行役員（現職）	2025年6月 から1年	普通株式 3,900 優先株式 —
取締役 常務執行役員	田中 啓之	1964年6月1日生	1988年4月 当行入行 2007年4月 当行鎌取支店長 2010年4月 当行浦安支店長 2012年4月 当行営業統括部部長代理 2014年4月 当行経営企画部部長代理 2014年7月 当行参事経営企画部担当部長 2016年6月 当行執行役員経営企画部担当部長 2019年4月 当行執行役員経営企画部長 2020年4月 当行常務執行役員経営企画部長 2022年4月 当行常務執行役員 2025年6月 当行取締役常務執行役員就任予定	2025年6月 から1年	普通株式 7,900 優先株式 4
取締役	戸谷 久子	1952年8月1日生	1975年4月 千葉県入庁 2000年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長 2002年4月 同県総合企画部女性サポートセンター所長 2004年4月 同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事 2007年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 2008年4月 同県健康福祉部次長 2009年4月 同県健康福祉部長 2011年4月 同県環境生活部長 2013年3月 同県退職 2013年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常務理事 2015年6月 当行社外取締役（現職）	2025年6月 から1年	普通株式 2,800 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山田 英司	1955年7月18日生	1978年4月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社 2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現・株式会社NTTデータグループ）金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長 2002年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長 2004年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長 2005年6月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長 2017年6月 当行社外取締役（現職） 2021年6月 日本電子計算株式会社顧問 株式会社極洋社外取締役（現職） 2022年6月 平和不動産株式会社社外取締役（現職）	2025年6月から1年	普通株式 2,300 優先株式 —
取締役	杉浦 哲郎	1954年7月30日生	1977年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行関連事業部付外向 株式会社富士総合研究所（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）理事チーフエコノミスト 2003年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループグループ戦略第一部付外向 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）チーフエコノミスト 2004年4月 同社経営企画部付外向 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）チーフエコノミスト 2005年4月 同社執行役員経営企画部付 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）常務執行役員チーフエコノミスト 2007年4月 みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員 2011年7月 同社副理事長 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会専務理事 2019年6月 当行社外取締役（現職）	2025年6月から1年	普通株式 1,800 優先株式 —
取締役	木下 由美子	1961年7月13日生	1984年4月 日本銀行入行 1991年9月 マッキンゼー&カンパニー入社 2004年4月 独立行政法人科学技術振興機構（現・国立研究開発法人科学技術振興機構）日本科学未来館入社 2011年6月 K C J G R O U P株式会社経営企画部長 2016年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ常勤理事 2018年3月 同法人チェアマン特命外交担当 2020年7月 公益財団法人東京都サッカー協会理事 2021年3月 東京建物株式会社社外取締役（現職） 2022年4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員（現職） 2024年6月 公益財団法人東京都サッカー協会副会長（現職） 当行社外取締役（現職）	2025年6月から1年	普通株式 — 優先株式 —

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	金杉 毅	1965年12月24日生	1989年4月 当行入行 2009年4月 当行原本中山支店長 2010年5月 当行人事部上席調査役（外部出向） 2012年10月 当行津田沼支店長 2015年4月 当行審査部部長代理 2015年7月 当行参事審査部担当部長 2017年10月 当行参事事業戦略部長 2018年10月 当行人事部参事役（外部出向） 2020年4月 当行執行役員審査部長 2022年4月 当行執行役員エリア長兼千葉西ブロック長兼本店営業部長 2024年4月 当行執行役員 2024年6月 当行常勤監査役（現職）	2025年6月 から4年	普通株式 22,900 優先株式 1
常勤監査役	宮本 昭	1963年7月10日生	1986年4月 当行入行 2005年5月 当行幕張テクノガーデン支店長 2007年5月 当行小金支店長 2009年7月 当行我孫子支店長 2011年4月 当行総合事務部上席調査役 2012年4月 当行総合事務部部長代理 2016年4月 当行総合事務部長 2016年7月 当行参事総合事務部長 2018年4月 当行執行役員総合事務部長 2021年4月 当行常務執行役員 2025年4月 当行執行役員 2025年6月 当行常勤監査役就任予定	2025年6月 から4年	普通株式 4,500 優先株式 1
監査役	菊川 隆志	1960年4月21日生	1983年4月 安田生命保険相互会社（現・明治安田生命保険相互会社）入社 2001年4月 同社金沢支社長 2004年1月 明治安田生命保険相互会社新宿支社長 2006年4月 同社札幌支社長 2009年4月 同社コンプライアンス統括部長 2012年4月 同社業務部長 2014年4月 同社執行役大阪本部長 2016年4月 同社常務執行役 2020年4月 同社専務執行役 2021年4月 同社常任顧問 2021年6月 当行社外監査役（現職） 2021年7月 明治安田生命保険相互会社取締役（現職）	2025年6月 から4年	普通株式 900 優先株式 —
監査役	豊島 達哉	1959年6月22日生	1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現・損害保険ジャパン株式会社）入社 2005年4月 株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン株式会社）静岡自動車営業部長 2008年4月 同社大阪自動車営業第一部長 2011年4月 同社執行役員東京中央支店長 2014年4月 S O M P O クレジット株式会社代表取締役社長 2014年6月 五洋建設株式会社非常勤監査役 2017年6月 ユニバース開発株式会社監査役 2018年6月 丸紅セーフネット株式会社監査役 2020年6月 財形信用保証株式会社非常勤監査役 2022年6月 当行社外監査役（現職）	2023年6月 から4年	普通株式 500 優先株式 —
計					普通株式 64,500 優先株式 20

- (注) 1. 取締役戸谷久子、取締役山田英司、取締役杉浦哲郎及び取締役木下由美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役菊川隆志及び監査役豊島達哉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 所有株式数の優先株式は、全て第2回第七種優先株式であります。
4. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任を上程しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
井上 真一郎	1975年3月27日生	2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2012年5月 同法人パートナー就任（現職） 2014年12月 弁護士登録換え（第一東京弁護士会） 2020年6月 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 社外監査役（現職） 2021年6月 株式会社ストレージ王社外監査役（現職） 2023年6月 三菱UFJ国際投信株式会社（現・三菱UFJアセットマネジメント株式会社）社外取締役 2025年6月 同社社外取締役監査等委員就任予定	—

5. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を入しております。2025年6月26日開催予定の定時株主総会終結後の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりとなる予定であります。
- 常務執行役員 國府田治、森省一、尾關邦斗、中村遵史、青木剛、井上宏人
執行役員 宮本昌彦、岡田真紀、小岩井学、柴田実、西村信宏、田口博、梶純子、関和浩、仲村眞一、堀内俊和

② 社外役員の状況

当行の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また同氏は千葉県庁の出身であり、2016年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心こども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会とも一般的な預金取引があります。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記①の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現・株式会社NTTデータグループ）の出身であり、2015年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。また、2021年6月までは日本電子計算株式会社の代表取締役社長として業務執行に従事しておりました。現在は株式会社極洋の社外取締役、平和不動産株式会社社外取締役に就かれております。当行は、株式会社NTTデータグループ子会社の株式会社NTTデータにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記①の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役杉浦哲郎氏は、2007年3月まで株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「同グループ」という。）の執行役員でありました。2007年4月からは、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員、2011年7月同社副理事長。2014年4月からは独立系のシンクタンクである一般社団法人日本経済調査協議会専務理事に就かれ、2019年11月に同協議会の理事を退任されております。同グループは、当行株式の議決権を14.2%所有する主要株主であります。また、当行からの要請により同グループ子会社の株式会社みずほ銀行からの出向者が本部に在籍しておりますが、当行の経営方針や経営戦略並びに各種施策は、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。また、当行は日本経済調査協議会の正会員として情報提供サービスを受けております。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記①の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役木下由美子氏と当行との間に、特別な利害関係はありません。

社外監査役菊川隆志氏は、2021年3月まで明治安田生命保険相互会社専務執行役でありました。現在は同社の取締役役に就かれております。当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記①の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役豊島達哉氏は、2014年3月まで株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン株式会社）の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。当行は、損害保険ジャパン株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記①の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役は、株主に対する受託者責任及び法令の定める義務を負うことを認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、銀行の経営方針に従い、適切に業務を執行することを通じて、当行及び株主共同の利益の達成を図ることに加えて、取締役会における銀行の重要な事項の決定に際して、必要に応じて銀行外部の知見を提供し、独立的な見地から、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する役割・責務を担っております。社外取締役戸谷久子氏は、千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役山田英司氏は、日本電子計算株式会社元代表取締役社長であり、同社でのシステム開発等の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役杉浦哲郎氏は、1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役木下由美子氏は、海外勤務などで培われた国際性と公益法人での多岐にわたる業務経験を活かし、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。上記4名は、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として選任しております。

社外監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、銀行の社会的責任の重要性を認識し、その職責を自覚のうえ、適正な監査を行うことによって、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を構築する役割・責務を負っております。社外監査役両氏は、社外での経歴により客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は下記のとおり定めております。なお、社外取締役4名及び社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

<社外役員に係る独立性判断基準>

1. 当行またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者」という）、またその就任前10年間における業務執行者ではないこと
2. 当行の現在の主要株主（注1）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人、また最近5年間におけるそれらの者ではないこと
3. 当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人ではないこと
4. (1) 当行又はその子会社を主要な取引先（注2）とする者又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間における業務執行者ではないこと
(2) 当行の主要な取引先（注3）である者又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者、また最近3年間における業務執行者ではないこと
5. 当行又はその子会社から一定額（過去3年平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
6. 当行又はその子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
7. 現在の当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員等、また最近3年間、当該社員として当行又はその子会社の監査業務を担当した社員等ではないこと

8. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、また、当行又はその子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（注4）の社員等ではないこと
 9. 上記1～8に該当する者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）ではないこと
 10. 独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が12年間を超えないことを要する。ただし、社外役員としての貢献度合いや引き続き就任させる必要性の観点等から、指名・報酬等諮問委員会の答申も経た上で再任が適当と認められる場合には、通算の在任期間が12年間を超える者であっても独立性を有する社外役員として再任されることができる。
 11. その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
(注1) 総議決権の10%以上を所有する株主
(注2) 当行から、当該取引先における直近事業年度の年間連結総売上高の2%以上の支払がある先
(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払を行っている先
(注4) 過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその子会社から受けたファーム
(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士
(注6) 二親等内の親族
- ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- 社外取締役及び社外監査役は会計監査人及び監査役会との意見交換会等に出席する等、会計監査人及び監査役会との連携を図るほか、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監督・監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当行の監査役会は、4名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されております。監査役は、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行っております。

当事業年度において当行は、監査役会を毎月1回、臨時を含めて13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤	加藤 重人	4	4
	横山 均	13	13
	金杉 毅	9	9
非常勤	菊川 隆志	13	13
	豊島 達哉	13	13

（注）開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

イ. 監査役会における具体的な検討内容

監査役会は、年度毎に監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その中で、主要な検討事項としたのは以下の3点であります。

- (i) 当事業年度の監査項目は、①取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況、②内部統制システムの構築・運用状況の2つを基本監査項目としました。そのため、監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議・委員会への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取及び重要な決裁書類等を閲覧しました。また、営業店への往査及び本部各部の監査を実施したほか、子会社の監査、子会社取締役・監査役との意思疎通及び意見交換を図り、必要に応じてヒアリング等を行い、効率的かつ実効性ある監査の実施に努めました。なお、常勤監査役は分担して子会社の非常勤監査役を兼務しております。
- (ii) 内部統制システム監査では、取締役等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (iii) 会計監査人からは、定期的に監査結果及び経過の説明を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。特に、監査上の主要な検討事項（KAM）については、選定から決定のプロセスについて十分な協議を行い、その実施状況について報告を受け、活発に意見交換を実施しました。

こうした主要な検討事項の中でも、当事業年度の重点監査項目として検討した内容は以下のとおりであります。

- コーポレートガバナンス・コードに対応したガバナンス体制強化への取組み
企業経営の透明性を確保し、ステークホルダーの権利・立場の尊重及び中長期的な企業価値の向上等を目的としたガバナンス体制強化への取組み等、当行の持続的成長を可能とするための全般的な取組状況を監視し検証いたしました。
- サステナブル経営への取組み
企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、有価証券報告書においてサステナビリティに関する考え方や取組み、人的資本等の新たな開示・拡充が求められていることから、その取組状況を監視し検証いたしました。
- サイバーセキュリティ対策の強化に向けた対応
サイバー攻撃が複雑化・巧妙化し、サイバーセキュリティが企業価値に直結するリスクとなっている状況下、取締役が善管注意義務・内部統制システム整備義務を果たすためのセキュリティ・ガバナンスの取組状況を監視し検証いたしました。
- AML管理態勢構築・強化に向けた取組み
2028年に予定されているFATF第5次相互審査に向けた行内管理態勢の構築・強化及び現場実務の定着等、AMLプログラムの実効性向上に向けた取組状況を監視し検証いたしました。
- アフターコロナ局面における信用リスク管理と伴走支援への体制整備及び対応状況
当行では徹底した顧客フォローが奏功し、ゼロゼロ関連融資の条件変更・代弁率は低位安定している中、引き続き信用リスク管理と伴走支援の取組状況を監視し検証いたしました。

○ 3線防衛体制構築後の運用状況

1線自律統制、2線牽制機能、3線監査による3ディフェンスラインを意識したガバナンス・リスクマネジメント体制の整備及び不正・不祥事の予防と発見統制の強化に向けた取組状況を監視し検証いたしました。

○ 長期経営戦略・中期経営計画の浸透状況及びその実現に向けた各重要戦略の取組状況並びに次期中期経営計画の策定状況

長期経営ビジョン及び戦略並びに中期経営計画の現場浸透状況と計画対比を確認するほか、特にエンゲージメント向上への対応、事務・営業活動の効率化及びDX戦略の取組状況を監視し検証いたしました。

○ 顧客本位の業務運営実践と顧客の最善の利益追求に向けた取組状況

“貯蓄から投資へ”の動きと顧客本位の業務運営への期待要請が一段と高まる中、当行が対外公表している「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく活動状況を監視し検証いたしました。

○ ハラスメント未然防止態勢強化に向けた取組状況

当行のハラスメント防止態勢が厚生労働省の指針に照らし適切に整備され有効に機能しているか、また各種ハラスメント防止策及び啓蒙策の実効性向上に向けた活動状況を監視し検証いたしました。

ロ. 常勤監査役の活動状況

基本監査項目では、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧により、取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況及び内部統制システムの構築・運用状況について、監査を実施いたしました。また、重点監査項目に関しては、営業店往査及び本部監査を実施したうえで情報収集し、その結果を監査役会で社外監査役とも議論し共有するとともに、社外取締役を含む全取締役に往査記録を回付したほか、定期的に開催する代表取締役との意見交換会のテーマにも採り上げ、必要な提言を実施いたしました。また、社外監査役とは情報共有の機会を増やし、知見も活かしつつ、監査上の重要な課題についての意見形成に努めました。更に、会計監査人とは、双方向で必要な情報を提供するなどの連携、実効性あるコミュニケーションの強化、監査役と会計監査人間の監査品質と監査効率の向上を目指し、適正性及び信頼性の確保に努めました。

ハ. 非常勤監査役の活動状況

社外監査役は、取締役会への出席を主体として、客観的な立場から取締役の業務の執行を監査しつつ、必要に応じて意見表明をいたしました。また、会社の外部で得られる情報の提供や知見を活かしつつ、監査役会にて常勤監査役と活発に意見交換を行いました。更に、代表取締役との意見交換会への出席、常勤監査役との営業店往査や子会社への往査等による現場接触機会を増やし、監査上の重要な課題についての意見形成に貢献いたしました。

なお、当行は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き4名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成される予定であります。

② 内部監査の状況

イ. 内部監査の組織、人員及び手続

当行の内部監査部門である監査部は、経営目標の達成に役立つことを目的に、銀行及び連結子会社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性を検証・評価し、課題改善に向けた提言を行う組織として、2025年3月31日現在20名が在籍しております。

監査部は、年度毎の監査計画を策定するうえで、監査対象領域全体を俯瞰し、経営目的を阻害するリスクが、どこで、どの程度の大きさで存在するかをリスクアセスメントにより捉え、リスクベースの監査に取り組んでおります。

また、リスクカテゴリー別に業務単位で監査テーマを設定し、リスクカテゴリー別に編成された専門チームが監査を実施しております。

なお、監査部は、業務執行部門から独立して取締役会に直属しており、内部監査規程や年度毎に策定する監査計画については、取締役会が承認をしております。

ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部監査の実効性を確保するための取組

監査部は、個々の監査が終了次第、会長に監査結果を報告するとともに、併せて取締役会にも報告しております。監査結果に伴う改善事項についても、改善状況をフォローアップし、改善結果を会長及び取締役会に報告しております。

また、監査部は、監査結果や改善状況について、常勤監査役へ直接報告する仕組みを持っているほか、監査役が本部や営業店を往査した結果について情報提供を受けております。そのほかにも、監査部、監査役及び会計監査人は、三者合同で意見交換を実施しており、相互間の連携を図っております。

監査部は、独立した立場で行内の各種会議体に参加し、日々行内の状況把握に努めるとともに、必要に応じて内部統制部門から報告を受けるなど、実効性の確保に取り組んでおります。

そのほか、監査部は、取締役会参加メンバーと意見交換する場を持ち、監査部が実施しているリスクアセスメント結果の説明や日頃の情報収集により捉えた将来的なリスク予兆など、経営陣とのリスク認識の共有や、少なくとも5年に一度は外部評価を受けるなど、内部監査の実効性向上に努めております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

25年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

近藤 敏弘

中桐 徹

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は34名（公認会計士12名、その他22名）であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当行では、監査役会で定めた「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、会計監査人に求められる独立性・専門性・品質管理体制等を評価・分析し、決定しております。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することとしております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することとしており、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告することとしております。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当行では、監査役会で定めた「会計監査人の再任に係るガイドライン」及び「会計監査人の再任に関する監査役チェックリスト」に基づき、会計監査人を評価しております。

EY新日本有限責任監査法人については、そのガイドライン及びチェックリストに基づき、監査活動の適切性・妥当性等を総合的に評価した結果、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当しないことから、当監査法人の再任が相応と判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	61	3	63	—
連結子会社	6	—	6	—
計	67	3	69	—

前連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計に関する助言業務の委託であります。

当連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、ありません。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	10	—	19
連結子会社	—	—	—	1
計	—	10	—	20

前連結会計年度において、当行が監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、バーゼル規制に関する助言業務の委託及び外国口座税務コンプライアンス法対応支援業務の委託であります。

当連結会計年度において、当行が監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、バーゼル規制に関する助言業務の委託及び外国口座税務コンプライアンス法対応支援業務の委託であります。また、連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、外国口座税務コンプライアンス法対応支援業務の委託であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 報酬の決定方針

当行は、取締役に対する報酬（以下「役員報酬」という。）に係る決定に関し「役員報酬に関する基本方針」を定めております。

加えて、この基本方針の下、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、ガバナンス委員会（2022年4月1日付「指名・報酬等諮問委員会」に改組）における審議を経て、2021年2月25日開催の取締役会にて決議いたしました。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬等諮問委員会が、上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

(i) 基本方針

役員報酬は、当行の企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

(ii) 報酬体系

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（「固定報酬」及び「業績連動報酬」）と「株式報酬型ストックオプション」で構成されております。

ただし、社外取締役及び監査役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、「固定報酬」のみとしております。

〔取締役の報酬の構成比率（頭取・取締役常務執行役員・社外取締役の場合）〕

役職	金銭報酬		非金銭報酬
	基本報酬		株式報酬型 ストックオプション
	固定報酬	業績連動報酬	
取締役頭取	67.1%	25.2%	7.7%
取締役常務執行役員	70.0%	23.3%	6.7%
社外取締役	100%	—	—

(注) 1. 業績連動報酬は、役位別の基準額に対する支給率を100%とした場合

2. 株式報酬型ストックオプションは、過去の株価水準等を参考に算出

「固定報酬」は、役位・職責、在位年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に決定し、毎月金銭で支給しております。

「業績連動報酬」は、毎年6月に年1回金銭で支給しております。

取締役のうち会長・頭取・副頭取の業績連動報酬に係る指標は、「当期利益計画の達成状況」及び、経営自ら率先して気候変動課題への取組みをより牽引するため、当行がKPI（Key Performance Indicator）として掲げるESG投融资・サステナブルファイナンスの実行額及びCO2排出量の削減率の年間達成状況を目標とする「サステナビリティの取組状況」としております。これにより、業績指標の達成状況に応じた支給率の変動幅は、「当期利益計画の達成状況」に応じた支給率0%～130%と、「サステナビリティの取組状況」に応じた支給率0～15%を合算した、役位別の基準額の0%～145%となっております。

〔取締役のうち会長・頭取・副頭取の業績連動報酬に係る指標〕

項目		指標の選定理由
指標	当期利益計画の達成状況	・経営の最終結果である当期利益を選定することで、業績と報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブを付与するため
	サステナビリティの取組状況	・経営自ら率先して気候変動課題（ESG投融資・サステナブルファイナンス実行額及びCO2排出量削減）への取組みをより牽引するため
支給率の変動幅	役位別の基準額の0%～145%	—

会長・頭取・副頭取以外の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬に係る指標は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」としております。両指標を選択した理由は、当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。また、達成状況や業務執行に応じた支給率の変動幅は、役位別の基準額の0%～130%とし、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。

〔会長・頭取・副頭取以外の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬に係る指標〕

項目		指標の選定理由
指標	当期利益計画の達成状況	・経営の最終結果である当期利益を選定することで、業績と報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブを付与するため
	執行状況	・個人ごとの職責・職位に応じた執行目標を選定することで、目標達成に対する適切なインセンティブを付与するため
支給率の変動幅	役位別の基準額の0%～130%	—

「株式報酬型ストックオプション」は、取締役（社外取締役を除く）の業績及び企業価値向上への貢献意欲、並びに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、2014年6月27日開催の定時株主総会において、ご承認いただいております。

「株式報酬型ストックオプション」は、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。また、株式報酬型ストックオプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となり、毎年7月に年1回割当します。なお、株式報酬型ストックオプションの内容及び交付状況は、「第4 提出会社の状況」中、1「（2）①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(iii) 株主総会の決議年月及び当該決議の内容等

当行の役員の報酬等は、取締役の金銭報酬額（枠）は年額300百万円以内、監査役の金銭報酬額（枠）は年額80百万円以内、上記の金銭報酬額とは別枠で、取締役に対する非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションの報酬額（枠）として年額70百万円以内として、それぞれ2024年6月26日開催の第102回定時株主総会において、ご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）、監査役の員数は4名となります。なお、株式報酬型ストックオプションは、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個（社外取締役は付与対象外）とし、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、ご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名となります。

(iv) 報酬決定プロセス等

当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の個人別の報酬は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬等諮問委員会」の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の個人別の報酬については、監査役会が決定します。

なお、当事業年度における当行の役員の報酬額等の額の決定過程における取締役会、監査役会及び指名・報酬等諮問委員会の活動は、取締役の役員報酬額について、固定報酬項目においては2024年3月に、業績連動報酬項目においては2025年4月にそれぞれ指名・報酬等諮問委員会にて審議を行い取締役会へ答申いたしました。また、監査役会は、2024年6月開催の監査役会にて監査役の報酬額を決定いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額		
			金銭報酬		非金銭報酬
			基本報酬		株式報酬型 ストック オプション
			固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	5	159	104	43	11
監査役（社外監査役を除く）	3	33	33	—	—
社外役員	6	52	52	—	—

(注) 1. 上表には2024年6月26日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の達成状況につきましては、当期利益計画は計画81億円に対し実績84億円（達成率104%）となっております。サステナビリティの取組状況につきましても目標を上回る実績となっております。また、各役員の業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行における投資有価証券に該当する株式の保有目的（「純投資」と「政策投資」）の区分は、株式への投資を通じキャピタルゲインを得ることを主たる目的とするものを「純投資」とし、当行の企業価値向上を主たる目的とするものを「政策投資」と区分しております。

なお、「政策投資」における保有目的は、(1) 株式投資を通じ取引先企業との関係・連携強化により投資先企業との取引を量的・質的に向上し、当行収益の拡大化を目的とするものと、(2) 当行事業基盤の強化・充実を目的とした投資先企業との提携関係や情報交換網構築等、事業上のネットワーク構築を目的とするもの、があります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ、保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行における政策投資株式の基本方針は、当行の企業価値向上に向けて、真に必要な場合についてのみ投資を行うものとし、また、保有合理性があると判断するものについては、これを継続保有するものとしております。また、政策投資上場株式については、これら方針に定めるものを除き、縮小を基本方針とすると定めております。

政策投資株式の保有目的は、当行の企業価値向上に向け、(1) 取引関係の維持・拡大を目的とするもの、(2) 事業上の関係維持・拡大を目的とするものに限定しております。保有合理性については、毎年取締役会にて個別別に保有目的を踏まえ検証を実施しております。

2025年3月期においては、2024年3月期実施した保有意義検証を踏まえ、一部の銘柄について、市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮しつつ売却しております。

また、2025年3月期末に保有する政策保有株式については、当行の企業価値向上の観点で個別銘柄ごとに保有目的を踏まえその保有合理性を取締役会にて検証を実施しており、上場株式はすべての保有先において保有意義があることを確認しております。

なお、政策保有株式から純投資株式へ変更した銘柄の売買にかかる意思決定については、政策保有株式の所管部署である経営企画部から投資有価証券の所管部署である市場金融部に移管しております。市場金融部は、預金や融資等の顧客情報を取り扱う部門との間に顧客情報の情報授受制限を設ける等制約があり、独立した売買ができる体制となっており、発行会社の意向による制限を受けることはありません。また、政策保有株式から純投資株式へ振り替えた銘柄は、その経緯から売却を基本的な考えとしておりますが、実際の売却にあたっては、市場金融部が随時、市場環境や発行体の業績、収益性等総合的に判断し決定しており、純投資目的である投資株式から得られる配当金収入やキャピタルゲインなど純投資目的の考え方に沿った銘柄については継続保有をすることがあります。

<保有適否の検証>

保有合理性は個社毎に検証をしており、採算性の確認については、預貸金収益や役務収益、配当収入からコストを控除し算出したRORAベースの指標が当行資本コストを勘案した基準を充足するかを確認しております。その結果として、採算性の基準を満たさない等の保有意義が希薄化した銘柄については保有合理性の改善を目指す、もしくはお取引先企業の理解を得たうえで売却を進めていくこととしております。

なお、縮減目標として「2024年3月末比、2029年3月末までに政策保有株式を時価ベースで100億円以上の削減をし、連結純資産に占める政策保有株式の割合を20%未満とする」ことを2024年5月に公表しており、お取引先企業等と十分な対話を行いながら引き続き対応してまいります。

<議決権行使基準>

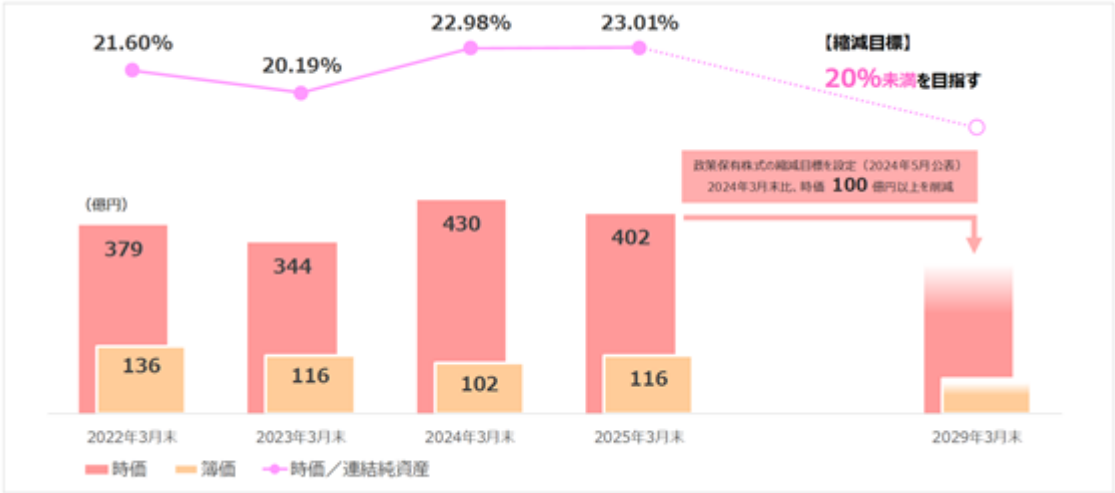
政策保有株式の議決権行使については、投資先の企業価値向上や持続的成長を図る観点から議案内容について十分に確認・検討を行ったうえで適切に行使します。なお、議決権行使における確認・検討においては、下記事項について、投資先の企業価値向上の観点から、特にその妥当性について精査のうえ判断します。

- ・ 剰余金の処分に關する事項
- ・ 取締役及び取締役会に關する事項
- ・ 監査役及び監査役会に關する事項
- ・ 役員報酬等に關する事項
- ・ 資本政策及びその他事項

<政策保有株主から自社株式の売却意向が示された場合の対応方針>

政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合は、売却申出先の意思を尊重して対応することとしております。

<政策保有株式の貸借対照表計上額及び連結純資産に対する比率>



ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	29	37,741
非上場株式	52	2,491

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	2	1,500	当行及び取引先等の中長期的な企業価値の向上に資すると認められることなどから、事業上の関係維持・強化を目的として取得いたしました。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	4	213
非上場株式	—	—

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
キッコーマン株式会 社	5,167,820	5,167,820	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	7,446	10,175		
イオン株式会社	1,410,962	1,410,962	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	5,291	5,072		
SOMPOホール ディングス株式会社	1,081,686	1,081,686	事業上の関係維持・強化を目的に保有 し、当行における損害保険業務について 総合的に寄与	無
	4,890	3,450		
株式会社オリエンタ ルランド	1,300,000	1,300,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	3,828	6,303		
サッポロホールディ ングス株式会社	310,100	310,100	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	2,365	1,870		
京成電鉄株式会社 （注）4	1,309,797	436,599	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,764	2,689		
住友不動産株式会社	249,800	249,800	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,397	1,448		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	306,230	306,230	事業上の関係維持・強化を目的に保有 し、預金取引関係、業務委託関係、コル レス取引関係、ATM提携先として寄与	無
	1,240	932		
新日本建設株式会社	699,680	823,180	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	1,093	1,345		
株式会社ヤクルト本 社	361,400	361,400	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,031	1,127		
フクダ電子株式会社	160,000	160,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,022	1,108		
K&Oエナジーグ ループ株式会社	341,565	341,565	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	1,021	1,125		
ユアサ・フナショク 株式会社	219,290	223,290	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	893	794		
株式会社マツキヨコ カラ&カンパニー	300,000	300,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	702	731		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東京建物株式会社	235,152	235,152	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	594	618		
安田倉庫株式会社	300,000	300,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	504	364		
東急不動産ホール ディングス株式会社	500,000	500,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	499	624		
出光興産株式会社	456,000	456,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	480	475		
T P R株式会社	146,072	146,072	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	338	352		
株式会社丸山製作所	162,587	162,587	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	333	404		
藤田観光株式会社	29,000	29,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	281	214		
那須電機鉄工株式会 社	16,500	16,500	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	219	183		
アイエックス・ナ レッジ株式会社	203,200	203,200	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	209	236		
南総通運株式会社	120,000	120,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	130	130		
沖電気工業株式会社	80,877	80,877	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	79	93		
セントラル総合開発 株式会社	73,000	73,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	33	41		
株式会社タカヨシ ホールディングス	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	29	40		
株式会社東天紅	20,000	20,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	17	18		
双葉電子工業株式会 社	1,210	1,210	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社プロクレア ホールディングス	—	17,873	事業上の関係維持・強化を目的に保有するも、2025年3月末までに売却済	無
	—	33		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	—	839	事業上の関係維持・強化を目的に保有するも、2025年3月末までに売却済	無
	—	1		

（注）1. 「—」は、当該銘柄を保有していない又は当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものであります。

2. 定量的な保有効果については、秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、取引関係の維持・強化を目的として保有する政策株式については、保有に伴う便益やリスク、コストに加え取引状況等を加味し総合的に経済合理性の検証を行っております。事業上の関係維持・強化を目的として保有する政策株式については、当初取得目的に対し有効的に寄与しているか等総合的に経済合理性の検討を行っております。

3. 当行の株式の保有の有無につきましては、普通株式について記載しております。

4. 株式保有数の増加は、株式分割による増加であります。

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
上場株式	28	4,371	26	3,968
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
上場株式	98	872	615
非上場株式	—	—	—

（注）減損処理はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有 又は売却に関する方針
京葉瓦斯株式会社	1,395,450	1,529	2023年3月期	当行における政策投資株式の基本方針を踏まえ、発行会社と対話を行うなかで発行会社株式について純投資への変更について合意したため保有目的を変更しております。 保有目的の変更に伴い、当該投資株式の売買にかかる意思決定については、政策保有株式の所管部署である経営企画部から投資有価証券の所管部署である市場金融部に移管しております。市場金融部は、預金や融資等の顧客情報を取り扱う部門との間に顧客情報の情報授受制限を設ける等制約があり、独立した売買ができる体制となっており、発行会社の意向による制限を受けることはありません。また、当該投資株式は、その経緯から売却を基本的な考えとしておりますが、実際の売却にあたっては、市場金融部が随時、市場環境や発行体の業績、収益性等総合的に判断し決定しており、純投資目的である投資株式から得られる配当金収入やキャピタルゲインなど純投資目的の考え方に沿っている場合は継続保有をすることがあります。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	258,928	244,521
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	136	115
有価証券	※1,※2,※4,※7 525,434	※1,※2,※4,※7 522,089
貸出金	※2,※3,※5 2,377,146	※2,※3,※5 2,415,859
外国為替	※2,※3 3,246	※2,※3 4,290
その他資産	※2,※4 42,177	※2,※4 38,795
有形固定資産	※6 18,915	※6 18,785
建物	6,066	6,115
土地	10,806	10,805
リース資産	60	95
建設仮勘定	—	1
その他の有形固定資産	1,982	1,767
無形固定資産	2,865	2,642
ソフトウェア	2,613	2,393
リース資産	3	2
その他の無形固定資産	247	246
退職給付に係る資産	1,154	759
繰延税金資産	76	59
支払承諾見返	※2 7,167	※2 5,251
貸倒引当金	△8,121	△6,422
資産の部合計	3,229,226	3,246,846
負債の部		
預金	※4 2,876,448	※4 2,877,019
譲渡性預金	105,200	131,000
借用金	※4 27,217	※4 35,810
外国為替	135	152
その他負債	21,600	20,777
退職給付に係る負債	132	114
役員退職慰労引当金	35	19
株式給付引当金	224	313
睡眠預金払戻損失引当金	44	27
偶発損失引当金	265	—
繰延税金負債	3,473	1,570
支払承諾	7,167	5,251
負債の部合計	3,041,946	3,072,056
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	6,971	6,971
利益剰余金	96,889	92,183
自己株式	△2,338	△2,326
株主資本合計	163,643	158,948
その他有価証券評価差額金	15,902	8,345
繰延ヘッジ損益	284	578
退職給付に係る調整累計額	2,680	2,107
その他の包括利益累計額合計	18,867	11,031
新株予約権	145	173
非支配株主持分	4,624	4,636
純資産の部合計	187,280	174,790
負債及び純資産の部合計	3,229,226	3,246,846

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	54,584	56,910
資金運用収益	27,830	30,929
貸出金利息	22,401	23,989
有価証券利息配当金	4,533	5,781
コールローン利息及び買入手形利息	468	415
預け金利息	235	607
その他の受入利息	190	135
役務取引等収益	13,736	12,954
その他業務収益	175	183
その他経常収益	12,842	12,842
貸倒引当金戻入益	244	558
償却債権取立益	376	814
その他の経常収益	12,221	11,470
経常費用	44,334	46,227
資金調達費用	755	2,462
預金利息	157	1,833
譲渡性預金利息	2	166
コールマネー利息及び売渡手形利息	△8	4
債券貸借取引支払利息	2	112
借入金利息	84	129
その他の支払利息	517	215
役務取引等費用	4,005	4,251
その他業務費用	3,891	5,160
営業経費	※ 1 25,145	※ 1 24,972
その他経常費用	10,536	9,380
その他の経常費用	※ 2 10,536	※ 2 9,380
経常利益	10,250	10,682
特別利益	9	—
固定資産処分益	9	—
特別損失	822	530
固定資産処分損	99	14
減損損失	※ 3 722	※ 3 0
子会社株式売却損	—	515
税金等調整前当期純利益	9,437	10,152
法人税、住民税及び事業税	3,070	1,140
法人税等調整額	△1,190	1,355
法人税等合計	1,880	2,496
当期純利益	7,557	7,655
非支配株主に帰属する当期純利益	128	195
親会社株主に帰属する当期純利益	7,428	7,459

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	7,557	7,655
その他の包括利益	※ 1 12,303	※ 1 △8,019
その他有価証券評価差額金	8,986	△7,740
繰延ヘッジ損益	236	294
退職給付に係る調整額	3,079	△573
包括利益	19,860	△363
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,355	△375
非支配株主に係る包括利益	505	12

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	6,971	92,795	△2,350	159,536
当期変動額					
剰余金の配当			△1,329		△1,329
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,428		7,428
自己株式の取得				△2,002	△2,002
自己株式の処分		△4		14	9
自己株式の消却		△2,000		2,000	—
利益剰余金から資本剰 余金への振替		2,004	△2,004		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,094	12	4,106
当期末残高	62,120	6,971	96,889	△2,338	163,643

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	7,291	47	△398	6,940	122	4,119	170,718
当期変動額							
剰余金の配当							△1,329
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,428
自己株式の取得							△2,002
自己株式の処分							9
自己株式の消却							—
利益剰余金から資本剰 余金への振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,610	236	3,079	11,927	23	505	12,455
当期変動額合計	8,610	236	3,079	11,927	23	505	16,561
当期末残高	15,902	284	2,680	18,867	145	4,624	187,280

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	6,971	96,889	△2,338	163,643
当期変動額					
剰余金の配当			△1,574		△1,574
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,459		7,459
自己株式の取得				△10,592	△10,592
自己株式の処分		△3		14	11
自己株式の消却		△10,588		10,588	－
利益剰余金から資本剰 余金への振替		10,591	△10,591		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△4,705	11	△4,694
当期末残高	62,120	6,971	92,183	△2,326	158,948

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	15,902	284	2,680	18,867	145	4,624	187,280
当期変動額							
剰余金の配当							△1,574
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,459
自己株式の取得							△10,592
自己株式の処分							11
自己株式の消却							－
利益剰余金から資本剰 余金への振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,556	294	△573	△7,835	28	12	△7,795
当期変動額合計	△7,556	294	△573	△7,835	28	12	△12,489
当期末残高	8,345	578	2,107	11,031	173	4,636	174,790

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,437	10,152
減価償却費	2,093	2,146
減損損失	722	0
貸倒引当金の増減(△)	△566	△1,698
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1,154	395
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△3,288	△17
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	1	△16
株式給付引当金の増減額(△は減少)	119	88
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△25	△16
偶発損失引当金の増減(△)	265	△265
資金運用収益	△27,830	△30,929
資金調達費用	755	2,462
有価証券関係損益(△)	240	2,811
子会社株式売却損益(△は益)	—	515
固定資産処分損益(△は益)	90	14
商品有価証券の純増(△)減	△47	20
貸出金の純増(△)減	△22,853	△38,713
預金の純増減(△)	54,620	571
譲渡性預金の純増減(△)	△24,500	25,800
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	5,387	8,592
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	60	△62
外国為替(資産)の純増(△)減	△71	△1,044
外国為替(負債)の純増減(△)	7	17
資金運用による収入	27,517	30,822
資金調達による支出	△740	△1,797
その他	△5,435	6,686
小計	14,805	16,537
法人税等の支払額	△1,617	△2,794
法人税等の還付額	—	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,187	13,747
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△147,062	△174,423
有価証券の売却による収入	74,539	114,669
有価証券の償還による収入	62,623	43,986
有形固定資産の取得による支出	△1,777	△1,030
有形固定資産の売却による収入	38	—
無形固定資産の取得による支出	△1,147	△812
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※2 1,561
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,785	△16,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△2,002	△10,592
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1,329	△1,574
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,331	△12,166
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,929	△14,468
現金及び現金同等物の期首残高	261,551	258,622
現金及び現金同等物の期末残高	※1 258,622	※1 244,154

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

ちば興銀カードサービス株式会社は、2024年7月1日付で当行が保有する同社の全株式を当行グループ外の会社へ譲渡したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

株式会社ちばくろ及び株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 1社

会社名 ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(非連結子会社の設立)

ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合は、新規設立により当連結会計年度から非連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名 ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(持分法非適用の非連結子会社の設立)

ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合は、新規設立により当連結会計年度から持分法非適用の非連結子会社としております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,762百万円（前連結会計年度末は6,640百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	8,121百万円	6,422百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の5.
「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡潔で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2027年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

1. 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発が行われ、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されました。

これにより、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとし、この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上するほか、当該市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとなります。

2. 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2026年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,135百万円、2,095千株、当連結会計年度末1,128百万円、2,081千株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
出資金	－百万円	55百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,401百万円	3,049百万円
危険債権額	32,000百万円	33,886百万円
三月以上延滞債権額	15百万円	58百万円
貸出条件緩和債権額	5,532百万円	4,144百万円
合計額	42,949百万円	41,139百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
5,167百万円	2,977百万円

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	89,852百万円	89,138百万円
担保資産に対応する債務		
預金	439 "	309 "
借入金	14,700 "	21,400 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	－百万円	10,745百万円
その他資産	6,525百万円	25百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
先物取引差入証拠金	9百万円	9百万円
保証金	1,154百万円	1,102百万円

※ 5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	483,918百万円	471,951百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	412,798百万円	407,455百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 6. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	23,229百万円	23,668百万円

※ 7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証
債務の額

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
27,354百万円	21,883百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
給料・手当	10,611百万円	10,961百万円

※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
貸出金償却	1,515百万円	202百万円
株式等償却	0百万円	37百万円

※ 3. 減損損失

前連結会計年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用中止により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額722百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗 3 か所	土地及び建物等	712百万円
			(うち土地 576百万円)
			(うち建物 135百万円)
千葉県内	共用資産 1 か所	ソフトウェア	10百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を 1 つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額及び路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	13,946	△12,828
組替調整額	△1,004	1,895
法人税等及び税効果調整前	12,942	△10,933
法人税等及び税効果額	△3,955	3,193
その他有価証券評価差額金	8,986	△7,740
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	340	434
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	340	434
法人税等及び税効果額	△103	△139
繰延ヘッジ損益	236	294
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,194	△639
組替調整額	233	△145
法人税等及び税効果調整前	4,428	△784
法人税等及び税効果額	△1,348	211
退職給付に係る調整額	3,079	△573
その他の包括利益合計	12,303	△8,019

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	3,000	—	500	2,500	(注) 1
第2回第六種優先株式	301	—	—	301	
第1回第七種優先株式	653	—	—	653	
第2回第七種優先株式	4	—	—	4	
合 計	66,180	—	500	65,680	
自己株式					
普通株式	4,994	2	33	4,962	(注) 2、3
第二種優先株式	—	500	500	—	(注) 4
第2回第七種優先株式	0	0	—	0	(注) 5
合 計	4,994	502	533	4,962	

- (注) 1. 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2023年9月の自己株式消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が保有する当行株式(当連結会計年度期首2,100千株、当連結会計年度末2,095千株)が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少29千株及び株式給付信託の給付による減少4千株であります。
4. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2023年9月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。
5. 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		-----				145	
合計			-----				145	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	296	5	2023年3月31日	2023年6月29日
	第二種優先株式	312	104	2023年3月31日	2023年6月29日
	第2回第六種優先 株式	90	300	2023年3月31日	2023年6月29日
	第1回第七種優先 株式	587	900	2023年3月31日	2023年6月29日
	第2回第七種優先 株式	42	9,000	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	593	利益剰余金	10	2024年3月31日	2024年6月27日
	第二種優先株式	260	利益剰余金	104	2024年3月31日	2024年6月27日
	第2回第六種 優先株式	90	利益剰余金	300	2024年3月31日	2024年6月27日
	第1回第七種 優先株式	587	利益剰余金	900	2024年3月31日	2024年6月27日
	第2回第七種 優先株式	42	利益剰余金	9,000	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	2,500	—	500	2,000	(注) 1
第2回第六種優先株式	301	—	—	301	
第1回第七種優先株式	653	—	171	481	(注) 2
第2回第七種優先株式	4	—	—	4	
合 計	65,680	—	671	65,009	
自己株式					
普通株式	4,962	1	31	4,932	(注) 3、4
第二種優先株式	—	500	500	—	(注) 5
第1回第七種優先株式	—	171	171	—	(注) 6
第2回第七種優先株式	0	0	—	0	(注) 7
合 計	4,962	673	702	4,932	

- (注) 1. 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2024年8月の自己株式消却による減少であります。
2. 第1回第七種優先株式の発行済株式の減少は、2024年5月の自己株式消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が保有する当行株式（当連結会計年度期首2,095千株、当連結会計年度末2,081千株）が含まれております。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少17千株及び株式給付信託の給付による減少13千株であります。
5. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2024年8月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。
6. 第1回第七種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2024年5月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。
7. 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		-----				173	
合計			-----				173	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	593	10	2024年3月31日	2024年6月27日
	第二種優先株式	260	104	2024年3月31日	2024年6月27日
	第2回第六種優先株式	90	300	2024年3月31日	2024年6月27日
	第1回第七種優先株式	587	900	2024年3月31日	2024年6月27日
	第2回第七種優先株式	42	9,000	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり上程しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	593	利益剰余金	10	2025年3月31日	2025年6月27日
	第二種優先株式	208	利益剰余金	104	2025年3月31日	2025年6月27日
	第2回第六種優先株式	90	利益剰余金	300	2025年3月31日	2025年6月27日
	第1回第七種優先株式	433	利益剰余金	900	2025年3月31日	2025年6月27日
	第2回第七種優先株式	42	利益剰余金	9,000	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)
※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	258,928百万円	244,521百万円
その他預け金	△305 "	△367 "
現金及び現金同等物	258,622 "	244,154 "

※ 2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式の売却によりちば興銀カードサービス株式会社 (以下「同子会社」という。) が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の主な内訳並びに同子会社の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

資産	8,883百万円
負債	△7,025百万円
子会社株式売却損	△515百万円
同子会社の株式の売却価額	1,341百万円
未払金	221百万円
同子会社の現金及び現金同等物	△2百万円
差引：同子会社売却による収入	1,561百万円

(リース取引関係)
(貸主側)
転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

1. リース投資資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他資産	230	242

2. リース債務 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他負債	230	242

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。このうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づき、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、リスク統括部は、四半期ごとに「大口信用供与等規制管理規程」により大口与信先の状況等を経営へ報告しております。更に与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門（営業店等）や審査部門（審査部）から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取締役会に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期ごとに経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクキャピタルや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち市場価格のない株式等以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を計測しております。

このVaRの算定は、ヒストリカル法を採用しており、計測条件の詳細は下記のとおりとなっております。

信頼区間：99%、観測期間：5年、保有期間：「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引（有価証券をヘッジ対象とする取引を除く）」は240日、政策保有株式は120日、それ以外は60日。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,402百万円（前連結会計年度は35,201百万円）であります。

また、当行グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した適切な資金管理を行うとともに、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営し、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めることで、資金繰りリスクを管理しております。また、各市場取引におけるポジション限度枠を設定し、市場流動性リスクをコントロールしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	136	136	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	74,159	73,480	△678
其他有価証券（※１）	448,777	448,777	—
(3) 貸出金	2,377,146		
貸倒引当金（※２）	△7,021		
	2,370,124	2,367,485	△2,639
資産計	2,893,199	2,889,880	△3,318
(1) 預金	2,876,448	2,876,465	16
負債計	2,876,448	2,876,465	16
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	294	294	—
ヘッジ会計が適用されているもの	408	408	—
デリバティブ取引計	702	702	—

（※１）其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	115	115	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	118,078	110,987	△7,091
その他有価証券（※1）	400,088	400,088	—
(3) 貸出金	2,415,859		
貸倒引当金（※2）	△5,366		
	2,410,493	2,384,595	△25,897
資産計	2,928,775	2,895,786	△32,988
(1) 預金	2,877,019	2,876,585	△434
(2) 借入金	35,810	35,730	△79
負債計	2,912,829	2,912,316	△513
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	304	304	—
ヘッジ会計が適用されているもの	842	842	—
デリバティブ取引計	1,147	1,147	—

（※1） 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3） 其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式（※1）（※2）	1,031	2,494
組合出資金（※3）	1,465	1,428

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。
当連結会計年度において、非上場株式について37百万円減損処理を行っております。

（※3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	42,615	104,535	104,488	42,478	63,446	82,667
満期保有目的の債券	8,630	12,769	5,283	547	73	46,855
うち国債	—	—	—	—	—	46,855
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	8,630	12,769	5,283	547	73	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	33,984	91,765	99,204	41,930	63,373	35,811
うち国債	—	—	8,846	14,693	21,660	6,994
地方債	6,061	24,853	44,114	17,683	25,503	19,316
社債	21,039	34,779	30,353	1,478	7,099	4,659
貸出金(※)	463,708	354,243	270,249	228,151	228,651	791,212
合 計	506,323	458,778	374,737	270,629	292,098	873,880

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
37,178百万円、期間の定めのないもの3,750百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	32,860	116,096	78,573	26,402	74,911	103,113
満期保有目的の債券	7,870	9,475	4,378	134	24,774	71,444
うち国債	—	—	—	—	24,749	71,444
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	7,870	9,475	4,378	134	24	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	24,989	106,620	74,195	26,267	50,136	31,669
うち国債	—	5,883	1,844	—	1,907	6,349
地方債	9,915	34,129	33,187	11,689	16,542	15,406
社債	11,727	38,148	20,567	3,821	5,740	2,480
貸出金(※)	457,896	375,143	293,914	201,854	244,197	802,076
合 計	490,756	491,240	372,488	228,256	319,108	905,190

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
36,840百万円、期間の定めのないもの3,936百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	2,796,964	62,785	16,698	—	—	—
合 計	2,796,964	62,785	16,698	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	2,791,240	73,072	12,706	—	—	—
借入金	27,999	6,055	1,754	—	—	—
合 計	2,819,240	79,128	14,461	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券及び有価証券（＊）				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	136	—	136
その他有価証券				
国債・地方債等	52,195	137,532	—	189,727
社債	—	99,384	24	99,408
株式	47,739	—	—	47,739
その他	29,211	78,180	2,774	110,166
デリバティブ取引				
金利関連	—	955	—	955
通貨関連	—	635	—	635
資産計	129,146	316,826	2,798	448,771
デリバティブ取引				
金利関連	—	353	—	353
通貨関連	—	534	—	534
負債計	—	888	—	888

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,734百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 （＊）					
1,710	—	23	—	—	—	1,734	—

（＊）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれておりま
す。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券及び有価証券（＊）				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	115	—	115
その他有価証券				
国債・地方債等	15,984	120,871	—	136,856
社債	—	82,485	—	82,485
株式	43,594	—	—	43,594
その他	36,415	96,086	2,563	135,064
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,546	—	1,546
通貨関連	—	553	—	553
資産計	95,994	301,659	2,563	400,216
デリバティブ取引				
金利関連	—	548	—	548
通貨関連	—	404	—	404
負債計	—	952	—	952

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,087百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 （＊）					
1,734	—	23	329	—	—	2,087	—

（＊）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	46,200	—	—	46,200
社債	—	—	27,279	27,279
貸出金	—	—	2,367,485	2,367,485
資産計	46,200	—	2,394,764	2,440,965
預金	—	2,876,465	—	2,876,465
負債計	—	2,876,465	—	2,876,465

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	89,285	—	—	89,285
社債	—	—	21,701	21,701
貸出金	—	—	2,384,595	2,384,595
資産計	89,285	—	2,406,296	2,495,582
預金	—	2,876,585	—	2,876,585
借入金	—	35,730	—	35,730
負債計	—	2,912,316	—	2,912,316

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、外部ベンダー等の第三者から入手した評価価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利及び貸出期間が短期間（１年以内）のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利及び約定期間が短期間（１年以内）のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引は、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)								
	期首 残高	当期の損益又はそ 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替 (※3)	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	—	△25	—	—	50	—	24	—
その他	2,656	—	118	—	—	—	2,774	—

- (※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (※3) 当該有価証券は自行保証付私募債であり、債券の発行者の信用状態の悪化により、満期保有目的の債券からその他有価証券に保有区分を変更したものであります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)								
	期首 残高	当期の損益又はそ 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	24	25	—	△50	—	—	—	—
その他	2,774	—	△211	—	—	—	2,563	—

- (※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

 当行グループは財務部門及び市場バック部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、財務部門において、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

 時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用い、第三者から入手した相場価格を利用する場合は、評価技法及びインプットの確認や時価の時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	△1

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	21,878	21,936	58
	地方債	—	—	—
	社債	16,709	16,824	114
	その他	—	—	—
	小計	38,587	38,760	173
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	24,976	24,264	△712
	地方債	—	—	—
	社債	10,595	10,455	△139
	その他	—	—	—
	小計	35,571	34,719	△851
合計		74,159	73,480	△678

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,345	2,364	19
	その他	—	—	—
	小計	2,345	2,364	19
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	96,194	89,285	△6,908
	地方債	—	—	—
	社債	19,537	19,336	△201
	その他	—	—	—
	小計	115,732	108,622	△7,110
合計		118,078	110,987	△7,091

3. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,599	11,886	35,713
	債券	20,516	20,439	77
	国債	6,049	6,040	8
	地方債	6,129	6,098	31
	社債	8,337	8,300	37
	その他	26,420	25,335	1,085
	小計	94,537	57,661	36,875
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	140	144	△4
	債券	268,620	274,531	△5,911
	国債	46,145	47,968	△1,822
	地方債	131,402	134,932	△3,529
	社債	91,071	91,630	△559
	その他	85,480	92,757	△7,277
	小計	354,240	367,433	△13,192
合計		448,777	425,094	23,683

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,151	11,433	30,718
	債券	500	500	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	500	500	0
	その他	18,565	18,171	393
	小計	61,217	30,104	31,112
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,442	1,605	△163
	債券	218,841	229,688	△10,847
	国債	15,984	17,924	△1,940
	地方債	120,871	128,008	△7,136
	社債	81,985	83,755	△1,770
	その他	118,586	125,938	△7,352
	小計	338,871	357,233	△18,362
合計		400,088	387,338	12,749

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,406	1,635	29
債券	3,936	31	—
国債	3,936	31	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	27,003	2,155	683
合計	34,345	3,822	712

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,145	1,182	151
債券	58,371	—	1,844
国債	39,804	—	1,275
地方債	12,849	—	387
社債	5,716	—	181
その他	32,406	1,328	116
合計	93,922	2,511	2,112

5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券50百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、26百万円（うち、株式0百万円、債券25百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- ①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合
- ②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	23,683
その他有価証券	23,683
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△6,754
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	16,928
（△）非支配株主持分相当額	1,026
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	15,902

当連結会計年度（2025年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	12,749
その他有価証券	12,749
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△3,561
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	9,187
（△）非支配株主持分相当額	842
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	8,345

(デリバティブ取引関係)
1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における
契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額
等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡し契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	14,411	13,439	141	141
	受取変動・支払固定	14,411	13,439	52	52
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	17,128	15,592	△302	△302
	買建	17,128	15,592	302	302
合 計		———	———	193	193

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年 3 月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	13,536	12,715	△140	△140
	受取変動・支払固定	13,536	12,715	295	295
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	11,633	10,911	△400	△400
	買建	11,633	10,911	400	400
合　　計		-----	-----	155	155

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年 3 月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	85,341	70,007	147	147
	為替予約				
	売建	2,360	—	△52	△52
	買建	667	—	5	5
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合　　計		-----	-----	100	100

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	85,283	77,573	138	138
	為替予約				
	売建	2,062	—	15	15
	買建	951	—	△5	△5
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合　　計		———	———	149	149

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引
 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
 該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	其他有価証券 (債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		8,000	8,000	408
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		— — — — —	— — — — —	— — — — —	408

（注）金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度（2025年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	其他有価証券 (債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		8,000	8,000	842
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		— — — — —	— — — — —	— — — — —	842

（注）金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、キャッシュバランスプラン類似型制度を採用しております。当該制度では、在職中の資格ポイントと勤続ポイントの累積により給付額が決定し、年金資産の運用や市場金利の影響を受けることはありませんが、年金受給期間中は、年金給付利率を市場金利（20年国債の過去5年平均）に応じて変更する制度であります。

連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、連結子会社の一部は、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	21,364	18,997
勤務費用	669	542
利息費用	76	254
数理計算上の差異の発生額	△2,171	△84
退職給付の支払額	△941	△972
連結範囲の変更に伴う増減額	—	△20
退職給付債務の期末残高	18,997	18,716

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	17,943	20,019
期待運用収益	448	500
数理計算上の差異の発生額	2,022	△724
事業主からの拠出額	305	307
退職給付の支払額	△701	△742
年金資産の期末残高	20,019	19,361

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,345	14,152
年金資産	△20,019	△19,361
	△5,673	△5,209
非積立型制度の退職給付債務	4,651	4,564
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,022	△644

退職給付に係る負債	132	114
退職給付に係る資産	△1,154	△759
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,022	△644

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	669	542
利息費用	76	254
期待運用収益	△448	△500
数理計算上の差異の費用処理額	233	△145
その他	23	26
確定給付制度に係る退職給付費用	554	177

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	4,428	△784
合計	4,428	△784

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△3,854	△3,069
合計	△3,854	△3,069

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	62.7%	64.3%
株式	34.8%	33.9%
その他	2.4%	1.6%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.3%	1.3%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度63百万円、当連結会計年度69百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業経費	30百万円	32百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年7月14日	2015年8月4日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年7月22日から 2047年7月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員10名	当行取締役6名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,000株	普通株式 127,100株	普通株式 138,100株
付与日	2020年7月22日	2021年7月20日	2022年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	2021年7月21日から 2051年7月20日まで	2022年7月22日から 2052年7月21日まで

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役5名及び執行役員15名	当行取締役5名及び執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 56,000株	普通株式 35,400株
付与日	2023年7月24日	2024年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2023年7月25日から 2053年7月24日まで	2024年7月25日から 2054年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	5,300株	5,500株	20,400株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	5,300株	5,500株	20,400株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	19,800株	28,100株	66,700株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	19,800株	28,100株	66,700株

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	98,500株	101,000株	131,200株
権利確定	—	—	—
権利行使	6,200株	4,500株	5,000株
失効	—	—	—
未行使残	92,300株	96,500株	126,200株

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	35,400株
失効	—	—
権利確定	—	35,400株
未確定残	—	—
権利確定後		
前連結会計年度末	56,000株	—
権利確定	—	35,400株
権利行使	1,900株	—
失効	—	—
未行使残	54,100株	35,400株

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価（注）	734円	700円	377円

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	—円	—円	—円
付与日における公正な評価単価（注）	540円	425円	258円

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,016円	1,016円	1,016円
付与日における公正な評価単価（注）	196円	208円	202円

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円
行使時平均株価	1,016円	—
付与日における公正な評価単価（注）	555円	930円

（注）1株当たりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第12回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第12回新株予約権
株価変動性（注）1	36.17%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	7.5円／株
無リスク利子率（注）4	1.56%

（注）1. 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	－百万円	3百万円
貸倒引当金	3,649	2,944
有価証券評価損	2,433	769
退職給付に係る負債	44	39
減価償却	174	160
その他	1,311	1,302
繰延税金資産小計	7,614	5,220
評価性引当額 (注)	△3,331	△2,664
繰延税金資産合計	4,282	2,555
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,754	△3,561
退職給付に係る資産	△351	△240
繰延ヘッジ損益	△124	△264
子会社の留保利益金	△449	－
繰延税金負債合計	△7,679	△4,065
繰延税金負債の純額	△3,396百万円	△1,510百万円

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.7
住民税均等割等	0.1	0.0
子会社の留保利益金	4.7	－
子会社株式売却益に係る課税	－	1.5
賃上げ促進税制による税額控除額	△0.2	△1.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－	△0.5
評価性引当額の増減によるもの	△15.6	△6.5
その他	0.5	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%	24.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は0百万円増加し、繰延税金負債は75百万円増加し、その他有価証券評価差額金は89百万円減少し、繰延ヘッジ損益は7百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は27百万円減少し、法人税等調整額は60百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(子会社株式の譲渡)

当行は2024年5月29日開催の取締役会において、連結子会社であったちば興銀カードサービス株式会社の全株式を全国保証株式会社へ譲渡すること（以下、「本株式譲渡」という。）を決議し、2024年7月1日付で譲渡いたしました。本株式譲渡に伴い、当連結会計年度より、ちば興銀カードサービス株式会社を当行の連結範囲から除外しております。

1. 本株式譲渡の概要

(1) 本株式譲渡の相手先

全国保証株式会社

(2) 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 ちば興銀カードサービス株式会社

事業の内容 信用保証、クレジットカード業務

(3) 本株式譲渡の理由

ちば興銀カードサービス株式会社は、住宅ローン等の信用保証業務、クレジットカード事業を行う当行の連結子会社でありました。2023年11月10日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」で公表しているとおり、当行では企業価値向上に向けて、住宅ローン事業を含む、事業ポートフォリオの発展的な見直しを伴う取組み等を検討してまいりましたが、この度、連結子会社の業務効率化の観点より、同社と同業でかつ同社の営業基盤を網羅する全国保証株式会社に対し、当行が保有する同社の全株式を譲渡することといたしました。

(4) 本株式譲渡日

2024年7月1日

(5) 法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

子会社株式売却損 515百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

流動資産 8,601百万円

固定資産 285百万円

資産合計 8,886百万円

流動負債 6,992百万円

固定負債 41百万円

負債合計 7,033百万円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「子会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

3. セグメント情報の開示において、当該子会社が含まれていた区分の名称

信用保証・クレジットカード業

4. 当連結会計年度における連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の金額

経常収益 408百万円

経常利益 227百万円

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計			
預金・貸出業務	939	—	—	939	—	—	939
為替業務	1,276	—	—	1,276	—	—	1,276
証券関連業務	148	—	—	148	—	—	148
代理業務	1,975	—	—	1,975	—	—	1,975
保護預り・貸金庫業務	143	—	—	143	—	—	143
その他業務	4,335	—	330	4,666	257	—	4,923
顧客との契約から生じる 経常収益	8,820	—	330	9,150	257	—	9,407
上記以外の経常収益	36,636	7,883	787	45,306	—	△130	45,176
外部顧客に対する経常 収益	45,456	7,883	1,118	54,457	257	△130	54,584

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

2. 上記以外の経常収益の調整額△130百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計			
預金・貸出業務	917	—	—	917	—	—	917
為替業務	1,313	—	—	1,313	—	—	1,313
証券関連業務	107	—	—	107	—	—	107
代理業務	1,467	—	—	1,467	—	—	1,467
保護預り・貸金庫業務	139	—	—	139	—	—	139
その他業務	5,039	—	85	5,125	378	—	5,503
顧客との契約から生じる 経常収益	8,983	—	85	9,069	378	—	9,448
上記以外の経常収益	39,102	8,159	178	47,441	20	—	47,461
外部顧客に対する経常 収益	48,086	8,159	264	56,511	398	—	56,910

(注) 1. 「信用保証・クレジットカード業」は、2024年7月1日付でちば興銀カードサービス株式会社の全株式を譲渡したことにより、同日時点までの収益を表示しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、地域商社・農業・コンサルティング業務、投資事業組合及び投資事業有限責任組合の運営・管理業務を含んでおります。

3. 2024年4月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちばく及及び、2024年7月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、「その他」に含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

なお、「信用保証・クレジットカード業」を構成するちば興銀カードサービス株式会社について、2024年7月1日付で、当行が保有する同社の全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。したがって、同日時点までの業績は含まれておりますが、連結貸借対照表項目については除外しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	45,456	7,883	1,118	54,457	257	54,714	△130	54,584
セグメント間の内部経常収益	4,208	62	601	4,872	1,424	6,296	△6,296	—
計	49,665	7,945	1,719	59,330	1,681	61,011	△6,427	54,584
セグメント利益	13,222	114	965	14,303	97	14,400	△4,150	10,250
セグメント資産	3,208,586	22,330	8,826	3,239,743	1,944	3,241,688	△12,462	3,229,226
セグメント負債	3,030,026	19,020	6,632	3,055,679	225	3,055,905	△13,958	3,041,946
その他の項目								
減価償却費	1,897	6	20	1,923	171	2,095	△1	2,093
資金運用収益	31,923	48	24	31,996	0	31,996	△4,166	27,830
資金調達費用	668	101	2	772	—	772	△16	755
特別利益	9	—	—	9	—	9	—	9
（固定資産処分益）	(9)	(—)	(—)	(9)	(—)	(9)	(—)	(9)
特別損失	819	—	2	822	0	822	—	822
（固定資産処分損）	(96)	(—)	(2)	(99)	(0)	(99)	(—)	(99)
（減損損失）	(722)	(—)	(—)	(722)	(—)	(722)	(—)	(722)
税金費用	1,073	44	284	1,402	28	1,431	449	1,880
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,812	—	62	2,875	127	3,002	△7	2,995

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額△130百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	48,086	8,159	264	56,511	398	56,910	—	56,910
セグメント間の内部経常収益	558	41	143	744	1,256	2,000	△2,000	—
計	48,645	8,201	408	57,255	1,655	58,910	△2,000	56,910
セグメント利益	10,667	221	227	11,116	70	11,186	△503	10,682
セグメント資産	3,227,014	24,488	—	3,251,502	2,312	3,253,814	△6,967	3,246,846
セグメント負債	3,059,348	21,208	—	3,080,557	299	3,080,856	△8,800	3,072,056
その他の項目								
減価償却費	1,960	4	7	1,972	174	2,146	0	2,146
資金運用収益	31,394	60	5	31,461	1	31,462	△533	30,929
資金調達費用	2,353	141	0	2,495	—	2,495	△32	2,462
特別利益	624	—	—	624	—	624	△624	—
（子会社株式売却益）	(624)	(—)	(—)	(624)	(—)	(624)	(△624)	(—)
特別損失	14	—	—	14	0	14	515	530
（固定資産処分損）	(14)	(—)	(—)	(14)	(0)	(14)	(—)	(14)
（減損損失）	(0)	(—)	(—)	(0)	(—)	(0)	(—)	(0)
（子会社株式売却損）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(515)	(515)
税金費用	2,796	54	67	2,919	26	2,945	△449	2,496
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,758	3	5	1,767	157	1,924	△5	1,918

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、地域商社・農業・コンサルティング業務、投資事業組合及び投資事業有限責任組合の運営・管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5. 「信用保証・クレジットカード業」は、2024年7月1日付でちば興銀カードサービス株式会社の全株式を譲渡したことにより、同日時点までの業績を表示しておりますが、連結貸借対照表項目については除外しております。

6. 2024年4月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちばく及び、2024年7月1日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズは、「その他」に含めております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,130	8,565	7,883	11,004	54,584

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	29,026	8,564	8,159	11,158	56,910

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	計		
減損損失	722	—	—	722	—	722

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	田中 啓之	—	—	当行常務 執行役員	被所有 0.0	与信取引	資金の貸付 (注) 1	140 (注) 2	貸出金	136

(注) 1. 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 取引金額は、平均残高を記載しております。

当連結会計年度

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	田中 啓之	—	—	当行常務 執行役員	被所有 0.0	与信取引	資金の貸付 (注) 1	133 (注) 2	貸出金	129

(注) 1. 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 取引金額は、平均残高を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,279円01銭	2,247円32銭
1株当たり当期純利益	112円62銭	116円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	52円79銭	80円93銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	187,280	174,790
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	56,785	46,043
うち優先株式払込金額	百万円	51,035	40,458
うち優先配当額	百万円	980	774
うち新株予約権	百万円	145	173
うち非支配株主持分	百万円	4,624	4,636
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	130,494	128,747
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	57,259	57,289

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	7,428	7,459
普通株主に帰属しない金額	百万円	980	787
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	980	774
うち中間優先配当額	百万円	—	—
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	—	13
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,447	6,672
普通株式の期中平均株式数	千株	57,250	57,277
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	720	579
うち優先配当額	百万円	720	566
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	—	13
普通株式増加数	千株	78,529	32,328
うち優先株式	千株	78,014	31,789
うち新株予約権	千株	515	538
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 3. 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度2,095千株、当連結会計年度2,081千株であり、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度2,098千株、当連結会計年度2,089千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	27,217	35,810	0.62	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	27,217	35,810	0.62	2025年4月～ 2030年3月
1年以内に返済予定のリース債務	120	126	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	208	251	—	2026年4月～ 2032年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	27,999	3,712	2,342	1,300	454
リース債務(百万円)	126	87	73	48	28

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益(百万円)	28,482	56,910
税金等調整前中間(当期)純利益金額(百万円)	5,476	10,152
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益金額(百万円)	4,051	7,459
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	70.51	116.49

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	258,921	244,514
現金	34,010	46,449
預け金	224,911	198,064
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	136	115
商品地方債	136	115
有価証券	※1,※2,※4 524,397	※1,※2,※4 520,862
国債	99,050	112,179
地方債	137,532	120,871
社債	※6 126,713	※6 104,369
株式	47,731	44,859
その他の証券	113,369	138,583
貸出金	※2,※5 2,380,939	※2,※5 2,420,331
割引手形	※3 4,834	※3 2,942
手形貸付	34,462	37,656
証書貸付	2,134,096	2,175,872
当座貸越	207,546	203,859
外国為替	※2 3,246	※2 4,290
外国他店預け	1,845	2,909
買入外国為替	※3 333	※3 34
取立外国為替	1,067	1,347
その他資産	※2 18,845	※2 16,260
前払費用	11	11
未収収益	2,275	2,656
先物取引差入証拠金	9	9
金融派生商品	1,591	2,100
その他の資産	※4 14,956	※4 11,483
有形固定資産	18,665	18,509
建物	6,044	6,024
土地	10,806	10,805
リース資産	127	146
その他の有形固定資産	1,687	1,533
無形固定資産	2,598	2,537
ソフトウェア	2,352	2,291
その他の無形固定資産	245	245
支払承諾見返	※2 7,167	※2 5,251
貸倒引当金	△6,429	△5,757
資産の部合計	3,208,586	3,227,014

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	※4 2,884,617	※4 2,879,557
当座預金	85,293	79,910
普通預金	1,958,977	1,978,870
貯蓄預金	28,695	28,600
通知預金	3,224	2,042
定期預金	799,244	780,383
定期積金	1	0
その他の預金	9,180	9,750
譲渡性預金	105,200	131,000
借入金	※4 14,700	※4 21,400
借入金	14,700	21,400
外国為替	135	152
外国他店預り	131	152
売渡外国為替	3	—
その他負債	13,617	19,145
未払法人税等	1,949	178
未払費用	1,754	2,853
前受収益	706	950
給付補填備金	0	0
金融派生商品	888	952
金融商品等受入担保金	1,335	2,145
リース債務	127	146
その他の負債	6,855	11,918
退職給付引当金	2,699	2,310
株式給付引当金	224	313
睡眠預金払戻損失引当金	44	27
偶発損失引当金	265	—
繰延税金負債	1,354	190
支払承諾	7,167	5,251
負債の部合計	3,030,026	3,059,348
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	6,971	6,971
資本準備金	6,971	6,971
利益剰余金	95,549	91,863
利益準備金	7,099	7,414
その他利益剰余金	88,449	84,449
繰越利益剰余金	88,449	84,449
自己株式	△2,338	△2,326
株主資本合計	162,303	158,628
その他有価証券評価差額金	15,827	8,284
繰延ヘッジ損益	284	578
評価・換算差額等合計	16,111	8,862
新株予約権	145	173
純資産の部合計	178,560	167,665
負債及び純資産の部合計	3,208,586	3,227,014

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	49,665	48,645
資金運用収益	31,923	31,394
貸出金利息	22,393	24,015
有価証券利息配当金	8,635	6,221
コールローン利息	468	415
預け金利息	235	607
その他の受入利息	190	135
役務取引等収益	12,851	12,684
受入為替手数料	1,277	1,313
その他の役務収益	11,573	11,371
その他業務収益	175	183
外国為替売買益	—	77
商品有価証券売買益	0	—
国債等債券売却益	31	25
金融派生商品収益	143	80
その他経常収益	4,715	4,381
貸倒引当金戻入益	305	502
償却債権取立益	372	814
株式等売却益	3,790	2,511
その他の経常収益	246	553
経常費用	36,442	37,977
資金調達費用	668	2,353
預金利息	157	1,835
譲渡性預金利息	2	166
コールマネー利息	△8	4
債券貸借取引支払利息	2	112
借用金利息	0	19
金利スワップ支払利息	71	51
その他の支払利息	442	163
役務取引等費用	4,568	4,383
支払為替手数料	144	153
その他の役務費用	4,423	4,230
その他業務費用	3,891	5,160
外国為替売買損	55	—
商品有価証券売買損	—	2
国債等債券売却損	486	1,960
国債等債券償還損	3,323	3,197
国債等債券償却	25	—
営業経費	※1 24,936	※1 25,157
その他経常費用	2,378	922
貸出金償却	1,510	202
株式等売却損	226	151
株式等償却	0	37
その他の経常費用	640	529
経常利益	13,222	10,667
特別利益	9	624
固定資産処分益	9	—
子会社株式売却益	—	624
特別損失	819	14
固定資産処分損	96	14
減損損失	722	0
税引前当期純利益	12,412	11,276
法人税、住民税及び事業税	2,716	989
法人税等調整額	△1,643	1,807
法人税等合計	1,073	2,796
当期純利益	11,339	8,480

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	62,120	6,971	—	6,971	6,833	80,710	87,543	△2,350	154,285
当期変動額									
剰余金の配当					265	△1,595	△1,329		△1,329
当期純利益						11,339	11,339		11,339
自己株式の取得								△2,002	△2,002
自己株式の処分			△4	△4				14	9
自己株式の消却			△2,000	△2,000				2,000	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,004	2,004		△2,004	△2,004		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	265	7,739	8,005	12	8,018
当期末残高	62,120	6,971	—	6,971	7,099	88,449	95,549	△2,338	162,303

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,244	47	7,291	122	161,699
当期変動額					
剰余金の配当					△1,329
当期純利益					11,339
自己株式の取得					△2,002
自己株式の処分					9
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,582	236	8,819	23	8,842
当期変動額合計	8,582	236	8,819	23	16,861
当期末残高	15,827	284	16,111	145	178,560

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	62,120	6,971	－	6,971	7,099	88,449	95,549	△2,338	162,303
当期変動額									
剰余金の配当					314	△1,888	△1,574		△1,574
当期純利益						8,480	8,480		8,480
自己株式の取得								△10,592	△10,592
自己株式の処分			△3	△3				14	11
自己株式の消却			△10,588	△10,588				10,588	－
利益剰余金から資本剰 余金への振替			10,591	10,591		△10,591	△10,591		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	314	△4,000	△3,685	11	△3,674
当期末残高	62,120	6,971	－	6,971	7,414	84,449	91,863	△2,326	158,628

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,827	284	16,111	145	178,560
当期変動額					
剰余金の配当					△1,574
当期純利益					8,480
自己株式の取得					△10,592
自己株式の処分					11
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,543	294	△7,249	28	△7,220
当期変動額合計	△7,543	294	△7,249	28	△10,895
当期末残高	8,284	578	8,862	173	167,665

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,762百万円（前事業年度末は6,640百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	6,429百万円	5,757百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末1,135百万円、2,095千株、当事業年度末1,128百万円、2,081千株であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
株式	723百万円	256百万円
出資金	－百万円	55百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,062百万円	3,049百万円
危険債権額	32,000百万円	33,886百万円
三月以上延滞債権額	15百万円	58百万円
貸出条件緩和債権額	5,532百万円	4,144百万円
合計額	42,610百万円	41,139百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年 3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
	5,167百万円	2,977百万円

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	89,852百万円	89,138百万円
担保資産に対応する債務		
預金	439 〃	309 〃
借入金	14,700 〃	21,400 〃

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
有価証券	－百万円	10,745百万円
その他の資産	6,525百万円	25百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
保証金	1,125百万円	1,072百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	477,464百万円	471,951百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	412,798百万円	407,455百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	27,354百万円	21,883百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料・手当	10,038百万円	10,450百万円
システム利用料	2,427百万円	2,609百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	723	256
関連会社株式	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,133百万円	2,785百万円
有価証券評価損	2,433	769
退職給付引当金	822	722
減価償却	163	149
その他	1,256	1,266
繰延税金資産小計	7,809	5,693
評価性引当額	△2,845	△2,536
繰延税金資産合計	4,964	3,157
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,193	△3,083
繰延ヘッジ損益	△124	△264
繰延税金負債合計	△6,318	△3,347
繰延税金負債の純額	△1,354百万円	△190百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.5	△2.0
住民税均等割等	0.0	0.0
貸上げ促進税制による税額控除額	△0.2	△0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	△0.5
評価性引当額の増減によるもの	△11.5	△2.7
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.6%	24.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は37百万円増加し、その他有価証券評価差額金は88百万円減少し、繰延ヘッジ損益は7百万円減少し、法人税等調整額は59百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(子会社株式の譲渡)

実施した会計処理の概要

譲渡損益の金額

子会社株式売却益 624百万円

会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却価額との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

上記以外は、連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	22,206	453	342 (0)	22,318	16,293	456	6,024
土地	10,806	—	1	10,805	—	—	10,805
リース資産	202	59	30	231	84	39	146
その他の有形固定資産	8,044	445	299	8,191	6,658	598	1,533
有形固定資産計	41,260	958	672 (0)	41,545	23,036	1,095	18,509
無形固定資産							
ソフトウェア	4,536	803	1,016	4,324	2,032	865	2,291
その他の無形固定資産	351	—	0	351	105	0	245
無形固定資産計	4,887	803	1,016	4,675	2,138	865	2,537

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6,429	5,757	168	6,260	5,757
一般貸倒引当金	2,082	1,730	—	2,082	1,730
個別貸倒引当金	4,346	4,026	168	4,177	4,026
株式給付引当金	224	96	7	—	313
睡眠預金払戻損失引当金	44	27	44	—	27
偶発損失引当金	265	—	—	265	—
計	6,963	5,881	221	6,525	6,098

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額
偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,949	178	1,949	—	178
未払法人税等	1,649	14	1,649	—	14
未払事業税	299	164	299	—	164

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第102期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月26日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日 関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第103期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月20日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。 2024年6月28日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。 2025年1月7日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。 2025年4月7日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月19日

株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敏弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹
業務執行社員

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法（DCF法）による引当	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、千葉県を主要な営業基盤とした銀行業を営んでおり、貸出業務はその中核をなすものである。 会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、営業基盤とする千葉県の経済情勢、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。 このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。 当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、6,422百万円であり、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）「5.会計方針に関する事項」の「(5)貸倒引当金の計上基準」に具体的な計上方法が記載されている。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に貸倒引当金の主要な仮定が記載されている。 (1)債務者区分の判断 貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判断が含まれる。 債務者区分の判断においては、特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者について、将来の業績見通しが、重要な判断要素となる。 (2)DCF法による引当 破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（DCF法）により貸倒引当金を見積もっている。 DCF法による引当においては、各債務者の債務返済能力等の評価に基づく、債権の元本の回収及び利息の受取に係る将来キャッシュ・フローが、重要な検討要素となる。 将来キャッシュ・フローを含む将来の業績見通しは、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判断、及びDCF法による引当を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、債務者区分の判断及びDCF法による引当を評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 - 自己査定基準及び償却・引当基準の整備状況の評価 - 債務者区分の判断及びDCF法による引当の基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を担保する内部統制の評価 - 自己査定基準及び償却・引当基準に準拠し、債務者区分の判断及びDCF法による引当が実施されることを担保する内部統制の評価 - 自己査定及び償却・引当に関連するシステムのIT全般統制の評価 (2)債務者区分の判断 - 会社が実施した債務者区分の判断を評価するため、債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容及び業績等を考慮し、検証対象先を抽出した。 - 抽出された債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、財務内容及び業績に関する資料等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて審査部に質問し、会社が実施した債務者区分の判断を評価した。 - 債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を踏まえ会社が債務者区分を判断した債務者については、当該経営改善計画等の合理性及び実現可能性を検討するため、債務者の主要な損益項目について、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りを評価した。 (3)DCF法による引当 - 会社が定めたDCF法の適用基準に基づき、適用対象先が網羅的に抽出されているかを評価するため、当連結会計年度末の与信残高の一覧を用いた会社の抽出作業を再実施した。 - DCF法に係る計算要素である将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、上記自己査定関連資料を基に債務者の債務返済能力を検討するとともに、会社の融資方針に関する資料を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敏弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法（DCF法）による引当

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断及びキャッシュ・フロー見積法（DCF法）による引当）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。